

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年1月25日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。</p> <p>ついで、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1 資格に関する事務</p> <p>① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理</p> <p>② 国民健康保険資格の管理</p> <p>③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も含む)</p> <p>④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理</p> <p>2 保険給付に関する事務</p> <p>① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い</p> <p>② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理</p> <p>③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定</p> <p>④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理</p> <p>⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務</p> <p>⑥ 医療費適正化に関する業務</p> <p>3 保健事業に関する事務 特定健診、特定保健指導等に関する業務</p> <p>4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務</p> <p>① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務</p> <p>② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務</p> <p>③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務</p> <p>④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理</p> <p>⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理</p> <p>5 保険料の収納・滞納整理に関する事務</p> <p>① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務</p> <p>② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務</p> <p>6 オンライン資格確認に関する事務 オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者証等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認等システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。</p> <p>①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理</p> <p>②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けする処理</p> <p>≪左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)≫ 特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国保システム
②システムの機能	<p>国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 資格に係る機能 ① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理 ③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成</p> <p>2 賦課に係る機能 ① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ③ 保険料の特別徴収に関する管理</p> <p>3 給付に係る機能 ① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定 ② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行</p> <p>4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、国保情報集約システム)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム
②システムの機能	<p>国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p><収納管理> 1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携 2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携 3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携</p> <p><滞納整理> 1 滞納者情報の管理 2 各滞納処分書類の作成 3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 4 統計・決算情報の作成 5 延滞金の計算</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (金融機関・財務連携代行システム、庁内各業務システム)</p>

システム3	
①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を送受信するシステムで、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。</p> <p>1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。</p> <p>2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システム ）</p>
システム4	
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。また、個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。</p> <p>3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム ）</p>

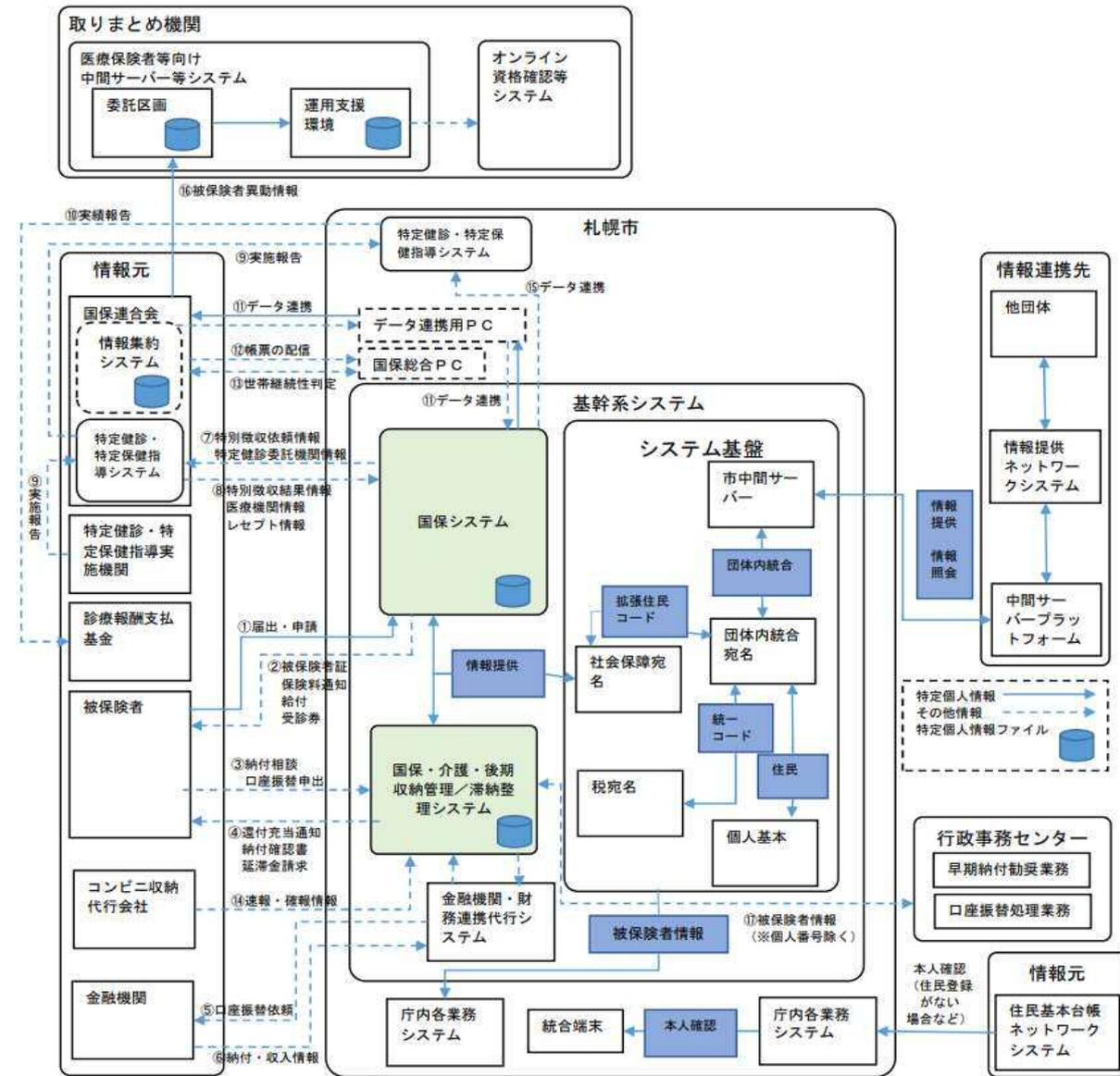
システム5	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する。また、個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住基異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。</p> <p>また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。</p> <p>4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、社会保障宛名)、庁内各業務システム)</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム)</p>

システム9	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム <参考>コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p> <p>8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバー))</p>
システム10	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム11～15	
システム11	
①システムの名称	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。)
②システムの機能	<p>国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない)</p> <p>1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。</p> <p>2 世帯継続判定業務に係る機能 (1)国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2)世帯継続性の判定における確定処理を行う。</p> <p>3 高額該当回数の引継業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数の情報)を出力する。</p> <p>4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保システム(データ連携用PCを介した連携))</p>
システム12	
①システムの名称	特定健診・特定保健指導システム
②システムの機能	<p>特定健診・特定保健指導に係る機能</p> <p>① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行</p> <p>② 健診結果情報の登録</p> <p>③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国保システム(FTP連携))</p>
システム13	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー
②システムの機能	<p>医療保険者等全体又は医療保険制度横断でマイナンバーカードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>1 資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を含まない。)</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(国民健康保険に関する事務においてはこの機能は用いない。)</p> <p>3 本人確認事務に係る機能(同上)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続に添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な国民健康保険事務に資することが期待される。 2 市外転入者の所得等の確認について、紙媒体による確認よりも事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。 4 オンライン資格確認等システムを用いることで、①資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、②高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、③被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、④後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年札幌市条例第42号。以下「利用条例」という。) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 被保険者より保険資格に関わる届出、保険料減免・保険給付に関わる申請を受け付け、確認を行う。
- ② 資格情報より被保険者証を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課額を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。
- ③ 被保険者からの納付相談を受け付ける。口座振替依頼書を受け付ける。
- ④ 過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。
- ⑤ 金融機関へ口座振替依頼を行う。
- ⑥ 金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。
- ⑦ 特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ。)の依頼を行う。
- ⑧ 特別徴収の結果を受け取る。医療機関情報、レセプト情報を受け取る。
- ⑨ 特定健診・特定保健指導の実施報告を受ける。
- ⑩ 特定健診・特定保健指導の実績報告を行う。
- ⑪ 資格継続情報・高額該当回数情報をデータ連携する。
- ⑫ 情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報に係る処理帳票を配信する。
- ⑬ 情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。
- ⑭ コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。
- ⑮ 資格情報をデータ連携する。
- ⑯ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、情報集約システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。
- ⑰ 行政事務センターが口座振替処理業務及び保険料早期納付勧奨に係る業務に関する被保険者情報を取扱う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が行う国民健康保険の被保険者(資格喪失者も含む)、擬制世帯主(国保未加入の世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に存在している者)
その必要性	正確かつ公平・公正な給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の交付等)、特定健診、医療費適正化業務のために保有 ③ 医療保険関係情報…国民健康保険の資格管理や各種給付、賦課、徴収等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑨ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収及び退職者医療制度該当者の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保護担当課及び保健福祉課、各市税務所の市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (健康保険適用事業所) <input type="checkbox"/> その他 (国保連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	
③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時(変更時等) 2 連絡先等情報: 随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…随時及び月次(加入時、変更時等) ② 健康・医療関係情報…随時(変更時等) ③ 医療保険関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ④ 児童福祉・子育て関係情報…随時(変更時等) ⑤ 障害者福祉関係情報…随時(変更時等) ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…随時(保護担当課からの連絡受付時等) ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…随時(年齢到達時、届出受理時、変更時等) ⑧ 雇用・労働関係情報…随時(届出受理時等、変更時等) ⑨ 年金関係情報…随時(届出受理時等)、月次(年金給付対象者情報受理時) ⑩ 国保連合会とのデータ連携情報…日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等) ※平成30年4月以降	
④入手に係る妥当性	国民健康保険の資格管理、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 都道府県単位での被保険者資格等の管理を国保連合会に委託することになっていることから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	
⑤本人への明示	国民健康保険法第9条及び番号法別表第二の42、43、44、45項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と公平・公正な国民健康保険に関する事務のため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市 保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、篠路出張所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		<p>1 資格事務</p> <p>① 個人番号により本人確認を行う。</p> <p>② 申請・届出や登録された被保険者情報等から、資格の管理を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者資格関係情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>④ 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、申請の審査や資格管理等を行うための基礎資料として使用する。</p> <p>2 給付事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を基に適正な保険給付を行うために使用する。</p> <p>② 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、各種給付の基礎情報として使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう被保険者医療保険情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>3 賦課事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を把握し、管理するための基礎情報として使用する。</p> <p>② 被保険者の所得情報等を元に保険料の賦課を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村へ照会を行い、保険料計算等の基礎情報として使用する。</p> <p>4 収納事務</p> <p>賦課情報や納付情報等から収納事務に使用する。</p> <p>5 滞納整理事務</p> <p>滞納情報等から滞納整理を行うために使用する。</p> <p>6 保健事業事務</p> <p>健康・医療関係情報から特定健診や特定保健指導を行うために使用する。</p>
	情報の突合 ※	<p>1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。</p> <p>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</p>
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<p>1 資格事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 ・被保険者証等の交付等 <p>2 給付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保険給付の支給決定等 ・各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 <p>3 賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料額決定等
	⑨使用開始日	平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<p>[委託する] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 委託する 2) 委託しない</p> <p style="margin-left: 100px;">(11) 件</p>	
委託事項1	データ入力業務	
①委託内容	紙媒体の情報をシステムへ取り込むため、記載された内容をデータ化する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p>[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 特定個人情報ファイルの全体</p> <p style="margin-left: 100px;">2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
	対象となる本人の数	<p>[1万人以上10万人未満] <選択肢></p> <p style="margin-left: 100px;">1) 1万人未満</p> <p style="margin-left: 100px;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="margin-left: 100px;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="margin-left: 100px;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="margin-left: 100px;">5) 1,000万人以上</p>
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	短期間でデータ入力業務を実施できる知識及び技術を保有する民間事業者に委託する。

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
帳票印刷等業務		
①委託内容	システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(圧着・封入・封緘、裁断等)を行う	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	札幌市では、大量の印刷を実施できるプリンタを保有しておらず、指定の期日までに、印刷及び事後処理を実施するために、データからの印刷と事後処理の技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。

委託事項3		療養費支給申請書点検業務	
①委託内容		柔道整復、鍼灸及びあんま・マッサージの施術に係る療養費申請に関する被保険者への照会、適正な受診の啓発及び問い合わせ対応に関する業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		療養を受けた被保険者	
その妥当性		療養費申請に関する被保険者への照会事務を迅速に処理するため、民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名		競争入札により決定する。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		診療報酬明細書点検業務	
①委託内容		医療機関から送付された診療報酬明細書を点検する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		療養の給付を受けた被保険者	
その妥当性		点検には専門的な知識を要するため北海道国民健康保険団体連合会に委託する。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ	
⑥委託先名		北海道国民健康保険団体連合会	

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		ジェネリック差額通知業務委託	
①委託内容		ジェネリック医薬品使用促進のための先発医薬品と後発医薬品の差額通知業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	療養の給付を受けた被保険者	
	その妥当性	専門的な知識を要するため北海道国民健康保険団体連合会に委託する。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ	
⑥委託先名		北海道国民健康保険団体連合会	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項6		療養の給付に関する費用の審査・支払業務	
①委託内容		療養の給付に関する費用の審査・支払業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	国民健康保険法第45条第5項において、療養の給付に関する費用の審査・支払事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる旨が規定されている。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (医療機関が紙及び電子データで国保連合会へ送付している)
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第45条第5項に基づく委託)
⑥委託先名		国保連合会
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項7		国保システムの運用・保守委託
①委託内容		国保システムの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	国保システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「総務局情報システム部 入札・契約等情報」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業

委託事項8		資格継続業務、高額該当回数引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		・国民健康保険の資格管理(都道府県単位)及び高額該当回数の管理を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等システム」へ送信、登録を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
③委託先における取扱者数		国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託契約である。
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[10人以上50人未満]
⑤委託先名の確認方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑥委託先名		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦再委託の有無 ※		業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託)
再委託	⑧再委託の許諾方法	国保連合会
	⑨再委託事項	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
		契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
⑩再委託事項		資格継続業務及び高額該当回数引継業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など
委託事項9		医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等システムにおいて、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
③委託先における取扱者数		オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、特定個人情報ファイルの全体について、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
④委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]
⑤委託先における取扱者数		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		国保連合会 (国保連合会は、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に再委託する)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務」を含む)
委託事項10		医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として行う初回紐付け作業(※)のため、機関別符号を取得する。 ※被保険者自身が情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を利用し、機関別符号(≒マイナンバーカードの電子証明書)とオンライン資格確認等システムで管理している資格情報を紐づける作業。これを1回行えば、今後医療機関等においてマイナンバーカードでの受診が可能となる。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで管理している被保険者の資格情報と紐づけるために、支払基金が機関別符号を一元的に取得する。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務
委託事項11～15		
委託事項11		情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		情報集約システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (27) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (13) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「医療保険給付関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先3	健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先4	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	
②提供先における用途	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先5	全国健康保険協会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第5項)	
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先6～10	
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第12項)
②提供先における用途	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先8	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第15項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先9	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第17項)
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第22項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。

⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先11～15	
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの番号法第19条第8号 別表第二(第27項)
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度

提供先13	社会福祉協議会	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)	
②提供先における用途	社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先14	日本私立学校振興・共済事業団	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第33項)	
②提供先における用途	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先15	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	

⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先16～20		
提供先16	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第46項)	
②提供先における用途	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	特別徴収関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先18	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先19	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	
②提供先における用途	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先20	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	

移転先1	保健福祉局保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報に変更が発生した都度、随時	
移転先2	保健福祉局総務部保護自立支援課、各区保健福祉部保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	

移転先3	財政局税政部(税制課・市民税課・固定資産税課・納税指導課)、各市税事務所(納税課・市民税課・諸税課・固定資産税課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先4	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先5	保健福祉局保険医療部保険企画課、各区保健福祉部保険年金課、北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	

移転先6	保健福祉局総務部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先7	保健福祉局高齢保健福祉部(介護保険課・高齢福祉課)、各区保健福祉部(保健福祉課・保険年金課)、北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	

移転先8	財政局税政部納税指導課、各市税事務所納税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第1項)	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先9	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第9項)	
②移転先における用途	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	

移転先10	保健福祉局高齢保健福祉部(介護保険課・高齢福祉課)、各区保健福祉部(保健福祉課・保険年金課)、北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第11項)	
②移転先における用途	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先11	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第12項)	
②移転先における用途	札幌市介護保険条例(平成12年札幌市条例第25号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="radio"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	

移転先12	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第14項)	
②移転先における用途	札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	
移転先13	子ども未来局子育て支援部子育て支援課、各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項別表2(第29項)	
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	医療保険給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 医療保険給付関係情報に変更が発生した都度、随時	

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<p><札幌市における措置></p> <p>1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</p> <p>2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2. ⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[定められていない]</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 4) 3年 5) 4年 6) 5年 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 </p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> 10) 定められていない </p>
	その妥当性	国民健康保険法ほか法令では、データ保管期間の定めはなく、各業務で過去の情報を必要とする事務処理に対応できるようにする必要があるため。
③消去方法		<p><札幌市における措置></p> <p>1 一定の保管期間を経過するなど業務上不要と判断される情報は、システムにて自動判別し、消去する。</p> <p>2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトにて完全に消去する。</p> <p>3 札幌市が定めた保管期間を経過した紙書類については、外部業者による裁断処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 特定個人情報は地方公共団体からの操作によって消去されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>
7. 備考		
-		

提供先24	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)	
②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療に関する給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先25	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療に関する給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	
提供先26	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第109項)	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	他の法令により行われる給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度	

提供先27	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第119項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	他の法令による給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼のあった都度

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<国保>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	国保番号	61	全帳票発付停止種別	121	第1期賦課額
2	返戻物フラグ	62	全帳票発付停止事由コード	122	第2期賦課額
3	資格異動フラグ	63	世帯区分コード	123	第3期賦課額
4	失業フラグ	64	構成員数	124	第4期賦課額
5	顔末フラグ	65	新年度資格取得事由コード	125	第5期賦課額
6	滞納フラグ	66	世帯資格喪失事由コード	126	第6期賦課額
7	郵送方法指定フラグ	67	証交付区分コード	127	第7期賦課額
8	DV支援該当者フラグ	68	次回証区分コード	128	第8期賦課額
9	国保業務メモフラグ	69	証有効期限年月日	129	第9期賦課額
10	資格取得日・賦課開始日不一致フラグ	70	窓口交付フラグ	130	第10期賦課額
11	賦課年度	71	未申告サイン	131	普通徴収賦課額計
12	未申告フラグ	72	課非区分コード	132	特別徴収4月賦課額
13	介護軽減保留サイン	73	課非名称判定区分	133	特別徴収6月賦課額
14	介護フラグ	74	調査区分コード	134	特別徴収8月賦課額
15	更新フラグ	75	所得区分コード	135	特別徴収10月賦課額
16	資格区コード	76	所得	136	特別徴収12月賦課額
17	賦課区コード	77	軽減用所得	137	特別徴収2月賦課額
18	調定年度	78	市民税所得割額	138	特別徴収賦課額計
19	納付通知書番号	79	社会保険料控除額	139	賦課額合計
20	資格区 - 現年	80	世帯主生命保険料控除額	140	第11期収入額
21	賦課区 - 現年	81	公的年金収入額	141	第12期収入額
22	現年度	82	減免区分コード	142	第1期収入額
23	区コード	83	軽減区分コード	143	第2期収入額
24	字名コード	84	軽減保留サイン	144	第3期収入額
25	条	85	遡及フラグ	145	第4期収入額
26	丁目	86	退職者按分率	146	第5期収入額
27	地番	87	期別口座振替	147	第6期収入額
28	地番タイプ	88	期別金融機関コード	148	第7期収入額
29	郵便番号	89	期別振替口座種別	149	第8期収入額
30	住所	90	期別振替口座番号	150	第9期収入額
31	方書	91	期別口座登録区	151	第10期収入額
32	住所指定サイン	92	還付口座金融機関コード	152	普通徴収収入額計
33	世帯主 - 氏名	93	還付口座種別	153	最終納付年月日
34	世帯主 - 氏名 - カナ	94	還付口座番号	154	特別徴収4月收入額
35	滞納地区コード	95	分割口座振替	155	特別徴収6月收入額
36	滞納地区コード-強制指定区分	96	分割金融機関コード	156	特別徴収8月收入額
37	生年月日-元号コード	97	分割振替口座区分	157	特別徴収10月收入額
38	生年月日	98	分割口座登録区	158	特別徴収12月收入額
39	連絡先1 - 名称	99	減額認定証交付サイン	159	特別徴収2月收入額
40	連絡先1 - 電話番号	100	医療助成区分コード	160	特別徴収収入額計
41	連絡先2 - 名称	101	公費負担区分コード	161	収入額合計
42	連絡先2 - 電話番号	102	給付点数	162	第11期不納欠損額
43	連絡先3 - 名称	103	給付回数	163	第12期不納欠損額
44	連絡先3 - 電話番号	104	助産費等給付回数	164	第1期不納欠損額
45	連絡先4 - 名称	105	療養費給付回数	165	第2期不納欠損額
46	連絡先4 - 電話番号	106	高額療養費給付回数	166	第3期不納欠損額
47	連絡先5 - 名称	107	介護2号構成員数	167	第4期不納欠損額
48	連絡先5 - 電話番号	108	前期高齢	168	第5期不納欠損額
49	職業コード	109	特定疾病	169	第6期不納欠損額
50	国名コード	110	住民税額	170	第7期不納欠損額
51	住登外事由コード	111	基礎年金番号	171	第8期不納欠損額
52	不現住年月日	112	特別徴収停止区分コード	172	第9期不納欠損額
53	被保険者証発付停止種別	113	現年滞納有無	173	第10期不納欠損額
54	被保険者証発付停止事由コード	114	滞納繰越有無	174	第11期未納額 - 不納欠損額を除く
55	納付通知書発付停止種別	115	滞納処分サイン	175	第12期未納額 - 不納欠損額を除く
56	納付通知書発付停止事由コード	116	滞納処分年月日	176	第1期未納額 - 不納欠損額を除く
57	所得申告書発付停止種別	117	徴収区分コード	177	第2期未納額 - 不納欠損額を除く
58	所得申告書発付停止事由コード	118	分割納付サイン	178	第3期未納額 - 不納欠損額を除く
59	督促状発付停止種別	119	第11期賦課額	179	第4期未納額 - 不納欠損額を除く
60	督促状発付停止事由コード	120	第12期賦課額	180	第5期未納額 - 不納欠損額を除く

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
181	第6期末納額 - 不納欠損額を除く	241	公示督促サイン6期	301	第6期徴収猶予状態サイン
182	第7期末納額 - 不納欠損額を除く	242	公示督促サイン7期	302	第7期徴収猶予状態サイン
183	第8期末納額 - 不納欠損額を除く	243	公示督促サイン8期	303	第8期徴収猶予状態サイン
184	第9期末納額 - 不納欠損額を除く	244	公示督促サイン9期	304	第9期徴収猶予状態サイン
185	第10期末納額 - 不納欠損額を除く	245	公示督促サイン10期	305	第10期徴収猶予状態サイン
186	第11期延滞金	246	第11期不納欠損状態サイン	306	第11期延滞金収納額状態区分コード
187	第12期延滞金	247	第12期不納欠損状態サイン	307	第12期延滞金収納額状態区分コード
188	第1期延滞金	248	第1期不納欠損状態サイン	308	第1期延滞金収納額状態区分コード
189	第2期延滞金	249	第2期不納欠損状態サイン	309	第2期延滞金収納額状態区分コード
190	第3期延滞金	250	第3期不納欠損状態サイン	310	第3期延滞金収納額状態区分コード
191	第4期延滞金	251	第4期不納欠損状態サイン	311	第4期延滞金収納額状態区分コード
192	第5期延滞金	252	第5期不納欠損状態サイン	312	第5期延滞金収納額状態区分コード
193	第6期延滞金	253	第6期不納欠損状態サイン	313	第6期延滞金収納額状態区分コード
194	第7期延滞金	254	第7期不納欠損状態サイン	314	第7期延滞金収納額状態区分コード
195	第8期延滞金	255	第8期不納欠損状態サイン	315	第8期延滞金収納額状態区分コード
196	第9期延滞金	256	第9期不納欠損状態サイン	316	第9期延滞金収納額状態区分コード
197	第10期延滞金	257	第10期不納欠損状態サイン	317	第10期延滞金収納額状態区分コード
198	普通徴収延滞金計	258	第11期欠損年度	318	第11期延滞金状態 - 収管画面
199	第11期延滞金収入額	259	第12期欠損年度	319	第12期延滞金状態 - 収管画面
200	第12期延滞金収入額	260	第1期欠損年度	320	第1期延滞金状態 - 収管画面
201	第1期延滞金収入額	261	第2期欠損年度	321	第2期延滞金状態 - 収管画面
202	第2期延滞金収入額	262	第3期欠損年度	322	第3期延滞金状態 - 収管画面
203	第3期延滞金収入額	263	第4期欠損年度	323	第4期延滞金状態 - 収管画面
204	第4期延滞金収入額	264	第5期欠損年度	324	第5期延滞金状態 - 収管画面
205	第5期延滞金収入額	265	第6期欠損年度	325	第6期延滞金状態 - 収管画面
206	第6期延滞金収入額	266	第7期欠損年度	326	第7期延滞金状態 - 収管画面
207	第7期延滞金収入額	267	第8期欠損年度	327	第8期延滞金状態 - 収管画面
208	第8期延滞金収入額	268	第9期欠損年度	328	第9期延滞金状態 - 収管画面
209	第9期延滞金収入額	269	第10期欠損年度	329	第10期延滞金状態 - 収管画面
210	第10期延滞金収入額	270	第11期滞納処分執行状態サイン	330	第11期決算済フラグ有
211	普通徴収延滞金収入額計	271	第12期滞納処分執行状態サイン	331	第12期決算済フラグ有
212	第11期延滞金不納欠損額	272	第1期滞納処分執行状態サイン	332	第1期決算済フラグ有
213	第12期延滞金不納欠損額	273	第2期滞納処分執行状態サイン	333	第2期決算済フラグ有
214	第1期延滞金不納欠損額	274	第3期滞納処分執行状態サイン	334	第3期決算済フラグ有
215	第2期延滞金不納欠損額	275	第4期滞納処分執行状態サイン	335	第4期決算済フラグ有
216	第3期延滞金不納欠損額	276	第5期滞納処分執行状態サイン	336	第5期決算済フラグ有
217	第4期延滞金不納欠損額	277	第6期滞納処分執行状態サイン	337	第6期決算済フラグ有
218	第5期延滞金不納欠損額	278	第7期滞納処分執行状態サイン	338	第7期決算済フラグ有
219	第6期延滞金不納欠損額	279	第8期滞納処分執行状態サイン	339	第8期決算済フラグ有
220	第7期延滞金不納欠損額	280	第9期滞納処分執行状態サイン	340	第9期決算済フラグ有
221	第8期延滞金不納欠損額	281	第10期滞納処分執行状態サイン	341	第10期決算済フラグ有
222	第9期延滞金不納欠損額	282	第11期処分停止状態サイン	342	送付物連番
223	第10期延滞金不納欠損額	283	第12期処分停止状態サイン	343	連番生成日
224	非自発的軽減サイン	284	第1期処分停止状態サイン	344	住民コード
225	所得激減減免額	285	第2期処分停止状態サイン	345	国保加入履歴番号
226	その他減免額	286	第3期処分停止状態サイン	346	被保険者証発行連番
227	不現住分調定額	287	第4期処分停止状態サイン	347	高齢受給者証発行連番
228	医療分賦課額 - 全体分	288	第5期処分停止状態サイン	348	照会連番
229	医療分賦課額 - 退職者分	289	第6期処分停止状態サイン	349	発行連番
230	介護分賦課額 - 全体分	290	第7期処分停止状態サイン	350	DV対象者区分
231	介護分賦課額 - 退職者分	291	第8期処分停止状態サイン	351	DV該当連番
232	支援金分賦課額 - 全体分	292	第9期処分停止状態サイン	352	加害者同一世帯フラグ
233	支援金分賦課額 - 退職者分	293	第10期処分停止状態サイン	353	国保DV支援開始年月日
234	公示督促サイン11期	294	第11期徴収猶予状態サイン	354	国保DV支援終了年月日
235	公示督促サイン12期	295	第12期徴収猶予状態サイン	355	住記DV支援開始年月日
236	公示督促サイン1期	296	第1期徴収猶予状態サイン	356	住記DV支援終了年月日
237	公示督促サイン2期	297	第2期徴収猶予状態サイン	357	連絡先電話番号
238	公示督促サイン3期	298	第3期徴収猶予状態サイン	358	メモ
239	公示督促サイン4期	299	第4期徴収猶予状態サイン	359	一時喪失連番
240	公示督促サイン5期	300	第5期徴収猶予状態サイン	360	一時喪失開始年月日

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
361	一時喪失終了年月日	421	番地	481	回答者区分 - 家主フラグ
362	一時喪失届出年月日	422	子番地	482	回答者区分 - 管理会社フラグ
363	一時喪失事由コード	423	室番地	483	回答者区分 - 現居住者フラグ
364	履歴シーケンス連番	424	住所 - 外字フラグ	484	回答者区分 - その他フラグ
365	履歴管理PK	425	方書 - 外字フラグ	485	回答者氏名
366	対象年度	426	証発行区分コード	486	家屋状況コード
367	期間連番	427	交付理由フラグ	487	現居住者年月日
368	更新区分コード	428	交付年月日	488	現居住者有無フラグ
369	要保護フラグ	429	有効期限年月日	489	調査結果メモ
370	手入力フラグ	430	給付証明書発行履歴区分コード	490	高齢者一時喪失連番
371	処理日時	431	旧国保適用年月日	491	作成年月日
372	介護2号一時喪失連番	432	旧国保該当年月日	492	高齢者一時喪失開始年月日
373	介護2号一時喪失開始年月日	433	旧国保非該当年月日	493	高齢者一時喪失終了年月日
374	介護2号一時喪失終了年月日	434	激変緩和1 - 適用開始年月	494	高齢者一時喪失届出年月日
375	介護2号一時喪失届出年月日	435	激変緩和1 - 適用終了年月	495	高齢者一時喪失事由コード
376	介護2号一時喪失事由コード	436	激変緩和2 - 適用開始年月	496	高齢者一時喪失届出日
377	処理年月日	437	激変緩和2 - 適用終了年月	497	高齢者該当年月日
378	介護2号資格取得年月日	438	国保対象区分コード	498	高齢者該当届出年月日
379	介護2号資格取得届出年月日	439	世帯主 - 住民コード	499	該当届出年月日
380	介護2号資格取得事由コード	440	旧被扶養者番号	500	非該当届出年月日
381	介護2号資格喪失年月日	441	激変緩和3 - 該当年月日	501	適用除外区分コード
382	介護2号資格喪失届出年月日	442	激変緩和3 - 非該当年月日	502	発効年月日
383	介護2号資格喪失事由コード	443	激変緩和3 - 適用開始年月	503	負担区分コード
384	介護賦課開始年月日	444	激変緩和3 - 適用終了年月	504	旧負担区分コード
385	介護2号退職一時喪失連番	445	調査状況コード	505	負担区分変更年月日
386	退職管理番号	446	居所不明管理登録年月日	506	更新除外フラグ
387	介護2号退職一時喪失開始年月日	447	住変指導先 - 区コード	507	該当情報強制修正フラグ
388	介護2号退職一時喪失終了年月日	448	住変指導先 - 字名コード	508	非該当情報強制修正フラグ
389	介護2号退職一時喪失届出年月日	449	住変指導先 - 条	509	高齢者非該当年月日
390	介護2号適用除外連番	450	住変指導先 - 丁目	510	高齢者非該当届出年月日
391	介護2号適用除外該当年月日	451	住変指導先 - 番地	511	員番
392	介護2号適用除外該当届出年月日	452	住変指導先 - 子番地	512	高齢受給者証切替処理日ID
393	適用除外該当事由コード	453	住変指導先 - 室番地	513	高齢受給者証月次切替処理年月日
394	介護2号適用除外非該当年月日	454	住変指導先 - 地番タイプ	514	高齢受給者証年次切替処理年月日
395	介護2号適用除外非該当届出年月日	455	住変指導先 - 住所	515	証出力発行連番
396	適用除外非該当事由コード	456	住変指導先 - 住所 - 外字フラグ	516	性別コード
397	施設名称	457	住変指導先 - 方書	517	世帯主 - 性別コード
398	基準収入額適用申請書発行連番	458	住変指導先 - 方書 - 外字フラグ	518	発行事由コード
399	申請書発行フラグ	459	住変指導先 - 郵便番号	519	発行処理区分コード
400	送付年月日	460	居所不明年月日	520	被保険者証 - 記号
401	受理年月日	461	不現住認定年月日	521	被保険者証 - 番号
402	適用開始年月	462	解除年月日	522	保険者番号
403	適用終了年月	463	判明現住所 - 区コード	523	保険者住所
404	却下取消区分コード	464	判明現住所 - 字名コード	524	保険者区コード
405	却下取消年月日	465	判明現住所 - 条	525	保険者電話番号
406	該当年月日	466	判明現住所 - 丁目	526	送付先 - 区コード
407	非該当年月日	467	判明現住所 - 番地	527	送付先 - 字名コード
408	給付証明書交付番号	468	判明現住所 - 子番地	528	送付先 - 条
409	世帯員連番	469	判明現住所 - 室番地	529	送付先 - 丁目
410	氏名 - カナ	470	判明現住所 - 地番タイプ	530	送付先 - 番地
411	氏名	471	判明現住所 - 住所	531	送付先 - 子番地
412	続柄コード - 1階層	472	判明現住所 - 住所 - 外字フラグ	532	送付先 - 室番地
413	続柄コード - 2階層	473	判明現住所 - 方書	533	送付先 - 地番タイプ
414	続柄コード - 3階層	474	判明現住所 - 方書 - 外字フラグ	534	送付先 - 住所
415	高齢フラグ	475	判明現住所 - 郵便番号	535	送付先 - 住所 - 外字フラグ
416	証区分コード	476	現地調査年月日	536	送付先 - 方書
417	退職区分コード	477	出力済みフラグ	537	送付先 - 方書 - 外字フラグ
418	負担割合コード	478	現地調査連番	538	送付先 - 郵便番号
419	給付開始年月日	479	現地調査書作成年月日	539	簡易書留フラグ
420	継続サイン	480	調査員氏名	540	編集フラグ

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
541	高齢受給者負担割合コード	601	市民年月日	661	住記トレース情報 - 更新日時
542	証種類コード	602	死亡年月日	662	除票事由コード
543	回収年月日	603	転出先 - 国内外フラグ	663	除票年月日
544	高齢受給者証回収事由コード	604	転出先 - 市内外区分コード	664	前住所 - 国内外フラグ
545	氏名・住所桁オーバーフラグ	605	転出先 - 都道府県コード	665	前住所 - 市内外区分コード
546	印刷単位連番	606	転出先 - 市町村コード	666	前住所 - 都道府県コード
547	印刷時世帯順	607	転出先 - 市内区コード	667	前住所 - 市町村コード
548	オンライン出力済フラグ	608	転出先 - 国コード	668	前住所 - 市内区コード
549	住登内外区分コード	609	転出先 - 国名称	669	前住所 - 国コード
550	世帯コード	610	転出先 - 住所	670	前住所 - 国名称
551	住記 - 続柄コード - 1階層	611	転出先 - 住所 - 外字フラグ	671	前住所 - 住所
552	住記 - 続柄コード - 2階層	612	転出先 - 方書	672	前住所 - 住所 - 外字フラグ
553	住記 - 続柄コード - 3階層	613	転出先 - 方書 - 外字フラグ	673	前住所 - 方書
554	国保 - 続柄コード - 1階層	614	転出先 - 郵便番号	674	前住所 - 方書 - 外字フラグ
555	国保 - 続柄コード - 2階層	615	転出予定年月日	675	前住所 - 郵便番号
556	国保 - 続柄コード - 3階層	616	転出確定年月日	676	転入元 - 国内外フラグ
557	国保 - 世帯主区分コード	617	旧氏名	677	転入元 - 市内外区分コード
558	国保 - 続柄強制指示フラグ	618	旧氏名-氏	678	転入元 - 都道府県コード
559	日本人 - 外国人区分コード	619	旧氏名-名	679	転入元 - 市町村コード
560	氏名 - カナ-氏	620	旧氏名-ミドルネーム	680	転入元 - 市内区コード
561	氏名 - カナ-名	621	旧通称名	681	転入元 - 国コード
562	氏名 - カナ-ミドルネーム	622	旧通称名-氏	682	転入元 - 国名称
563	氏名-氏	623	旧通称名-名	683	転入元 - 住所
564	氏名-名	624	旧通称名-ミドルネーム	684	転入元 - 住所 - 外字フラグ
565	氏名-ミドルネーム	625	旧住所	685	転入元 - 方書
566	氏名 - 外字フラグ	626	旧方書	686	転入元 - 方書 - 外字フラグ
567	氏名 - アルファベット	627	送付先住所フラグ	687	転入元 - 郵便番号
568	氏名 - アルファベット-氏	628	住情異動年月日	688	同一人登録フラグ
569	氏名 - アルファベット-名	629	住記異動事由コード	689	市内外区分コード
570	氏名 - アルファベット-ミドルネーム	630	在留資格コード	690	都道府県コード
571	氏名 - 漢字併記名	631	在留期限年月日	691	市町村コード
572	氏名 - 漢字併記名-氏	632	30条の45に規定する区分コード	692	市外_大字・通称コード
573	氏名 - 漢字併記名-名	633	転出予定地 - 国内外フラグ	693	市外_字・丁目コード
574	氏名 - 漢字併記名-ミドルネーム	634	転出予定地 - 市内外区分コード	694	主フラグ
575	氏名 - 漢字併記名 - 外字フラグ	635	転出予定地 - 都道府県コード	695	続柄強制指示フラグ
576	通称名 - カナ	636	転出予定地 - 市町村コード	696	同一人住民コード
577	通称名 - カナ-氏	637	転出予定地 - 市内区コード	697	仮国保番号
578	通称名 - カナ-名	638	転出予定地 - 国コード	698	住記表示順
579	通称名 - カナ-ミドルネーム	639	転出予定地 - 国名称	699	資格取得年月日
580	通称名	640	転出予定地 - 住所	700	資格取得届出年月日
581	通称名-氏	641	転出予定地 - 住所 - 外字フラグ	701	資格取得事由コード
582	通称名-名	642	転出予定地 - 方書	702	賦課開始年月日
583	通称名-ミドルネーム	643	転出予定地 - 方書 - 外字フラグ	703	国保仮取得入力年月日
584	通称名 - 外字フラグ	644	転出予定地 - 郵便番号	704	国保仮取得取消年月日
585	世帯主 - 日本人 - 外国人区分コード	645	転出確定地 - 国内外フラグ	705	業務メモ番号
586	世帯主 - 氏名 - 外字フラグ	646	転出確定地 - 市内外区分コード	706	業務メモ枝番
587	世帯主 - 氏名 - アルファベット	647	転出確定地 - 都道府県コード	707	業務年月日
588	世帯主 - 氏名 - 漢字併記名	648	転出確定地 - 市町村コード	708	入力時刻
589	世帯主 - 氏名 - 漢字併記名 - 外字フラグ	649	転出確定地 - 市内区コード	709	メモ内容コード
590	世帯主 - 通称名 - カナ	650	転出確定地 - 国コード	710	メモ詳細コード
591	世帯主 - 通称名	651	転出確定地 - 国名称	711	対応者 - 担当ID
592	世帯主 - 通称名 - 外字フラグ	652	転出確定地 - 住所	712	対応者 - 係名称
593	現住所	653	転出確定地 - 住所 - 外字フラグ	713	対応者 - 氏名
594	現住所 - 外字フラグ	654	転出確定地 - 方書	714	連絡元役割コード
595	住定年月日-元号コード	655	転出確定地 - 方書 - 外字フラグ	715	メッセージ通知フラグ
596	住定年月日	656	転出確定地 - 郵便番号	716	メッセージ通知期間開始年月日
597	住定事由コード	657	海外転出予定年月日	717	メッセージ通知期間終了年月日
598	国保終了年月日	658	転入元フラグ	718	住所区分コード
599	氏名変更年月日	659	前住所フラグ	719	住所区分該当年月日
600	市民年月日-元号コード	660	住記トレース情報 - 処理コード	720	住所区分非該当年月日

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
721	住所地特例状態コード	781	退職非該当履歴 P K	841	住所変更件数
722	介護住所地特例状態コード	782	適用除外該当履歴 P K	842	世帯主変更件数
723	継続更新中フラグ	783	適用除外非該当履歴 P K	843	法116条件数
724	次年度賦課区コード	784	職権復活履歴 P K	844	再交付件数
725	返戻物処理済フラグ	785	高齢者該当履歴 P K	845	特別証件数
726	のべ構成員数	786	高齢者非該当履歴 P K	846	帳票ID
727	世帯種類コード	787	高齢者職権復活履歴 P K	847	取得 - 一般被保険者数
728	証交付コード	788	高齢者資格取消履歴 P K	848	取得 - 擬制世帯件数
729	異動事由コード	789	介護2号職権復活履歴 P K	849	取得 - 擬制被保険者数
730	員番最大値	790	資格取得履歴登録フラグ	850	喪失 - 一般被保険者数
731	資格異動被保険者数	791	資格喪失履歴登録フラグ	851	喪失 - 擬制世帯数
732	世帯主職業コード	792	介護2号資格取得履歴登録フラグ	852	喪失 - 擬制被保険者数
733	届出催告年月日	793	介護2号資格取消履歴登録フラグ	853	区間異動・取得 - 一般件数
734	特別事情フラグ	794	介護2号資格喪失履歴登録フラグ	854	区間異動・取得 - 一般世帯件数
735	滞納理由コード - 一次元	795	一時喪失履歴登録フラグ	855	区間異動・取得 - 一般被保険者数
736	滞納理由コード - 二次元	796	退職一時喪失履歴登録フラグ	856	区間異動・取得 - 擬制件数
737	更新年月日	797	介護2号一時喪失履歴登録フラグ	857	区間異動・取得 - 擬制世帯件数
738	更新回数	798	介護2号退職一時喪失履歴登録フラグ	858	区間異動・取得 - 擬制被保険者数
739	退職者数 - 退職者本人	799	高齢者一時喪失履歴登録フラグ	859	区間異動・喪失 - 一般件数
740	退職者数 - 退職者扶養	800	国保宛名変更履歴登録フラグ	860	区間異動・喪失 - 一般世帯件数
741	介護構成員数	801	国保終了日変更履歴登録フラグ	861	区間異動・喪失 - 一般被保険者数
742	介護のべ構成員数	802	在留資格変更履歴登録フラグ	862	区間異動・喪失 - 擬制件数
743	介護世帯区分コード	803	退職該当履歴登録フラグ	863	区間異動・喪失 - 擬制世帯数
744	介護世帯種類コード	804	退職非該当履歴登録フラグ	864	区間異動・喪失 - 擬制被保険者数
745	介護 - 適用除外該当者数	805	適用除外該当履歴登録フラグ	865	退職該当件数
746	介護 - 適用除外非該当数	806	適用除外非該当履歴登録フラグ	866	退職該当・介護2号該当件数
747	退職者数 - 介護退職者本人	807	職権復活履歴登録フラグ	867	退職非該当件数
748	退職者数 - 介護退職者扶養	808	高齢者該当履歴登録フラグ	868	退職非該当・介護2号該当件数
749	簡易書留郵便フラグ	809	高齢者非該当履歴登録フラグ	869	退職単独世帯件数
750	簡易書留郵便受付年月日	810	高齢者職権復活履歴登録フラグ	870	退職混合世帯件数
751	様方記載指定フラグ	811	高齢者資格取消履歴登録フラグ	871	退職本人件数
752	点字対象フラグ	812	介護2号職権復活履歴登録フラグ	872	退職被扶養者件数
753	職権届出書出力フラグ	813	資格喪失履歴訂正フラグ	873	世帯変更・取得世帯件数
754	納付書区分コード	814	一時喪失履歴登録フラグ	874	世帯変更・取得被保険者件数
755	履歴区分コード	815	在留期限終了年月日	875	世帯変更・喪失世帯件数
756	証交付年月日	816	登録年月日	876	世帯変更・喪失被保険者件数
757	郵送先変更フラグ	817	国内外フラグ	877	世帯変更・取得・擬制世帯件数
758	住所変更フラグ	818	国コード	878	世帯変更・取得・擬制被保険者件数
759	送付先変更区分コード	819	国名称	879	世帯変更・喪失・擬制世帯件数
760	住所指定変更区分コード	820	電話番号	880	世帯変更・喪失・擬制被保険者件数
761	国保得喪コード	821	代表者氏名	881	住所地特例・取得件数
762	国保介護得喪コード	822	状況確認書等送付先区分コード	882	住所地特例・証発行世帯数
763	裏面参照フラグ	823	施設入所年月日	883	住所地特例・証発行枚数
764	国保表示順	824	施設退所年月日	884	マル学・取得件数
765	国保世帯員異動履歴 P K	825	更新前 - 世帯区分コード	885	マル学・証発行世帯数
766	国保世帯異動履歴 P K	826	更新後 - 世帯区分コード	886	マル学・証発行枚数
767	資格取得履歴 P K	827	処理年度	887	再発行・証発行世帯数
768	資格喪失履歴 P K	828	処理年月	888	再発行・証発行枚数
769	介護2号資格取得履歴 P K	829	資格集計区分コード	889	介護2号世帯数-全員該当
770	介護2号資格取消履歴 P K	830	保険料区分コード	890	介護2号世帯数-擬制
771	介護2号資格喪失履歴 P K	831	取得 - 一般件数	891	介護2号人員数-全員該当
772	一時喪失履歴 P K	832	取得 - 擬制件数	892	介護2号人員数-擬制
773	退職一時喪失履歴 P K	833	喪失 - 一般件数	893	世帯数-全員該当
774	介護2号一時喪失履歴 P K	834	喪失 - 擬制件数	894	世帯数-擬制
775	介護2号退職一時喪失履歴 P K	835	取得内転入 - 一般件数	895	人員数-全員該当
776	高齢者一時喪失履歴 P K	836	取得内転入 - 擬制件数	896	人員数-擬制
777	国保宛名変更履歴 P K	837	喪失内転出 - 一般件数	897	退職被保険者数 (介護2号)
778	国保終了日変更履歴 P K	838	喪失内転出 - 擬制件数	898	65歳~70歳被保険者数
779	在留資格変更履歴 P K	839	氏名変更件数	899	70歳以上一般被保険者数
780	退職該当履歴 P K	840	世帯変更件数	900	70歳以上現役並み所得被保険者数

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
901	乳幼児被保険者数	961	一覧表出力年月日	1021	期間の終了月
902	乳幼児被保険者数-退職	962	国保番号変更サイン	1022	期間被保険者数
903	単独世帯数	963	除外サイン	1023	期間月数
904	混合世帯数	964	入力年月日	1024	期間総ただし書き所得額
905	取得 - 一般世帯件数	965	続柄 - 1階層	1025	期間国保所得割額
906	喪失 - 一般世帯件数	966	続柄 - 2階層	1026	期間均等割額
907	資格集計異動区分コード	967	続柄 - 3階層	1027	期間平等割額
908	取得 - 一般世帯数	968	職権処理異動コード	1028	期間軽減控除前算出額合計
909	取得 - 擬制世帯数	969	転出保留フラグ	1029	期間軽減均等割額
910	喪失 - 一般世帯数	970	資格証除外フラグ	1030	期間軽減平等割額
911	取得 - 一般人員	971	当年度18歳到達予定フラグ	1031	期間軽減合計額
912	取得 - 擬制人員	972	前国保番号	1032	期間軽減控除後算出額合計
913	喪失 - 一般人員	973	介護情報 - 適用除外区分コード	1033	全体分期間軽減控除前算出額合計
914	喪失 - 擬制人員	974	介護情報 - 介護賦課開始日	1034	全体分期間軽減控除後算出額合計
915	資格喪失年月日	975	介護情報 - 介護退職区分コード	1035	全体分期間限度額判断後算出額合計
916	資格喪失届出年月日	976	資格喪失予定年月日	1036	期間実質軽減均等割額
917	資格喪失事由コード	977	資格有効期限年月日	1037	期間実質軽減平等割額
918	自己負担割合変更日ID	978	裏面参照フラグ1	1038	期間実質軽減金額合計
919	変更対象発効年月日	979	裏面参照フラグ2	1039	期間超過額
920	切替対象発効年月日	980	年齢	1040	期間賦課額
921	負担割合変更年月日	981	所得額合計	1041	期間限度額判断後算出額合計
922	住記未登録証発行連番	982	軽減判定用総所得額	1042	前年度賦課期日
923	滞納証区分コード	983	市民税所得割額合計	1043	前年度賦課期日現在の世帯区分コード
924	マル学フラグ	984	市民税均等割額	1044	前年度賦課期日現在の被保険者数
925	旧保険者番号	985	擬制世帯員所得額合計	1045	前年度被保険者数
926	退職該当年月日	986	市民税所得割額有世帯員数	1046	前年度軽減保留サイン
927	退職非該当年月日	987	市民税均等割額有世帯員数	1047	前年度軽減区分コード
928	被保険者証回収事由コード	988	世帯市民税均等割額累計	1048	特別徴収方法コード
929	旧住民コード	989	稼得区分コード	1049	特別徴収額合計
930	所得照会先住所連番	990	退職者世帯区分コード	1050	特別徴収仮依頼情報作成年月日
931	居住年	991	保険区分コード	1051	特別徴収仮停止事由コード
932	市内区コード	992	照合コード	1052	特別徴収仮停止通知書作成年月日
933	所得照会先住所登録年月日	993	退職者サイン	1053	特別徴収仮停止依頼情報作成年月日
934	退職連番	994	適用開始年月日	1054	特別徴収仮停止年月
935	退職該当届出年月日	995	賦課適用終了年月日	1055	特別徴収仮不能受取年月日
936	本人 - 住民コード	996	給付適用終了年月日	1056	特別徴収仮不能年月
937	本人 - 国保加入履歴番号	997	届出年月日	1057	前年度継続仮賦課額
938	本人 - 退職管理番号	998	修正フラグ	1058	仮徴収対象外事由コード
939	退職非該当届出年月日	999	被保険者数	1059	特別徴収停止フラグ
940	年金種別コード	1000	不現住認定サイン	1060	徴収区分変更年月日
941	年金受給権発生年月日	1001	現年賦課額	1061	前年度賦課額
942	退職一時喪失連番	1002	収納額	1062	特徴期別
943	退職一時喪失開始年月日	1003	減額した調定額	1063	支払回数割保険料
944	退職一時喪失終了年月日	1004	全体分賦課額	1064	均等割非課税額
945	退職一時喪失届出年月日	1005	退職分賦課額	1065	基礎控除額
946	適用除外該当年月日	1006	一般分収納額	1066	非課税判定基準額
947	適用除外該当届出年月日	1007	一般分賦課額	1067	表示順
948	適用除外非該当年月日	1008	退職分収納額	1068	国保続柄 - 1階層
949	適用除外非該当届出年月日	1009	一般分不現住賦課額	1069	国保続柄 - 2階層
950	被保険者記号番号	1010	退職分不現住賦課額	1070	国保続柄 - 3階層
951	資格取得理由コード	1011	退職分減額した調定額	1071	介護賦課期日フラグ
952	資格喪失理由コード	1012	一般分減額した調定額	1072	介護該当期間コード - 4月
953	資格種別コード	1013	一定以上所得者判定基準額	1073	介護該当期間コード - 5月
954	年金受給権者整理番号	1014	低所得者I判定用所得額	1074	介護該当期間コード - 6月
955	入力区コード	1015	返戻物連番	1075	介護該当期間コード - 7月
956	受給者番号	1016	返戻郵便物区分コード	1076	介護該当期間コード - 8月
957	氏名 - カナ - 名寄せ用	1017	返戻年月日	1077	介護該当期間コード - 9月
958	年金支給開始年月	1018	仮登録受付開始年月日	1078	介護該当期間コード - 10月
959	受給権発生年月	1019	仮登録受付終了年月日	1079	介護該当期間コード - 11月
960	加入期間月数	1020	期間の開始月	1080	介護該当期間コード - 12月

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1081	介護該当期間コード - 1月	1141	算出額合計	1201	支援分 - 軽減区分3 - 総所得額
1082	介護該当期間コード - 2月	1142	割合1 - 該当被保数	1202	支援分 - 軽減区分2 - 個人所得額
1083	介護該当期間コード - 3月	1143	割合1 - 該当世帯数	1203	支援分 - 軽減区分3 - 個人所得額
1084	介護退職該当期間コード - 4月	1144	割合1 - うち平等半額世帯数	1204	支援分 - 軽減区分1 - 軽減均等割額
1085	介護退職該当期間コード - 5月	1145	割合1 - うち平等4分の1世帯数	1205	支援分 - 軽減区分2 - 軽減均等割額
1086	介護退職該当期間コード - 6月	1146	割合1 - 均等割減額	1206	支援分 - 軽減区分3 - 軽減均等割額
1087	介護退職該当期間コード - 7月	1147	割合1 - 平等割減額	1207	支援分 - 軽減区分1 - 軽減平等割額
1088	介護退職該当期間コード - 8月	1148	割合2 - 該当被保数	1208	支援分 - 軽減区分2 - 軽減平等割額
1089	介護退職該当期間コード - 9月	1149	割合2 - 該当世帯数	1209	支援分 - 軽減区分3 - 軽減平等割額
1090	介護退職該当期間コード - 10月	1150	割合2 - うち平等半額世帯数	1210	支援分 - 特別加算額
1091	介護退職該当期間コード - 11月	1151	割合2 - うち平等4分の1世帯数	1211	介護分 - 軽減区分1 - 率
1092	介護退職該当期間コード - 12月	1152	割合2 - 均等割減額	1212	介護分 - 軽減区分2 - 率
1093	介護退職該当期間コード - 1月	1153	割合2 - 平等割減額	1213	介護分 - 軽減区分3 - 率
1094	介護退職該当期間コード - 2月	1154	割合3 - 該当被保数	1214	介護分 - 軽減区分1 - 総所得額
1095	介護退職該当期間コード - 3月	1155	割合3 - 該当世帯数	1215	介護分 - 軽減区分2 - 総所得額
1096	賦課期日	1156	割合3 - うち平等半額世帯数	1216	介護分 - 軽減区分3 - 総所得額
1097	賦課期日現在の被保険者数	1157	割合3 - うち平等4分の1世帯数	1217	介護分 - 軽減区分2 - 個人所得額
1098	賦課期日現在総所得額	1158	割合3 - 均等割減額	1218	介護分 - 軽減区分3 - 個人所得額
1099	被保険者の総所得額	1159	割合3 - 平等割減額	1219	介護分 - 軽減区分1 - 軽減均等割額
1100	手計算事由コード	1160	均等割減額合計	1220	介護分 - 軽減区分2 - 軽減均等割額
1101	実質軽減均等割額	1161	平等割減額合計	1221	介護分 - 軽減区分3 - 軽減均等割額
1102	実質軽減平等割額	1162	軽減金額合計	1222	介護分 - 軽減区分1 - 軽減平等割額
1103	実質軽減金額合計	1163	超過件数	1223	介護分 - 軽減区分2 - 軽減平等割額
1104	減免金額	1164	取得・喪失減額	1224	介護分 - 軽減区分3 - 軽減平等割額
1105	前年減免区分コード	1165	基準日現在失業被保数	1225	介護分 - 特別加算額
1106	前年減免金額	1166	基準日現在失業世帯数	1226	医療分 - 平等割額
1107	超過額	1167	基準日現在失業軽減額	1227	医療分 - 軽減平等割額1
1108	期間賦課額合計	1168	基準日現在失業所得割軽減額	1228	医療分 - 軽減平等割額2
1109	賦課取消額	1169	基準日以降失業被保数	1229	医療分 - 軽減平等割額3
1110	端数額	1170	基準日以降失業世帯数	1230	支援分 - 平等割額
1111	旧年度賦課額	1171	基準日以降失業軽減額	1231	支援分 - 軽減平等割額1
1112	賦課額	1172	基準日以降失業所得割軽減額	1232	支援分 - 軽減平等割額2
1113	算出賦課額	1173	期別	1233	支援分 - 軽減平等割額3
1114	退職者実質軽減均等割額	1174	期別賦課額	1234	医療分 - 平等割額 - 4分の3
1115	退職者実質軽減平等割額	1175	仮期別賦課額	1235	医療分 - 軽減平等割額1 - 4分の3
1116	退職者実質軽減合計額	1176	納付通知書発付フラグ	1236	医療分 - 軽減平等割額2 - 4分の3
1117	退職者減免金額	1177	賦課取消期サイン	1237	医療分 - 軽減平等割額3 - 4分の3
1118	退職者超過額	1178	変更後納期年月日	1238	支援分 - 平等割額 - 4分の3
1119	退職者期間賦課額合計	1179	公示送達年月日	1239	支援分 - 軽減平等割額1 - 4分の3
1120	履歴の最新連番	1180	公示送達・納期変更区分コード	1240	支援分 - 軽減平等割額2 - 4分の3
1121	賦課確定フラグ	1181	医療分 - 軽減区分1 - 率	1241	支援分 - 軽減平等割額3 - 4分の3
1122	確定日時	1182	医療分 - 軽減区分2 - 率	1242	シーケンス連番
1123	介護分退職者按分率 - 全体分賦課額	1183	医療分 - 軽減区分3 - 率	1243	減免理由
1124	介護分退職者按分率 - 退職者賦課額	1184	医療分 - 軽減区分1 - 総所得額	1244	税統一コード
1125	構成員レコードサイン	1185	医療分 - 軽減区分2 - 総所得額	1245	税課対処理連番
1126	確定賦課期日現在ID	1186	医療分 - 軽減区分3 - 総所得額	1246	照会年度
1127	非自発的失業対象フラグ	1187	医療分 - 軽減区分2 - 個人所得額	1247	所得申告書出力連番
1128	激変緩和措置対象区分コード	1188	医療分 - 軽減区分3 - 個人所得額	1248	処理区分コード
1129	被保数	1189	医療分 - 軽減区分1 - 軽減均等割額	1249	発行年月日
1130	うち擬制被保数	1190	医療分 - 軽減区分2 - 軽減均等割額	1250	照会方法区分コード
1131	世帯数	1191	医療分 - 軽減区分3 - 軽減均等割額	1251	照会状態区分コード
1132	うち擬制世帯数	1192	医療分 - 軽減区分1 - 軽減平等割額	1252	国保個人所得PK
1133	うち平等半額世帯数	1193	医療分 - 軽減区分2 - 軽減平等割額	1253	納税通知書番号
1134	うち平等4分の1世帯数	1194	医療分 - 軽減区分3 - 軽減平等割額	1254	徴収区分
1135	総所得額	1195	医療分 - 特別加算額	1255	課税区分
1136	旧ただし書き所得額合計	1196	支援分 - 軽減区分1 - 率	1256	均等割非課税事由
1137	所得割額賦課世帯数	1197	支援分 - 軽減区分2 - 率	1257	減免事由
1138	所得割額	1198	支援分 - 軽減区分3 - 率	1258	異動コード
1139	均等割額	1199	支援分 - 軽減区分1 - 総所得額	1259	内部資料区分
1140	平等割額	1200	支援分 - 軽減区分2 - 総所得額	1260	指定番号

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1261	控配区分	1321	分離長期居住繰損額	1381	被保険者 - 性別コード
1262	特定扶養数	1322	雑損繰越控除	1382	被保険者 - 生年月日-元号コード
1263	一般扶養数	1323	雑損繰越控除-軽減判定用	1383	被保険者 - 生年月日
1264	年少扶養数	1324	雑損控除	1384	被保険者 - 調交用統柄コード - 1階層
1265	特別障害数	1325	医療費控除	1385	被保険者 - 調交用統柄コード - 2階層
1266	普通障害数	1326	社会保険料控除	1386	被保険者 - 世帯区分コード
1267	専従主統一コード	1327	小規模共済控除	1387	被保険者 - 方書
1268	青白区分	1328	生命保険料控除	1388	市民税基本カード番号
1269	配専区分	1329	地震保険料控除	1389	所得不明世帯区分コード
1270	他専人数	1330	寡婦夫・寡婦特別控除	1390	更正前 - その他の所得額
1271	老人扶養数	1331	勤労学生・障害者控除	1391	更正前 - 控除前給与所得額
1272	調査状況コード1	1332	配偶者(特別)控除	1392	更正前 - A・B区分コード - 短期
1273	調査状況コード2	1333	扶養控除	1393	更正前 - 控除後短期譲渡所得額
1274	調査状況コード3	1334	基礎控除	1394	更正前 - A・B区分コード - 長期1
1275	整理番号	1335	所得控除合計	1395	更正前 - 控除後長期譲渡所得額1
1276	強制入力区分	1336	市減免前所得割	1396	更正前 - A・B区分コード - 長期2
1277	課税保留区分	1337	道減免前所得割	1397	更正前 - 控除後長期譲渡所得額2
1278	所得区分コード	1338	市減免前均等割	1398	更正前 - 株式等譲渡所得額
1279	状況区分	1339	道減免前均等割	1399	更正前 - 地方税法第313条所得額
1280	給与収入	1340	市・道民税合計額	1400	更正前 - 所得額合計
1281	給与所得	1341	合計所得金額	1401	更正前 - 基礎控除額
1282	特定支出控除額	1342	旧ただし書き所得-基礎控除前	1402	更正前 - 端数額
1283	専従者給与収入	1343	旧ただし書き所得	1403	更正前 - 基準総所得額
1284	給与収入-専従者除	1344	旧ただし書き所得-非自発-基礎控除前	1404	更正前 - 控除後給与所得額
1285	給与所得-専従者除	1345	旧ただし書き所得-非自発	1405	更正前 - 控除前短期譲渡所得額
1286	給与所得-非自発	1346	課税所得金額-課税	1406	更正前 - 控除前長期譲渡所得額1
1287	給与所得-専従者除-非自発	1347	低I判定用所得	1407	更正前 - 控除前長期譲渡所得額2
1288	営業等所得	1348	軽減判定用所得	1408	更正前 - 繰越損失額
1289	農業所得	1349	軽減判定用所得-非自発	1409	更正前 - 専従者給与支払額
1290	不動産所得	1350	調整控除額	1410	更正前 - 公的年金等所得額
1291	利子所得	1351	拡張所得控除額1	1411	更正前 - 軽減用所得額合計
1292	配当所得-総合	1352	拡張所得控除額2	1412	更正前 - 給与特別控除額
1293	土地等の事業・土地等雑所得	1353	拡張所得控除額3	1413	更正後 - その他の所得額
1294	年金収入	1354	拡張所得控除額4	1414	更正後 - 控除前給与所得額
1295	年金所得	1355	拡張所得控除額5	1415	更正後 - A・B区分コード - 短期
1296	年金所得-軽減判定用	1356	拡張所得控除額6	1416	更正後 - 控除後短期譲渡所得額
1297	年金所得-低I	1357	拡張所得控除額7	1417	更正後 - A・B区分コード - 長期1
1298	その他雑所得	1358	拡張所得控除額8	1418	更正後 - 控除後長期譲渡所得額1
1299	総合短期譲渡特控前	1359	拡張所得控除額9	1419	更正後 - A・B区分コード - 長期2
1300	総合長期譲渡特控前	1360	拡張所得控除額10	1420	更正後 - 控除後長期譲渡所得額2
1301	総合短期譲渡所得	1361	拡張所得控除額11	1421	更正後 - 株式等譲渡所得額
1302	総合長期譲渡所得	1362	拡張所得控除額12	1422	更正後 - 地方税法第313条所得額
1303	一時所得-1/2前	1363	拡張所得控除額13	1423	更正後 - 所得額合計
1304	総合譲渡一時計	1364	拡張所得控除額14	1424	更正後 - 基礎控除額
1305	退職所得-総合	1365	拡張所得控除額15	1425	更正後 - 端数額
1306	分離短期譲渡特控前	1366	拡張所得控除額16	1426	更正後 - 基準総所得額
1307	分離長期譲渡特控前	1367	拡張所得控除額17	1427	更正後 - 控除後給与所得額
1308	分離長期居住特控前	1368	拡張所得控除額18	1428	更正後 - 控除前短期譲渡所得額
1309	未公開株式等譲渡所得	1369	拡張所得控除額19	1429	更正後 - 控除前長期譲渡所得額1
1310	上場株式等譲渡所得	1370	拡張所得控除額20	1430	更正後 - 控除前長期譲渡所得額2
1311	上場株式等配当所得	1371	更新日時	1431	更正後 - 繰越損失額
1312	先物取引所得	1372	支援分退職者按分率 - 全体分賦課額	1432	更正後 - 専従者給与支払額
1313	山林所得	1373	支援分退職者按分率 - 退職者賦課額	1433	更正後 - 公的年金等所得額
1314	専従者控除額	1374	特別調整交付金集計該当区分コード	1434	更正後 - 軽減用所得額合計
1315	分離短期譲渡所得	1375	上位所得者基準額	1435	更正後 - 給与特別控除額
1316	分離長期譲渡所得	1376	調整交付金基準日ID	1436	更正差 - その他の所得額
1317	純損繰越控除	1377	年齢計算用基準年月日	1437	更正差 - 控除前給与所得額
1318	上場株式等譲渡繰損額	1378	賦課期日基準年月日	1438	更正差 - 控除後短期譲渡所得額
1319	上場株式等配当繰損額	1379	確定賦課基準年月日	1439	更正差 - 控除後長期譲渡所得額1
1320	先物取引繰損額	1380	被保険者 - 氏名	1440	更正差 - 控除後長期譲渡所得額2

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1441	更正差 - 株式等譲渡所得額	1501	各種区分コード	1561	不現住調定額-全体分-退職分
1442	更正差 - 地方税法第313条所得額	1502	処理結果コード	1562	不現住医療全体分
1443	更正差 - 所得額合計	1503	後期移管コード	1563	不現住医療退職分
1444	更正差 - 基礎控除額	1504	各種年月日	1564	不現住介護2号全体分
1445	更正差 - 端数額	1505	金額1 - 介護依頼額	1565	不現住介護2号退職分
1446	更正差 - 基準総所得額	1506	金額2	1566	不現住支援金全体分
1447	更正差 - 控除後給与所得額	1507	金額3 - 年金受給額	1567	不現住支援金退職分
1448	更正差 - 控除前短期譲渡所得額	1508	共済年金証記号番号	1568	按分率 - 不現住者 - 全体分
1449	更正差 - 控除前長期譲渡所得額1	1509	年金保険者種別コード	1569	按分率 - 不現住者 - 退職分
1450	更正差 - 控除前長期譲渡所得額2	1510	連番 - 各サブ	1570	医療分按分率 - 不現住医療全体分
1451	更正差 - 専従者給与支払額	1511	連番 - 介護	1571	医療分按分率 - 不現住医療退職分
1452	更正差 - 軽減用所得額合計	1512	個人コード	1572	介護分按分率 - 不現住介護全体分
1453	更正差 - 給与特別控除額	1513	介護被保険者番号	1573	介護分按分率 - 不現住介護退職分
1454	適用条文コード - 短期	1514	各サブ期間番号	1574	支援金分按分率 - 不現住支援金全体分
1455	適用条文コード - 長期1	1515	補足年月	1575	支援金分按分率 - 不現住支援金退職分
1456	適用条文コード - 長期2	1516	介護依頼額	1576	賦課期日現在の世帯区分コード
1457	更正前 - 平等割半額世帯フラグ	1517	年金受給額	1577	賦課期日現在の旧国保被保険者数
1458	更正後 - 平等割半額世帯フラグ	1518	国保 - 住民コード	1578	賦課期日現在軽減所得額
1459	一般I分フラグ	1519	介護 - 住民コード	1579	手計算区分コード
1460	一般K分フラグ	1520	国保 - 氏名カナ	1580	賦課調査リスト発行フラグ
1461	一般L分フラグ	1521	国保 - 氏名	1581	減免対象フラグ
1462	一般N分フラグ	1522	特別徴収依頼区分コード	1582	退職者按分率 - 全体分賦課額
1463	一般O分フラグ	1523	特別徴収停止事由コード	1583	退職者按分率 - 退職者賦課額
1464	一般P分フラグ	1524	年金保険者区分コード	1584	納付通知書発付年月日
1465	一般Q分フラグ	1525	開始特別徴収義務者コード	1585	医療分実質軽減均等割額
1466	一般R分フラグ	1526	終了特別徴収義務者コード	1586	医療分実質軽減平等割額
1467	一般S分フラグ	1527	名称	1587	医療分実質軽減合計額
1468	退職者I分フラグ	1528	11期納期限年月日	1588	医療分減免区分コード
1469	退職者K分フラグ	1529	12期納期限年月日	1589	医療分減免金額
1470	退職者L分フラグ	1530	1期納期限年月日	1590	医療分前年減免区分コード
1471	退職者N分フラグ	1531	2期納期限年月日	1591	医療分前年減免金額
1472	退職者O分フラグ	1532	3期納期限年月日	1592	医療分期間賦課額合計
1473	退職者P分フラグ	1533	4期納期限年月日	1593	医療分賦課取消額
1474	退職者Q分フラグ	1534	5期納期限年月日	1594	医療分端数額
1475	退職者R分フラグ	1535	6期納期限年月日	1595	医療分旧年度賦課額
1476	退職者S分フラグ	1536	7期納期限年月日	1596	医療分賦課額
1477	自主決定区分コード	1537	8期納期限年月日	1597	医療分算出賦課額
1478	更正前 - 軽減区分コード	1538	9期納期限年月日	1598	医療分退職者実質軽減均等割額
1479	更正後 - 軽減区分コード	1539	10期納期限年月日	1599	医療分退職者実質軽減平等割額
1480	軽減変更事由区分コード	1540	発付区分コード	1600	医療分退職者実質軽減金額合計
1481	退職者医療該当年月日	1541	発付年月日	1601	医療分退職者減免金額
1482	退職者医療非該当年月日	1542	帳票区分コード	1602	医療分退職者期間賦課額合計
1483	更正前 - 世帯種類コード	1543	発付出力区分コード	1603	医療分退職者按分率 - 全体分賦課額
1484	更正後 - 世帯種類コード	1544	納付書種類コード	1604	医療分退職者按分率 - 退職者賦課額
1485	特別区分コード	1545	納付通知書種類番号	1605	特別徴収本依頼情報作成年月日
1486	徴収方法区分コード	1546	納付通知書出力連番	1606	特別徴収本停止事由コード
1487	年度区分コード	1547	軽減区分 - 率	1607	特別徴収本停止通知書作成年月日
1488	新規賦課世帯数	1548	軽減均等割額	1608	特別徴収本停止依頼情報作成年月日
1489	新規賦課金額	1549	軽減平等割額	1609	特別徴収本停止年月
1490	当月増額世帯数	1550	期間世帯人数	1610	特別徴収本不能受取年月日
1491	当月増額金額	1551	期間世帯所得額	1611	特別徴収本不能年月
1492	当月減額世帯数	1552	算定 - 期間所得割額	1612	特別徴収変更事由コード
1493	当月減額金額	1553	算定 - 均等割額	1613	特別徴収変更依頼情報作成年月日
1494	レコード区分コード	1554	算定 - 期間均等割額	1614	特別徴収変更開始年月
1495	特別徴収義務者コード	1555	算定 - 平等割額	1615	普通徴収額合計
1496	通知内容コード	1556	算定 - 期間平等割額	1616	翌年度仮徴収予定額
1497	特別徴収制度コード	1557	基準 - 所得割減免額	1617	本徴収対象外事由コード
1498	年金コード	1558	基準 - 均等割減免額	1618	仮徴収年金連結有無フラグ
1499	氏名カナ	1559	基準 - 平等割減免額	1619	本徴収年金連結有無フラグ
1500	住所カナ	1560	不現住調定額-全体分	1620	介護保険料 - 介護依頼額

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1621	翌年度75歳区分コード	1681	退職該当期間コード - 9月	1741	賦課限度超過額
1622	7月依頼時翌年度仮徴収予定額	1682	退職該当期間コード - 10月	1742	医療分 - 保険料算定料率
1623	6月仮徴収額	1683	退職該当期間コード - 11月	1743	医療分 - 限度額
1624	前年所得激減減免申請理由コード	1684	退職該当期間コード - 12月	1744	医療分 - 均等割額
1625	所得激減減免申請理由コード	1685	退職該当期間コード - 1月	1745	医療分 - 控除額
1626	受付年月日	1686	退職該当期間コード - 2月	1746	支援分 - 保険料算定料率
1627	被保険者数 - 4月	1687	退職該当期間コード - 3月	1747	支援分 - 限度額
1628	被保険者数 - 5月	1688	擬主該当期間コード - 4月	1748	支援分 - 均等割額
1629	被保険者数 - 6月	1689	擬主該当期間コード - 5月	1749	支援分 - 控除額
1630	被保険者数 - 7月	1690	擬主該当期間コード - 6月	1750	介護分 - 保険料算定料率
1631	被保険者数 - 8月	1691	擬主該当期間コード - 7月	1751	介護分 - 限度額
1632	被保険者数 - 9月	1692	擬主該当期間コード - 8月	1752	介護分 - 均等割額
1633	被保険者数 - 10月	1693	擬主該当期間コード - 9月	1753	介護分 - 平等割額
1634	被保険者数 - 11月	1694	擬主該当期間コード - 10月	1754	介護分 - 控除額
1635	被保険者数 - 12月	1695	擬主該当期間コード - 11月	1755	市民税均等割額半額
1636	被保険者数 - 1月	1696	擬主該当期間コード - 12月	1756	道民税均等割額
1637	被保険者数 - 2月	1697	擬主該当期間コード - 1月	1757	非自発の失業者軽減割合分子
1638	被保険者数 - 3月	1698	擬主該当期間コード - 2月	1758	非自発の失業者軽減割合分母
1639	激変緩和措置②適用月 - 4月	1699	擬主該当期間コード - 3月	1759	低I判定基準額 - 年金収入
1640	激変緩和措置②適用月 - 5月	1700	非自発の失業者軽減適用月 - 4月	1760	11期納付書処理年月日
1641	激変緩和措置②適用月 - 6月	1701	非自発の失業者軽減適用月 - 5月	1761	12期納付書処理年月日
1642	激変緩和措置②適用月 - 7月	1702	非自発の失業者軽減適用月 - 6月	1762	1期納付書処理年月日
1643	激変緩和措置②適用月 - 8月	1703	非自発の失業者軽減適用月 - 7月	1763	2期納付書処理年月日
1644	激変緩和措置②適用月 - 9月	1704	非自発の失業者軽減適用月 - 8月	1764	3期納付書処理年月日
1645	激変緩和措置②適用月 - 10月	1705	非自発の失業者軽減適用月 - 9月	1765	4期納付書処理年月日
1646	激変緩和措置②適用月 - 11月	1706	非自発の失業者軽減適用月 - 10月	1766	5期納付書処理年月日
1647	激変緩和措置②適用月 - 12月	1707	非自発の失業者軽減適用月 - 11月	1767	6期納付書処理年月日
1648	激変緩和措置②適用月 - 1月	1708	非自発の失業者軽減適用月 - 12月	1768	7期納付書処理年月日
1649	激変緩和措置②適用月 - 2月	1709	非自発の失業者軽減適用月 - 1月	1769	8期納付書処理年月日
1650	激変緩和措置②適用月 - 3月	1710	非自発の失業者軽減適用月 - 2月	1770	9期納付書処理年月日
1651	不現住月 - 4月	1711	非自発の失業者軽減適用月 - 3月	1771	10期納付書処理年月日
1652	不現住月 - 5月	1712	旧ただし書き所得 - 非自発	1772	レセプト全国共通キー
1653	不現住月 - 6月	1713	軽減用所得 - 非自発	1773	高額療養費申請番号
1654	不現住月 - 7月	1714	賦課統計ID	1774	高額療養費履歴シークエンス連番
1655	不現住月 - 8月	1715	被保険者総所得額	1775	高額勸奨通知番号
1656	不現住月 - 9月	1716	期間総市民税所得割額	1776	高額勸奨診療年月
1657	不現住月 - 10月	1717	期間軽減金額合計	1777	高額介護合算勸奨通知番号
1658	不現住月 - 11月	1718	軽減用所得額	1778	高額介護自己負担額補正 - 国保番号
1659	不現住月 - 12月	1719	所得割額有被保数	1779	高額介護自己負担額補正 - 対象年度
1660	不現住月 - 1月	1720	均等割額有被保数	1780	療養費申請番号
1661	不現住月 - 2月	1721	世帯均等割額合計	1781	標準負担額差額申請番号
1662	不現住月 - 3月	1722	限度額	1782	高額カウントフラグ
1663	賦課期日フラグ	1723	合算退職者世帯区分コード	1783	世帯主区分コード
1664	該当期間コード - 4月	1724	賦課年度ID	1784	制度区分コード
1665	該当期間コード - 5月	1725	翌年度発生フラグ	1785	給付割合
1666	該当期間コード - 6月	1726	賦課変更開始期ID	1786	長期区分コード
1667	該当期間コード - 7月	1727	賦課変更開始期	1787	異動連絡票統柄コード - 1階層
1668	該当期間コード - 8月	1728	前月納付書発付年月日	1788	異動連絡票統柄コード - 2階層
1669	該当期間コード - 9月	1729	特徴賦課変更開始期	1789	異動連絡票統柄コード - 3階層
1670	該当期間コード - 10月	1730	賦課制御区分コード	1790	性別
1671	該当期間コード - 11月	1731	変更連番	1791	個人異動番号
1672	該当期間コード - 12月	1732	賦課変更事由コード	1792	資格取得喪失届出日
1673	該当期間コード - 1月	1733	対象年月日	1793	資格取得喪失年月日
1674	該当期間コード - 2月	1734	保険料軽減対象フラグ	1794	国保得喪事由コード
1675	該当期間コード - 3月	1735	特定世帯フラグ	1795	個人異動限度額番号
1676	退職該当期間コード - 4月	1736	軽減後均等割額	1796	限度額適用区分コード
1677	退職該当期間コード - 5月	1737	軽減後平等割額	1797	限度額適用認定証発効期日
1678	退職該当期間コード - 6月	1738	軽減前均等割額	1798	限度額適用認定証有効期限
1679	退職該当期間コード - 7月	1739	軽減前平等割額	1799	異動連絡票世帯区分コード
1680	退職該当期間コード - 8月	1740	資産割額	1800	表示用保険者番号

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1801	統計行政区コード	1861	旧員番	1921	対象計算終了期間
1802	退職者有無フラグ	1862	証種別区分コード	1922	被保険者開始期間
1803	世帯異動番号	1863	入院日数 - 基準月	1923	被保険者終了期間
1804	国保取得届出年月日	1864	誤出力フラグ	1924	宛先情報 - 宛先氏名
1805	国保取得年月日	1865	入院日数合計	1925	宛先情報 - 宛先郵便番号
1806	国保取得事由コード	1866	長期該当区分コード	1926	宛先情報 - 宛先住所
1807	国保喪失届出年月日	1867	再発行フラグ	1927	証明書発行年月日
1808	国保喪失年月日	1868	低滞フラグ	1928	証明書発行者名
1809	国保喪失事由コード	1869	入院年月	1929	証明書発行者郵便番号
1810	郵便番号 - 管理用	1870	入院日数	1930	証明書発行者住所
1811	電話番号 - 管理用	1871	世帯主 - 員番	1931	問い合わせ先 - 郵便番号
1812	住所 - 管理用	1872	対象期間開始年月日	1932	問い合わせ先 - 住所
1813	番地 - 管理用	1873	対象期間終了年月日	1933	問い合わせ先 - 名称1
1814	方書 - 管理用	1874	自己負担額証明書整理番号	1934	問い合わせ先 - 名称2
1815	郵便番号 - 発送用	1875	世帯負担総額	1935	問い合わせ先 - 電話番号
1816	電話番号 - 発送用	1876	介護等合算一部負担金等世帯合算額	1936	送付先情報 - 郵便番号
1817	住所 - 発送用	1877	介護等合算一部負担金等世帯合算額 - 70歳以上	1937	送付先情報 - 住所
1818	番地 - 発送用	1878	介護等合算算定基準額	1938	送付先情報 - 計算結果送付先名称1
1819	方書 - 発送用	1879	介護等合算算定基準額 - 70歳以上	1939	送付先情報 - 計算結果送付先名称2
1820	異動届出年月日	1880	世帯支給総額	1940	送付先情報 - 計算結果送付先電話番号
1821	異動年月日	1881	世帯支給総額 - 70歳以上	1941	窓口払対象者判定コード
1822	年度	1882	按分後の支給額	1942	窓口払支払場所
1823	1月 - 所得	1883	按分後の支給額 - 70歳以上	1943	窓口払支払期間開始年月日
1824	2月 - 所得	1884	コメント	1944	窓口払支払期間終了年月日
1825	3月 - 所得	1885	負担額 - 70歳以上	1945	窓口払支払期間開始年月日曜日
1826	4月 - 所得	1886	按分率 - 70歳以上	1946	窓口払支払期間終了年月日曜日
1827	5月 - 所得	1887	支給額 - 70歳以上	1947	窓口払支払期間開始年月日開始時間
1828	6月 - 所得	1888	負担額 - 70歳未満	1948	窓口払支払期間終了年月日終了時間
1829	7月 - 所得	1889	世帯合算額	1949	備考欄
1830	8月 - 所得	1890	按分率	1950	補正連番 (対象月)
1831	9月 - 所得	1891	支給額 - 70歳未満	1951	高齢介護サービス支給額 - 69歳以下
1832	10月 - 所得	1892	支給額計	1952	高齢介護サービス支給額 - 70歳以上
1833	11月 - 所得	1893	勸奨通知年月日	1953	摘要
1834	12月 - 所得	1894	申請受付フラグ	1954	高齢受給者負担区分コード
1835	1月 - 高齢所得	1895	診療年月	1955	多数区分コード
1836	2月 - 高齢所得	1896	合計点数	1956	合算区分コード
1837	3月 - 高齢所得	1897	領収金額	1957	支給額合計 - 70歳以上特定疾病差額
1838	4月 - 高齢所得	1898	支給額	1958	支給額合計 - 70歳世帯
1839	5月 - 高齢所得	1899	支給区分コード	1959	支給額合計 - 69歳以下特定疾病差額
1840	6月 - 高齢所得	1900	処方箋交付医療機関コード	1960	支給額合計 - 69歳以下半額措置
1841	7月 - 高齢所得	1901	自己負担額	1961	支給額合計 - 国保世帯
1842	8月 - 高齢所得	1902	自己負担額 - 70歳以上	1962	総医療費
1843	9月 - 高齢所得	1903	被保険者証記号	1963	一部負担金
1844	10月 - 高齢所得	1904	被保険者証番号	1964	自己負担限度額
1845	11月 - 高齢所得	1905	保険者名称	1965	支給見込み額
1846	12月 - 高齢所得	1906	担当課	1966	勸奨通知日
1847	限度額認定証申請番号	1907	交換情報識別番号	1967	非該当フラグ
1848	申請年月日	1908	支給申請書整理番号	1968	明細番号
1849	主保険区分コード	1909	保険制度	1969	支給明細区分コード
1850	従保険区分コード	1910	被保険者氏名 - カナ	1970	入外区分コード
1851	給付区分コード	1911	被保険者氏名	1971	医療機関コード
1852	給付種別コード	1912	所得区分コード - 70歳以上	1972	費用額
1853	適用区分コード	1913	突合用後期高齢者医療保険者番号	1973	半額措置フラグ
1854	発効期日	1914	突合用後期高齢者医療被保険者番号	1974	追加合算フラグ
1855	有効期限	1915	突合用国民健康保険保険者番号	1975	連番
1856	長期該当年月日	1916	突合用国民健康保険被保険者証番号	1976	決定通知番号
1857	証回収年月日	1917	突合用国保被保険者個人番号	1977	充当区分コード
1858	新国保番号	1918	異動区分コード	1978	差額支給額
1859	新員番	1919	補正済自己負担額送付区分コード	1979	支給額 - 世帯主
1860	旧国保番号	1920	対象計算開始期間	1980	支給額 - 保険料納付額

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1981	支給額 - 国保連合会	2041	エラーメッセージ4	2101	医療分 - 保険者負担額
1982	支給額 - 医療助成	2042	エラーメッセージ5	2102	医療分 - 一部負担金
1983	世帯自己負担限度額	2043	エラーメッセージ6	2103	医療分 - 国保優先
1984	自己負担限度額 - 70歳以上	2044	8月 - 支給表示区分コード	2104	食事分 - 費用額
1985	強制登録 - 費用額	2045	9月 - 支給表示区分コード	2105	食事分 - 保険者負担額
1986	強制登録 - 一部負担額	2046	10月 - 支給表示区分コード	2106	食事分 - 一部負担金
1987	強制登録 - 限度額	2047	11月 - 支給表示区分コード	2107	食事分 - 国保優先
1988	強制登録 - 支給額	2048	12月 - 支給表示区分コード	2108	マル長
1989	強制登録 - メモ	2049	1月 - 支給表示区分コード	2109	不正不当
1990	追加合算追給区分コード	2050	2月 - 支給表示区分コード	2110	エラー区分コード
1991	第三者行為申請番号	2051	3月 - 支給表示区分コード	2111	修正区分コード
1992	委任状区分コード	2052	4月 - 支給表示区分コード	2112	死亡者 - 員番
1993	口座シーケンス連番	2053	5月 - 支給表示区分コード	2113	死亡者 - 氏名
1994	支払い方法コード	2054	6月 - 支給表示区分コード	2114	葬祭執行年月日
1995	遡及年月日	2055	7月 - 支給表示区分コード	2115	献体区分コード
1996	遡及振替区分コード	2056	対象年月	2116	領収状態コード
1997	支給年月日	2057	出産者 - 員番	2117	長期疾病フラグ
1998	支給決定日	2058	出生児 - 員番	2118	給付フラグ
1999	不正不当フラグ	2059	出生児 - 氏名	2119	本人家族入外区分コード
2000	受付状態区分コード	2060	出生児 - 氏名 - 外字フラグ	2120	初診回数
2001	強制登録フラグ	2061	出生児 - 未登録区分コード	2121	診療日数
2002	支給済処理フラグ	2062	出産年月日	2122	保険者負担額
2003	支給データ出力フラグ	2063	産科医療補償コード	2123	国保優先
2004	決定通知書出力フラグ	2064	連名簿 - 支給金額	2124	高額療養費
2005	月報フラグ	2065	連名簿 - 産科医療補償コード	2125	高額限度額
2006	特定疾病差額 - 支給額	2066	連名簿 - 直接支払額	2126	医療助成自己負担額
2007	半額措置 - 支給額	2067	差額案内書出力年月日	2127	合計 - 公費
2008	差額限度額	2068	利用制度コード	2128	公費1点数
2009	按分区分コード	2069	受取代理機関等	2129	公費2点数
2010	受任者 - 氏名カナ	2070	国保連合会 - 貸付	2130	公費3点数
2011	受任者 - 氏名	2071	助産施設	2131	保険 - 一部負担金
2012	受任者 - 氏名 - 外字フラグ	2072	保険料納付額	2132	公費1 - 一部負担金
2013	受任者 - 郵便番号	2073	差引支給額	2133	公費2 - 一部負担金
2014	受任者 - 住所	2074	追加支給額	2134	公費3 - 一部負担金
2015	申請者 - 氏名カナ	2075	差額案内書出力 - 滞納フラグ	2135	食事 - 食数
2016	申請者 - 氏名	2076	医療機関名 - 漢字	2136	食事 - 金額
2017	申請者 - 氏名 - 外字フラグ	2077	医療機関 - 住所	2137	食事 - 負担額
2018	申請者 - 郵便番号	2078	医療機関 - 口座名義人カナ	2138	照会先コード
2019	申請者 - 住所	2079	医療機関 - 口座名義人	2139	回答データ作成日
2020	申請者 - 方書	2080	医療機関 - 口座名義人 - 外字フラグ	2140	回答データ報告日
2021	医療助成課非区分コード	2081	医療機関 - 振込先銀行コード	2141	検索用氏名カナ
2022	支給内訳区分コード	2082	医療機関 - 振込先支店コード	2142	被保険者証記号番号
2023	支給金額	2083	医療機関 - 振込先銀行名	2143	保険者認定区分
2024	支給 - 作成年月日	2084	医療機関 - 振込先銀行支店名	2144	札幌市備考
2025	退職本人・退職扶養区分	2085	医療機関 - 口座種類コード	2145	照会日
2026	選択フラグ	2086	医療機関 - 口座番号	2146	照会日番号
2027	郵送先 - 氏名カナ	2087	医療機関 - 支払い方法コード	2147	回答対象フラグ
2028	郵送先 - 氏名	2088	申請者 - 員番	2148	資格該当フラグ
2029	郵送先 - 氏名 - 外字フラグ	2089	審査年月	2149	特定疾病療養証申請番号
2030	郵送先 - 郵便番号	2090	医療機関区分コード	2150	特定疾病区分コード
2031	郵送先 - 住所	2091	食数	2151	限度額区分コード
2032	郵送先 - 方書	2092	日数	2152	証発行区コード
2033	支払区分コード	2093	費用額 - 合計	2153	通知書種類
2034	案内送付年月日	2094	保険者負担額 - 合計	2154	不正不当 - 整理番号
2035	出産一時金申請番号	2095	一部負担金 - 合計	2155	不正不当 - 処理年月
2036	葬祭費申請番号	2096	国保優先 - 合計	2156	不正不当事由コード
2037	エラーリスト連番	2097	高額療養費 - 合計	2157	納付期限
2038	エラーメッセージ1	2098	高額療養費 - 現物	2158	納付書発行年月日
2039	エラーメッセージ2	2099	高額療養費 - 医療助成	2159	領収年月日
2040	エラーメッセージ3	2100	医療分 - 費用額	2160	戻入決定額

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2161	収入調定額	2221	転帰3	2281	公3食事請求基準額
2162	指定公費	2222	再診回数	2282	公3食事決定基準額
2163	請求額合計	2223	入院年月日	2283	公3食事請求標準負担額
2164	領収済額	2224	特記事項1	2284	公3食事標準負担額
2165	未収額	2225	特記事項2	2285	標準負担額区分コード
2166	不当状態区分コード	2226	特記事項3	2286	算定区分1
2167	不正不当通知日	2227	特記事項4	2287	算定区分2
2168	督促状通知日	2228	特記事項5	2288	算定区分3
2169	催告書通知日1	2229	継続療養費区分コード	2289	疾病コード1
2170	催告書通知日2	2230	保険診療実日数	2290	疾病コード2
2171	催告書通知日3	2231	保険請求点数	2291	疾病コード3
2172	催告回数	2232	保険決定点数	2292	疾病コード4
2173	レセプト送付年月日	2233	請求公費負担金額	2293	疾病コード5
2174	繰越前整理番号	2234	請求公2負担金額	2294	医療費通知減額表示区分コード
2175	戻入決定年月日	2235	請求公3負担金額	2295	医療費通知減額表示医療費
2176	収入調定年月日	2236	公費負担金額	2296	医療費通知減額表示一部負担
2177	整理簿再計算フラグ	2237	公2負担金額	2297	突合先レセプト全国共通キー
2178	指定納付期限 - 督促	2238	公3負担金額	2298	突合先国保連レセプト番号
2179	指定納付期限 - 前回催告	2239	保険請求一部負担金	2299	突合先診療年月
2180	指定納付期限 - 今回催告	2240	保険一部負担金	2300	突合先医療機関コード
2181	時効起算日	2241	減額割合	2301	保険突合調整点数
2182	時効完成日	2242	減額・免除・猶予区分コード	2302	公1突合調整点数
2183	不納欠損日	2243	減額金額	2303	公2突合調整点数
2184	不正不当 - 履歴シーケンス連番	2244	公1負担者番号	2304	公3突合調整点数
2185	戻入収入区分コード	2245	公1受給者番号	2305	公1突合調整一部負担金
2186	不正不当内訳区分	2246	公1診療実日数	2306	公2突合調整一部負担金
2187	一般退職区分コード	2247	公1請求点数	2307	公3突合調整一部負担金
2188	本庁フラグ	2248	公1決定点数	2308	ICD10コード
2189	療養給付費	2249	公1請求一部負担金	2309	公費1突合調整一部負担金
2190	療養費	2250	公1一部負担金	2310	公費2突合調整一部負担金
2191	高額介護合算療養費	2251	公2負担者番号	2311	公費3突合調整一部負担金
2192	出産育児一時金	2252	公2受給者番号	2312	被保険者地区コード
2193	葬祭費	2253	公2診療実日数	2313	被保険者住所コード
2194	不明レセプト番号	2254	公2請求点数	2314	特別療養費
2195	保険者番6桁	2255	公2決定点数	2315	算定保険調整金額
2196	国保連レセプト番号	2256	公2請求一部負担金	2316	算定公1調整金額
2197	事業区分コード	2257	公2一部負担金	2317	算定公2調整金額
2198	旧総合病院診療科	2258	公3負担者番号	2318	算定公3調整金額
2199	任意診療科	2259	公3受給者番号	2319	過誤・再審査理由番号
2200	請求媒体	2260	公3診療実日数	2320	過誤・再審査審査結果
2201	被保険者証番号全角	2261	公3請求点数	2321	過誤区分コード
2202	被保険者証番号半角	2262	公3決定点数	2322	予備1
2203	個人番号	2263	公3請求一部負担金	2323	予備2
2204	DPC区分コード	2264	公3一部負担金	2324	予備3
2205	帳票イメージ番号	2265	保険食事回数	2325	予備4
2206	転帰レコード区分	2266	保険食事請求基準額	2326	予備5
2207	転帰グループ番号	2267	保険食事決定基準額	2327	予備6
2208	支給決定年月	2268	保険食事請求標準負担額	2328	予備7
2209	自支給期間	2269	保険食事標準負担額	2329	予備8
2210	至支給期間	2270	公1食事回数	2330	予備9
2211	保険種別	2271	公1食事請求基準額	2331	予備10
2212	点数表	2272	公1食事決定基準額	2332	過誤・再審査修正区分コード
2213	療養費区分コード	2273	公1食事請求標準負担額	2333	レセプトエラー区分コード
2214	療養費種別	2274	公1食事標準負担額	2334	返戻フラグ
2215	海外療養費区分コード	2275	公2食事回数	2335	国保氏名
2216	診療開始日1	2276	公2食事請求基準額	2336	国保生年月日-元号コード
2217	転帰1	2277	公2食事決定基準額	2337	国保生年月日
2218	診療開始日2	2278	公2食事請求標準負担額	2338	国保性別
2219	転帰2	2279	公2食事標準負担額	2339	高額調整年月
2220	診療開始日3	2280	公3食事回数	2340	遡及退職振替区分コード

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2341	遡及退職振替処理年月日	2401	施設名	2461	受診券情報CSV出力日
2342	修正年月日	2402	施設住所	2462	対象者作成年月日
2343	取込年月	2403	健診受診履歴テーブルPK	2463	対象者作成時間
2344	高額療養費現物	2404	受診年月日	2464	対象者作成者
2345	高額療養費医療助成	2405	健診コース	2465	対象者作成端末区コード
2346	国保優先医療助成	2406	項目コード	2466	対象者作成機能
2347	国保優先公費	2407	健診結果	2467	4月1日以前分 - 作成理由コード
2348	食事療養費	2408	異常値区分コード	2468	4月2日以降分 - 作成理由コード
2349	不明理由コード	2409	判定	2469	課非区分変更 - 作成理由コード
2350	保険費用額	2410	結果判定インデックス	2470	再加入 - 作成理由コード
2351	保険負担者負担額	2411	ポイント	2471	後期高齢 - 作成理由コード
2352	公1負担者負担金額	2412	コメントフラグ	2472	最終作成理由コード
2353	公2負担者負担金額	2413	受診勧奨該当有無フラグ	2473	まちセン区コード
2354	保険患者負担額	2414	保健指導該当有無フラグ	2474	対象者訂正年月日
2355	公1患者負担額	2415	削除フラグ	2475	対象者訂正時間
2356	公2患者負担額	2416	受付NO	2476	対象者訂正者
2357	算定保険高額療養費	2417	実施年度	2477	対象者訂正端末区コード
2358	算定保険長期高額療養費	2418	実施年月	2478	更新機能
2359	レセプト - 多数区分コード	2419	実施機関区分コード	2479	負担区分 - 適用年月通番
2360	レセプト - 課非区分コード	2420	医療機関管理ID	2480	適用年月
2361	レセプト - 課非名称判定区分	2421	受診時年齢	2481	確定フラグ
2362	レセプト - 負担区分コード	2422	すこやか受診区分コード	2482	確定年月日
2363	資格照合表出力フラグ	2423	訪問区分コード	2483	確定時間
2364	支給種別コード	2424	胸部X線区分コード	2484	確定者
2365	医療機関名称	2425	頸部体部区分コード	2485	後期高齢対象区分コード
2366	療養開始年月日	2426	地区健診区分コード	2486	個人区分コード
2367	療養終了年月日	2427	連絡書発行区分コード	2487	広域個人番号
2368	療養日数	2428	免除区分コード	2488	被保険者番号
2369	支払済 - 単価1	2429	対がん協会受診者区分コード	2489	後期高齢 - 資格取得事由コード
2370	支払済 - 食数1	2430	施設 - 号車区分コード	2490	後期高齢 - 資格喪失事由コード
2371	支払済 - 単価2	2431	胃大腸セット区分コード	2491	保険者番号適用開始年月日
2372	支払済 - 食数2	2432	委託区分コード	2492	保険者番号適用終了年月日
2373	減額済 - 単価1	2433	請求金額	2493	通称名カナ
2374	減額済 - 食数1	2434	支出フラグ	2494	世帯主 - 氏名カナ
2375	減額済 - 単価2	2435	会場コード	2495	世帯主 - 通称名カナ
2376	減額済 - 食数2	2436	受診区コード	2496	字コード
2377	支払済額計	2437	受診連町	2497	発送用 - 郵便番号
2378	減額済額計	2438	受診会場	2498	発送用 - 住所
2379	支給決定額	2439	他機関ID	2499	発送用 - 方書
2380	支払先 - 申請者	2440	一次受診年月日	2500	発送用 - 電話番号
2381	期間開始年月	2441	所見内容等	2501	行政区コード
2382	療養内容コード	2442	国保連HLデータ	2502	世帯番号
2383	医療機関名	2443	国保連HLデータ - 取込時	2503	後期高齢連動年月日
2384	補装具種類コード	2444	健診対象者テーブルPK	2504	不明フラグ
2385	初療年月日	2445	年度内資格開始年月	2505	外人登録フラグ
2386	初診フラグ	2446	資格開始国保番号	2506	履歴登録年月日
2387	再同意年月日	2447	資格開始管理番号	2507	委託単価区分コード
2388	同意書有効期限	2448	年度当初国保番号	2508	報告年月
2389	変形徒手矯正術フラグ	2449	年度当初資格取得年月日	2509	SEQ
2390	高額介護合算療養費申請番号	2450	年度当初給付開始年月日	2510	委託年月
2391	高額療養費 - 処理年月日	2451	課非取得国保番号	2511	受診券整理番号
2392	国保優先額	2452	生保区分コード	2512	健診等機関番号
2393	被保険者負担額	2453	受診券番号	2513	実施年月日
2394	連名簿出力フラグ	2454	健診内容区分コード	2514	保険者負担金額 - 基本
2395	点数表区分	2455	特定 - 健診区分コード	2515	保険者負担金額 - 詳細
2396	処方箋医療機関コード	2456	介護 - 健診区分コード	2516	保険者負担金額
2397	処方箋医療機関名	2457	後期高齢 - 健診区分コード	2517	窓口負担金額 - 基本
2398	療養の種類	2458	受診券発行区分コード	2518	窓口負担金額 - 詳細
2399	高額	2459	受診券発行年月日	2519	窓口負担金額 - その他
2400	療養費支給額	2460	受診券情報CSV出力区分コード	2520	項目SEQ

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2521	検査項目コード	2581	保険者負担金額 - 他	2641	最終途中終了過誤取込時間
2522	検査結果コード	2582	窓口負担金額 - 他	2642	初回過誤フラグ
2523	測定値	2583	貧血 - 詳細実施区分コード	2643	実績評価過誤フラグ
2524	実施理由・所見	2584	貧血 - 詳細単価金額	2644	途中終了過誤フラグ
2525	健診項目コード	2585	心電図 - 詳細実施区分コード	2645	回数
2526	検査方法優先順位	2586	心電図 - 詳細単価金額	2646	支援区分コード
2527	支給調書種別	2587	眼底 - 詳細実施区分コード	2647	指導区分コード
2528	支給調書番号	2588	眼底 - 詳細単価金額	2648	計画 - 支援 - 予定年月日
2529	執行名称	2589	チェック - 生活評価実施区分コード	2649	計画 - 支援 - 支援形態コード
2530	請求年月日	2590	チェック - 生活評価単価合計	2650	計画 - 支援 - 支援形態識別区分コード
2531	請求番号	2591	検査 - 生活評価実施区分コード	2651	計画 - 支援 - 職制区分コード1
2532	銀行コード	2592	検査 - 生活評価単価合計	2652	計画 - 支援 - 氏名1
2533	銀行名 - 漢字	2593	付加健診実施区分コード	2653	計画 - 支援 - 時間1
2534	銀行支店コード	2594	付加健診単価合計	2654	計画 - 支援 - 職制区分コード2
2535	銀行支店名 - 漢字	2595	送付種別コード	2655	計画 - 支援 - 氏名2
2536	口座種類	2596	送付元機関	2656	計画 - 支援 - 時間2
2537	口座番号	2597	送付先機関	2657	計画 - 支援 - ポイント
2538	口座名義人カナ	2598	実施区分コード	2658	計画 - 支援 - 実施
2539	口座名義人	2599	特定健診機関 - 番号	2659	支援形態コード
2540	送付済フラグ	2600	特定健診機関 - 名称	2660	支援形態識別区分コード
2541	発行区分コード	2601	特定健診機関 - 郵便番号	2661	実施時間1
2542	税変更区分コード	2602	特定健診機関 - 所在地	2662	実施時間2
2543	受診券発行時間	2603	特定健診機関 - 電話番号	2663	栄養食生活 - 改善状況コード
2544	送付先住所	2604	整理用番号1	2664	運動身体状況 - 改善状況コード
2545	送付先方書	2605	整理用番号2	2665	喫煙改善状況コード
2546	受診券テーブルPK	2606	有効期限2	2666	指導内容1 - 食事
2547	料金区分コード	2607	入力健診種別コード	2667	指導内容1 - 運動身体状況
2548	負担内容	2608	階層化判定区分コード	2668	指導内容1 - 喫煙
2549	負担履歴作成年月日	2609	階層化実施年月日	2669	指導内容1 - その他
2550	健診内容その他の内容	2610	メタボリック判定該当区分コード	2670	指導内容1
2551	受診券発行方法	2611	特定保健指導服薬除外有無フラグ	2671	指導実施場所区分コード1
2552	受診券発行者	2612	特定保健指導利用券テーブルPK	2672	指導内容2 - 食事
2553	受診券発行端末	2613	特定保健指導利用券番号	2673	指導内容2 - 運動身体状況
2554	受診券発行場所コード	2614	特定健診受診年度	2674	指導内容2 - 喫煙
2555	除外事由コード	2615	指導区コード	2675	指導内容2 - その他
2556	除外期間開始年月日	2616	保健指導コース	2676	指導内容2
2557	除外期間終了年月日	2617	指導支援レベル	2677	指導実施場所区分コード2
2558	除外事由備考	2618	管理番号	2678	行動目標達成度
2559	除外解除年月日	2619	後期高齢番号	2679	実施状況確認書の提出
2560	発行不要事由コード	2620	事業該当コード	2680	実施者1 - 氏名
2561	発行不要期間開始年月日	2621	申込年月日	2681	実施者1 - 職制区分コード
2562	発行不要期間終了年月日	2622	申込受付保健センター	2682	実施者2 - 氏名
2563	抜き取り事由コード	2623	指導実施者 - 職制区分コード	2683	実施者2 - 職制区分コード
2564	発行不要備考	2624	指導実施者 - 氏名	2684	評価 - 区分コード
2565	発行不要解除年月日	2625	予定支援期間	2685	行動変容ステージ
2566	利用券除外区分コード	2626	開始年月日	2686	確認回数 - 電話
2567	利用券除外事由コード	2627	終了年月日	2687	確認回数 - 訪問
2568	利用券除外期間開始年月日	2628	計画 - メモ	2688	確認回数 - FAX・手紙送付
2569	利用券除外期間終了年月日	2629	途中終了 - 資格喪失年月日	2689	確認回数 - その他
2570	利用券除外事由備考	2630	途中終了 - 保健指導拒否 - 最終利用年月日	2690	支援ポイント
2571	利用券除外解除年月日	2631	途中終了 - 保健指導拒否 - 脱落認定年月日	2691	次回予定年月日
2572	確認年月日	2632	途中終了 - 連絡不能 - 最終利用年月日	2692	次回支援形態コード
2573	確認結果コード	2633	途中終了 - 連絡不能 - 脱落認定年月日	2693	次回支援形態識別区分コード
2574	前年度受診年月日	2634	途中終了 - その他	2694	目標値 - 腹囲
2575	前年度確認結果コード	2635	途中終了 - その他 - 脱落認定年月日	2695	目標値 - 体重
2576	報告年月 - 通常	2636	最終初回過誤取込日	2696	目標値 - 血圧最高
2577	報告年月 - 過誤	2637	最終初回過誤取込時間	2697	目標値 - 血圧最低
2578	被保険者証等記号	2638	最終実績評価過誤取込日	2698	目標値 - 削減エネルギー
2579	被保険者証等番号	2639	最終実績評価過誤取込時間	2699	目標値 - 運動エネルギー
2580	特定健診機関	2640	最終途中終了過誤取込日	2700	目標値 - 食事エネルギー

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2701	目標値 - BMI	2761	メタボリック判定 - 予備群該当フラグ	2821	項目3
2702	目標値 - 予備1	2762	メタボリック判定 - 非該当フラグ	2822	項目4
2703	目標値 - 予備2	2763	積極的支援判断該当フラグ	2823	項目5
2704	目標値 - 予備3	2764	結果条件指定有無フラグ	2824	金融機関本店コード
2705	行動目標	2765	問診条件指定有無フラグ	2825	金融機関支店コード
2706	行動計画	2766	該当数	2826	金融機関本店名
2707	指導結果区分コード	2767	指導対象者件数	2827	金融機関支店名
2708	指導結果	2768	利用券情報作成済件数	2828	口座種類コード
2709	指導結果増減	2769	作成件数	2829	口座名義人漢字
2710	初回指導予定年月日	2770	結果条件通番	2830	口座名義人 - 外字フラグ
2711	特定健診 - 受診年月日	2771	結果条件 - 項目コード	2831	口座登録日
2712	特定健診 - 健診コース	2772	結果条件 - 指導指定有無フラグ	2832	口座廃止日
2713	特定健診 - 受診NO	2773	結果条件 - 勸奨指定有無フラグ	2833	口座異動区分コード
2714	利用券情報作成年月日	2774	結果条件 - AND条件指定有無フラグ	2834	異動日時
2715	利用券印刷年月日	2775	結果条件 - OR条件指定有無フラグ	2835	登録区コード
2716	利用券有効日付	2776	更新端末	2836	口座登録区分コード
2717	主治医	2777	年齢性別通番	2837	期別口座フラグ
2718	担当者 - 職種区分コード	2778	指定有無フラグ	2838	分割口座フラグ
2719	担当者氏名	2779	開始年齢	2839	還付口座フラグ
2720	連絡書発行同意フラグ	2780	終了年齢	2840	承継人還付口座フラグ
2721	報告年度	2781	付加条件通番	2841	給付口座フラグ
2722	抽出NO	2782	開始範囲	2842	重複口座フラグ
2723	案内書送付年月日	2783	終了範囲	2843	依頼書名
2724	未利用勸奨 - 案内書送付年月日	2784	条件 - 開始年齢範囲	2844	依頼書
2725	特定保健指導対象者テーブルPK	2785	条件 - 終了年齢範囲	2845	依頼書区分コード
2726	治療中者レベルI - 糖尿病該当フラグ	2786	条件 - 性別コード	2846	依頼書登録日
2727	治療中者レベルI - 高血圧該当フラグ	2787	条件 - 結合条件区分コード	2847	依頼書置換日
2728	治療中者レベルI - 脂質異常該当フラグ	2788	肥満者フラグ	2848	本料収入額
2729	治療中者レベルII - 糖尿病該当フラグ	2789	服薬有無フラグ	2849	延滞金収入額
2730	治療中者レベルII - 高血圧該当フラグ	2790	レベル1件数	2850	決算時収入累計額
2731	治療中者レベルII - 脂質異常該当フラグ	2791	レベル2件数	2851	決算時賦課額
2732	治療中レベル	2792	条件 - 開始値	2852	滞繰調定額
2733	案内優先順位	2793	条件 - 終了値	2853	按分率 - 今回振替 - 全体分
2734	抽出区分コード - 治療中受診者対象者情報	2794	条件 - 選択フラグ列	2854	按分率 - 今回振替 - 退職分
2735	受診勸奨・保健指導該当区分コード	2795	発付停止種別区分	2855	按分率 - 前回振替 - 全体分
2736	特定健診受診券番号	2796	発付停止事由	2856	按分率 - 前回振替 - 退職分
2737	利用実績コード	2797	テーブル番号	2857	不現住者フラグ
2738	未発行フラグ	2798	テーブルID	2858	分割フラグ
2739	未発行理由	2799	処理フラグ	2859	公費負担フラグ
2740	未発行理由 - その他	2800	処理順	2860	医療分按分率 - 今回医療全体分
2741	委託先の主対応内容	2801	CSV名称	2861	医療分按分率 - 今回医療退職分
2742	送付先郵便番号	2802	退避用テーブルID	2862	介護分按分率 - 今回介護全体分
2743	送付先住所 - 方書	2803	項目番号	2863	介護分按分率 - 今回介護退職分
2744	利用券情報CSV出力区分	2804	データ型	2864	介護分按分率 - 前回介護全体分
2745	利用券情報CSV出力日	2805	桁数	2865	介護分按分率 - 前回介護退職分
2746	KDB初回CSV出力区分	2806	必須	2866	支援金分按分率 - 今回支援金全体分
2747	KDB初回CSV出力日	2807	上限	2867	支援金分按分率 - 今回支援金退職分
2748	KDB終了CSV出力区分	2808	下限	2868	不納欠損額合計
2749	KDB終了CSV出力日	2809	関連項目	2869	最新賦課情報 - 賦課額合計
2750	更新時間	2810	関連記号	2870	最新賦課情報 - 賦課更正年月日
2751	更新者	2811	関連テーブルID	2871	最新賦課情報 - 賦課更正事由コード
2752	抽出名称	2812	コード	2872	収入額合計 - 本料収入
2753	開始報告年月	2813	登録No	2873	サービス員対象除外フラグ
2754	終了報告年月	2814	実施機関コード	2874	除外フラグ設定日
2755	開始受診年月日	2815	非肥満整理番号	2875	年金受給時普通徴収継続希望フラグ
2756	終了受診年月日	2816	連絡先役割コード	2876	集金希望日
2757	指導支援レベル・指定有無フラグ	2817	ID	2877	集金年月日更新日
2758	受診勸奨除外フラグ	2818	ID種類	2878	集金年月日希望曜日
2759	メタボリック判定 - 指定有無フラグ	2819	項目1	2879	集金年月日希望時間
2760	メタボリック判定 - 基準該当フラグ	2820	項目2	2880	集金先住所

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
2881	集金先住所更新日	2941	金額3	3001	保険者番号6
2882	集金先電話番号	2942	金額1	3002	被保険者証発行年月日6
2883	集金先電話番号更新日	2943	被保険者資格取得事由コード	3003	被保険者証回収年月日6
2884	集金先備考	2944	被保険者資格取得年月日	3004	負担区分1
2885	集金対象設定日	2945	被保険者資格喪失事由コード	3005	適用年月1
2886	滞納整理方針	2946	被保険者資格喪失年月日	3006	負担区分2
2887	滞納整理方針日	2947	氏名(カナ)	3007	適用年月2
2888	滞納整理方針時間	2948	現都道府県名	3008	負担区分3
2889	滞納整理方針印字フラグ	2949	現市区町村名	3009	適用年月3
2890	折衝方針	2950	作成時刻	3010	負担区分4
2891	折衝方針日	2951	漢字氏名	3011	適用年月4
2892	折衝方針時間	2952	カナ氏名	3012	負担区分5
2893	折衝方針印字フラグ	2953	住所(漢字)	3013	適用年月5
2894	最優先連絡先	2954	住所地特例	3014	負担区分6
2895	滞納状態区分	2955	(発送用)郵便番号	3015	適用年月6
2896	氏名カナ-シフトコード	2956	(発送用)住所	3016	負担区分7
2897	氏名-シフトコード	2957	(発送用)電話番号	3017	適用年月7
2898	住所カナ-シフトコード	2958	世帯番号1	3018	負担区分8
2899	住所-シフトコード	2959	異動年月日1	3019	適用年月8
2900	予備	2960	世帯番号2	3020	負担区分9
2901	サブ-国保番号	2961	異動年月日2	3021	適用年月9
2902	調査状況	2962	世帯番号3	3022	減免種類1
2903	発付停止状態	2963	異動年月日3	3023	減免有効期間(自)1
2904	専従青白区分	2964	世帯番号4	3024	減免有効期間(至)1
2905	旧ただし書き所得(判定後)	2965	異動年月日4	3025	減免種類2
2906	激変緩和適用	2966	世帯番号5	3026	減免有効期間(自)2
2907	4/1の介護資格有無	2967	異動年月日5	3027	減免有効期間(至)2
2908	現在証有効期限	2968	世帯番号6	3028	減免種類3
2909	保険番号	2969	異動年月日6	3029	減免有効期間(自)3
2910	証交付業務区分コード	2970	資格取得事由(最新)	3030	減免有効期間(至)3
2911	証交付業務区分コード-初期値	2971	資格取得届出年月日(最新)	3031	減免種類4
2912	証交付状態区分コード	2972	資格喪失事由(最新)	3032	減免有効期間(自)4
2913	現在証区分コード	2973	資格喪失届出年月日(最新)	3033	減免有効期間(至)4
2914	次回証区分コード-当日変更前	2974	資格取得年月日1	3034	減免種類5
2915	期間	2975	資格喪失年月日1	3035	減免有効期間(自)5
2916	期間-当日変更前	2976	資格取得年月日2	3036	減免有効期間(至)5
2917	証発行日	2977	資格喪失年月日2	3037	減免種類6
2918	証発行日-当日変更前	2978	資格取得年月日3	3038	減免有効期間(自)6
2919	自動変更不可フラグ	2979	資格喪失年月日3	3039	減免有効期間(至)6
2920	顛末連番-弁明通知	2980	資格取得年月日4	3040	標準負担額減額適用区分1
2921	顛末連番-証返還命令	2981	資格喪失年月日4	3041	標準負担額減額認定有効期間(自)1
2922	顛末連番-窓口交付通知	2982	資格取得年月日5	3042	標準負担額減額認定有効期間(至)1
2923	顛末連番-証交付作業	2983	資格喪失年月日5	3043	標準負担額減額認定長期入院該当年月日1
2924	顛末連番-窓口留保終了	2984	資格取得年月日6	3044	標準負担額減額適用区分2
2925	国保更新フラグ	2985	資格喪失年月日6	3045	標準負担額減額認定有効期間(自)2
2926	登録/更新フラグ	2986	保険者番号1	3046	標準負担額減額認定有効期間(至)2
2927	履歴連番	2987	被保険者証発行年月日1	3047	標準負担額減額認定長期入院該当年月日2
2928	有効証区分コード	2988	被保険者証回収年月日1	3048	標準負担額減額適用区分3
2929	窓口交付区分コード	2989	保険者番号2	3049	標準負担額減額認定有効期間(自)3
2930	窓口交付年月日	2990	被保険者証発行年月日2	3050	標準負担額減額認定有効期間(至)3
2931	バージョン	2991	被保険者証回収年月日2	3051	標準負担額減額認定長期入院該当年月日3
2932	論理削除フラグ	2992	保険者番号3	3052	標準負担額減額適用区分4
2933	登録ユーザID	2993	被保険者証発行年月日3	3053	標準負担額減額認定有効期間(自)4
2934	更新ユーザID	2994	被保険者証回収年月日3	3054	標準負担額減額認定有効期間(至)4
2935	登録日時	2995	保険者番号4	3055	標準負担額減額認定長期入院該当年月日4
2936	軽減保留擬制世帯フラグ	2996	被保険者証発行年月日4	3056	標準負担額減額適用区分5
2937	軽減保留世帯フラグ	2997	被保険者証回収年月日4	3057	標準負担額減額認定有効期間(自)5
2938	所得不明擬制世帯フラグ	2998	保険者番号5	3058	標準負担額減額認定有効期間(至)5
2939	所得不明世帯フラグ	2999	被保険者証発行年月日5	3059	標準負担額減額認定長期入院該当年月日5
2940	要市民税調査フラグ	3000	被保険者証回収年月日5	3060	標準負担額減額適用区分6

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
3061	標準負担額減額認定有効期間 (自) 6	3121	注釈	3181	市町村被保険者 I D
3062	標準負担額減額認定有効期間 (至) 6	3122	保険者名	3182	年度
3063	標準負担額減額認定長期入院該当年月日 6	3123	保険者方書	3183	月
3064	特定疾病認定区分 1	3124	支払代行機関コード	3184	特例対象世帯フラグ
3065	特定疾病有効期間 (自) 1	3125	支払代行機関名	3185	特例対象者フラグ
3066	特定疾病有効期間 (至) 1	3126	QRコード	3186	特例対象者区分
3067	特定疾病認定区分 2	3127	受診券ファイル名	3187	現物高額療養費額
3068	特定疾病有効期間 (自) 2	3128	処理開始時刻	3188	算定 保険 長期高額療養費
3069	特定疾病有効期間 (至) 2	3129	処理終了時刻	3189	算定 保険 高額療養費
3070	特定疾病認定区分 3	3130	年次月次区分	3190	継続世帯番号
3071	特定疾病有効期間 (自) 3	3131	交付日	3191	被保険者証番号
3072	特定疾病有効期間 (至) 3	3132	対象件数	3192	被保険者証記号
3073	特定疾病認定区分 4	3133	バッチID	3193	転居に伴う負担限度額特例対象世帯フラグ
3074	特定疾病有効期間 (自) 4	3134	読込件数	3194	転居月 7 5 歳到達時特例対象者フラグ
3075	特定疾病有効期間 (至) 4	3135	更新件数	3195	適用終了年月日
3076	特定疾病認定区分 5	3136	新規件数	3196	適用開始年月日
3077	特定疾病有効期間 (自) 5	3137	対象外件数	3197	高額療養費額算出値
3078	特定疾病有効期間 (至) 5	3138	エラー件数	3198	高額計算値多
3079	特定疾病認定区分 6	3139	出力項目1	3199	高額計算値通
3080	特定疾病有効期間 (自) 6	3140	出力項目2	3200	高額該当
3081	特定疾病有効期間 (至) 6	3141	出力項目データ1	3201	高額該当区分
3082	資格証明書交付日 1	3142	出力項目データ2	3202	高額該当年月日
3083	資格証明書回収日 1	3143	帳票出力題	3203	高齢受給者所得区分
3084	資格証明書交付日 2	3144	エラー項目	3204	被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枚数 (個人を識別する際の番号)
3085	資格証明書回収日 2	3145	項目値	3205	券面記載の被保険者証記号
3086	資格証明書交付日 3	3146	エラーメッセージ	3206	券面記載の被保険者証番号
3087	資格証明書回収日 3	3147	賦課期日資格フラグ	3207	券面記載の氏名 (漢字)
3088	資格証明書交付日 4	3148	旧国保被保険者フラグ	3208	券面記載の氏名 (漢字) の読み仮名
3089	資格証明書回収日 4	3149	年齢フラグ	3209	券面記載氏名が通称名の場合の本名等 (漢字)
3090	資格証明書交付日 5	3150	世帯主-未申告フラグ	3210	券面記載氏名が通称名の場合の本名等 (漢字) の読み仮名
3091	資格証明書回収日 5	3151	世帯員-未申告フラグ	3211	被保険者証裏面への性別記載の有無
3092	資格証明書交付日 6	3152	レセプト全国共通キー	3212	DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
3093	資格証明書回収日 6	3153	世帯所得区分	3213	自己負担限度額が変更となった場合、または年齢により額を回収した場合の回収の理由が生じた日
3094	被爆情報 受給開始年月日	3154	世帯番号		
3095	被爆情報 受給廃止年月日	3155	予備 1		
3096	日本人_外国人区分コード	3156	予備 2		
3097	資格取得日	3157	予備 3		
3098	資格喪失日	3158	予備 4		
3099	処理区分	3159	予備 5		
3100	保険区分	3160	予備 6		
3101	区名	3161	予備 7		
3102	続柄コード	3162	予備 8		
3103	氏名桁あふれフラグ	3163	予備 9		
3104	氏名外字フラグ	3164	予備 1 0		
3105	発行区分	3165	住民コード		
3106	税変更区分	3166	住民コード (員番)		
3107	世帯主氏名カナ	3167	医療助成対象区分		
3108	世帯主氏名	3168	員番		
3109	世帯主氏名桁あふれフラグ	3169	国保番号		
3110	世帯主氏名外字フラグ	3170	国保番号 (被保険者証番号)		
3111	住所桁あふれフラグ	3171	国保資格取得事由		
3112	住所外字フラグ	3172	国保資格取得届出日		
3113	基本健診自己負担額 (個別)	3173	国保資格取得年月日		
3114	付加健診自己負担額 (個別)	3174	国保資格喪失事由		
3115	基本健診自己負担額 (集団)	3175	国保資格喪失届出日		
3116	付加健診自己負担額 (集団)	3176	国保資格喪失年月日		
3117	抜き取りフラグ	3177	宛名番号		
3118	保険年金課係名称	3178	対象年月		
3119	保険年金課電話番号	3179	履歴番号		
3120	保健センター電話番号	3180	市町村保険者番号		

<収納>

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1	区コード	61	延滞金充当額累計	121	最終通知書出力フラグ
2	区連番	62	年当初延滞金過誤納額	122	振替口座連番
3	共通区分	63	月次充当フラグ	123	明細番号
4	利用者ID	64	通知書出力フラグ	124	振替年月
5	任意条件名	65	決算フラグ	125	振替日
6	シーケンスNO	66	返納状況区分コード	126	賦課額
7	左カッコ	67	充当状況区分コード	127	振替金額
8	種別コード	68	還付状況区分コード	128	振替方法区分コード
9	項目コード	69	送付状況区分コード	129	振替状態区分コード
10	符号	70	過誤納状況区分コード	130	振替不能理由コード
11	検索条件値	71	過誤納判明年月日	131	MT区分コード
12	右カッコ	72	収入明細 - 期別	132	振替回数
13	演算子	73	収入明細 - 明細番号	133	イベント日
14	分類コード	74	収入年月日	134	イベント区分コード
15	保険区分	75	領収年月日	135	連番
16	保険番号	76	OCRフラグ	136	充当額
17	住民コード	77	本料収入額	137	給付振込口座連番
18	日本人 - 外国人区分コード	78	延滞金収入額	138	使用年月日
19	氏名 - カナ	79	納付方法区分コード	139	公示送達番号
20	氏名	80	バッチ番号	140	公示送達作成処理年月日
21	氏名 - 外字フラグ	81	本料過誤納額	141	公示送達年月日
22	氏名 - アルファベット	82	延滞金過誤納額	142	金融機関本店コード
23	氏名 - 漢字併記名	83	処理連番	143	金融機関支店コード
24	氏名 - 漢字併記名 - 外字フラグ	84	処理連番取消区分	144	金融機関本店名
25	通称名 - カナ	85	支出区分コード	145	金融機関支店名
26	通称名	86	還付額	146	口座種類コード
27	通称名 - 外字フラグ	87	支払区分コード	147	口座番号
28	字名コード	88	還付処理日	148	口座名義人カナ
29	条	89	還付データ作成年月日	149	口座名義人漢字
30	丁目	90	還付時効フラグ	150	口座名義人 - 外字フラグ
31	番地	91	還付時効年月日	151	口座登録日
32	子番地	92	還付時効取消年月日	152	口座廃止日
33	室番地	93	起算開始年月日	153	口座異動区分コード
34	地番タイプ	94	加算開始年月日	154	異動日時
35	住所	95	加算終了年月日	155	登録区コード
36	住所 - 外字フラグ	96	控除開始年月日	156	口座登録区分コード
37	方書	97	控除終了年月日	157	期別口座フラグ
38	方書 - 外字フラグ	98	還付加算金額	158	分割口座フラグ
39	郵便番号	99	還付加算金照会フラグ	159	還付口座フラグ
40	電話番号	100	期別	160	承継人還付口座フラグ
41	相続放棄フラグ	101	還付状況対象分類区分コード	161	給付口座フラグ
42	相続放棄年月日	102	還付状況対象種別区分コード	162	重複口座フラグ
43	備考	103	還付状況対象区分コード	163	依頼書名
44	調定年度	104	金融機関コード	164	依頼書区分コード
45	賦課年度	105	支店コード	165	依頼書登録日
46	過誤納番号	106	報告書作成状況区分コード	166	依頼書置換日
47	履歴シーケンス連番	107	世帯数	167	リソース識別子
48	会計年度	108	件数	168	抽出業務日付
49	過誤納発生年月日	109	金額	169	抽出対象フラグ
50	納付通知書番号	110	修正日	170	口座開始年月
51	徴収方法区分コード	111	修正者	171	口座停止開始年月
52	会計区分コード	112	還付番号	172	口座停止終了年月
53	会計区分変更フラグ	113	口座シーケンス連番	173	口座終了年月
54	過誤納処理年月日	114	還付金額	174	口座開始登録日
55	過誤納修正年月日	115	還付支払日	175	口座停止登録日
56	過誤納区分コード	116	口座用途区分コード	176	口座終了登録日
57	賦課区コード	117	振込状態区分コード	177	口座終了登録区分コード
58	過誤納額本料累計	118	処理年月日	178	希望徴収区分コード
59	過誤納額延滞金累計	119	通知書送付年月日	179	口座振替区分コード
60	本料充当額累計	120	返戻年月日	180	口座振替状況対象分類区分コード

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
181	口座振替状況対象種別区分コード	241	変更前 - 金融機関コード - 本店コード	301	支援金分按分率 - 支援金退職分
182	口座振替状況対象区分コード	242	変更前 - 金融機関コード - 支店コード	302	猶予開始年月日
183	口座登録状況対象分類区分コード	243	変更前 - 金融機関名略称	303	猶予終了年月日
184	口座登録状況対象種別区分コード	244	変更前 - 支店名	304	猶予根拠区分コード
185	口座登録状況対象区分コード	245	変更前 - 口座種類コード	305	繰上徴収年月日
186	収入月報対象分類区分コード	246	変更前 - 口座番号	306	処分開始年月日
187	収入月報対象種別区分コード	247	変更前 - 口座登録区分コード	307	理由
188	収入月報シーケンス連番	248	通知1年	308	期別賦課額
189	収入月報年月日	249	通知1月	309	延滞金賦課額
190	延滞金件数	250	通知2年	310	不現住分賦課額
191	延滞金	251	通知2月	311	期別滞繰調定額
192	表題	252	期別開始年月	312	本料収入年月日
193	詳細	253	分割開始年月	313	本料領収年月日
194	翌月フラグ	254	振替不能金額	314	延滞金収入年月日
195	明細ソート区分コード	255	口座振替依頼額	315	延滞金額収年月日
196	処理区分コード	256	変更内容区分コード	316	納期変更月
197	決算時本料収入額	257	新規・変更・削除区分コード	317	納付書公示フラグ
198	過誤納額 - 本料	258	停止区分コード	318	不納欠損時滞納理由コード
199	過誤納額 - 延滞金	259	顛末通知コード	319	滞直区分コード
200	収納明細取消年月日	260	イベント処理ID	320	延滞金納付通知書発付年月日
201	総収入額	261	複数納通フラグ	321	督促出力年月日
202	賦課額合計	262	複数期フラグ	322	督促状連番
203	決算時収入累計額	263	イベント通知停止フラグ	323	督促状抜取フラグ
204	決算時賦課額	264	給付申請者	324	データ番号
205	滞繰調定額	265	給付申請者郵便番号	325	消込修正区分コード
206	按分率 - 今回振替 - 全体分	266	給付申請者住所	326	科目
207	按分率 - 今回振替 - 退職分	267	支給決定通知番号	327	本料
208	按分率 - 不現住者 - 全体分	268	給付費名称	328	合計収入額
209	按分率 - 不現住者 - 退職分	269	充当金額総額	329	消し込みエラーメッセージコード
210	按分率 - 前回振替 - 全体分	270	給付申請年月日	330	担当区分コード
211	按分率 - 前回振替 - 退職分	271	給付支給決定年月日	331	重複保険番号
212	不現住者フラグ	272	通知年月日	332	充当先 - 調定年度
213	分割フラグ	273	給付金充当通知書出力年月日	333	充当先 - 賦課年度
214	公費負担フラグ	274	通知停止年月日	334	充当先 - 納付通知書番号
215	医療分按分率 - 今回医療全体分	275	通知停止更新担当者コード	335	充当先 - 期別
216	医療分按分率 - 今回医療退職分	276	収納異動区分コード	336	充当先 - 明細番号
217	医療分按分率 - 不現住医療全体分	277	収入額累計 - 本料収入	337	本料充当額
218	医療分按分率 - 不現住医療退職分	278	収入額累計 - 延滞金収入	338	延滞金充当額
219	介護分按分率 - 今回介護全体分	279	過不足本料	339	充当処理日
220	介護分按分率 - 今回介護退職分	280	過不足延滞金	340	充当取消年月日
221	介護分按分率 - 不現住介護全体分	281	本料収入	341	充当申出日
222	介護分按分率 - 不現住介護退職分	282	延滞金収入	342	充当元会計年度
223	介護分按分率 - 前回介護全体分	283	収入回数	343	充当先会計年度
224	介護分按分率 - 前回介護退職分	284	督促区分コード	344	充当内訳種別区分コード
225	支援金分按分率 - 今回支援金全体分	285	督促公示年月日	345	歳出 - 現年分本料件数
226	支援金分按分率 - 今回支援金退職分	286	不納欠損区分コード	346	歳出 - 現年分本料金額
227	支援金分按分率 - 不現住支援金全体分	287	延滞金不納欠損区分コード	347	歳出 - 滞納繰越分本料件数
228	支援金分按分率 - 不現住支援金退職分	288	不納欠損年月日	348	歳出 - 滞納繰越分本料金額
229	不納欠損額合計	289	延滞金不納欠損年月日	349	歳出 - 他区件数
230	資格区分コード	290	延滞金区分コード	350	歳出 - 他区金額
231	処理区分コード	291	納期限年月日	351	歳出 - 延滞金件数
232	地区コード	292	按分率 - 全体分	352	歳出 - 延滞金金額
233	強制指定区分コード	293	按分率 - 退職分	353	加算金 - 現年分本料件数
234	口座名義人	294	滞納担当者コード - 担当者コード	354	加算金 - 現年分本料金額
235	金融機関コード - 本店コード	295	滞納担当者コード - 強制指定区分コード	355	加算金 - 滞納繰越分本料件数
236	金融機関コード - 支店コード	296	医療給付金分按分率 - 医療全体分	356	加算金 - 滞納繰越分本料金額
237	金融機関名略称	297	医療給付金分按分率 - 医療退職分	357	加算金 - 他区件数
238	支店名	298	介護給付金分按分率 - 介護全体分	358	加算金 - 他区金額
239	変更前 - 口座名義人	299	介護給付金分按分率 - 介護退職分	359	加算金 - 延滞金件数
240	変更前 - 口座名義人 - 外字フラグ	300	支援金分按分率 - 支援金全体分	360	加算金 - 延滞金金額

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
361	充当元保険料 - 充当先保険料件数	421	退職 - 納期数	481	滞納理由2 - 全納期数
362	充当元保険料 - 充当先保険料金額	422	退職 - 不納欠損処分額	482	滞納理由2 - 調定額
363	充当元保険料 - 充当先延滞金件数	423	全体 - 世帯数	483	滞納理由3 - 全世帯数
364	充当元保険料 - 充当先延滞金金額	424	全体 - 納期数	484	滞納理由3 - 全納期数
365	充当元延滞金 - 充当先保険料件数	425	全体 - 不納欠損処分額	485	滞納理由3 - 調定額
366	充当元延滞金 - 充当先保険料金額	426	時効 - 合計世帯数	486	滞納理由4 - 全世帯数
367	充当元延滞金 - 充当先延滞金件数	427	時効 - 合計納期数	487	滞納理由4 - 全納期数
368	充当元延滞金 - 充当先延滞金金額	428	時効 - 合計不納欠損処分額	488	滞納理由4 - 調定額
369	按分種別コード	429	即時消滅 - 合計世帯数	489	滞納理由5 - 全世帯数
370	過誤納発生額 - 保険料件数	430	即時消滅 - 合計納期数	490	滞納理由5 - 全納期数
371	過誤納発生額 - 保険料金額	431	即時消滅 - 合計不納欠損処分額	491	滞納理由5 - 調定額
372	過誤納発生額 - 延滞金件数	432	処分停止 - 合計世帯数	492	滞納理由1 - 世帯数
373	過誤納発生額 - 延滞金金額	433	処分停止 - 合計納期数	493	滞納理由1 - 納期数
374	過誤納発生額 - 加算金件数	434	処分停止 - 合計不納欠損処分額	494	滞納理由1 - 不納欠損処分額
375	過誤納発生額 - 加算金金額	435	合計 - 合計世帯数	495	滞納理由2 - 世帯数
376	充当額 - 保険料件数	436	合計 - 合計納期数	496	滞納理由2 - 納期数
377	充当額 - 保険料金額	437	合計 - 合計不納欠損処分額	497	滞納理由2 - 不納欠損処分額
378	充当額 - 延滞金件数	438	時効 - 全世帯数	498	滞納理由3 - 世帯数
379	充当額 - 延滞金金額	439	時効 - 全納期数	499	滞納理由3 - 納期数
380	充当額 - 加算金件数	440	時効 - 調定額	500	滞納理由3 - 不納欠損処分額
381	充当額 - 加算金金額	441	即時消滅 - 全世帯数	501	滞納理由4 - 世帯数
382	還付額 - 保険料件数	442	即時消滅 - 全納期数	502	滞納理由4 - 納期数
383	還付額 - 保険料金額	443	即時消滅 - 調定額	503	滞納理由4 - 不納欠損処分額
384	還付額 - 延滞金件数	444	処分停止 - 全世帯数	504	滞納理由5 - 世帯数
385	還付額 - 延滞金金額	445	処分停止 - 全納期数	505	滞納理由5 - 納期数
386	還付額 - 加算金件数	446	処分停止 - 調定額	506	滞納理由5 - 不納欠損処分額
387	還付額 - 加算金金額	447	合計 - 全世帯数	507	特別徴収義務者コード
388	集計対象月	448	合計 - 全納期数	508	年金種別コード
389	決算区分コード	449	合計 - 調定額	509	最新賦課情報 - 賦課額合計
390	調定額 - 納期数	450	時効 - 世帯数	510	最新賦課情報 - 賦課更正年月日
391	調定額 - 世帯数	451	時効 - 納期数	511	最新賦課情報 - 賦課更正事由コード
392	調定額 - 金額	452	時効 - 不納欠損処分額	512	収入額合計 - 本料収入
393	居所不明額 - 納期数	453	即時消滅 - 世帯数	513	督促状作成ID
394	居所不明額 - 世帯数	454	即時消滅 - 納期数	514	作成時点印字年月日
395	居所不明額 - 金額	455	即時消滅 - 不納欠損処分額	515	会計収入年月日
396	収納額 - 納期数	456	処分停止 - 世帯数	516	督促状作成処理年月日
397	収納額 - 世帯数	457	処分停止 - 納期数	517	発送年月日
398	収納額 - 金額	458	処分停止 - 不納欠損処分額	518	指定納期限年月日
399	一般 - 合計世帯数	459	合計 - 世帯数	519	別区分コード
400	一般 - 合計納期数	460	合計 - 納期数	520	納期数
401	一般 - 合計不納欠損処分額	461	合計 - 不納欠損処分額	521	不納欠損理由コード
402	退職 - 合計世帯数	462	滞納理由1 - 合計世帯数	522	分割納付約束連番
403	退職 - 合計納期数	463	滞納理由1 - 合計納期数	523	分割内容 - 回数
404	退職 - 合計不納欠損処分額	464	滞納理由1 - 合計不納欠損処分額	524	登録年月日
405	全体 - 合計世帯数	465	滞納理由2 - 合計世帯数	525	特徴収納 - 期別
406	全体 - 合計納期数	466	滞納理由2 - 合計納期数	526	返納対象額
407	全体 - 合計不納欠損処分額	467	滞納理由2 - 合計不納欠損処分額	527	返納処理日
408	一般 - 全世帯数	468	滞納理由3 - 合計世帯数	528	イベント担当区分コード
409	一般 - 全納期数	469	滞納理由3 - 合計納期数	529	イベント連番
410	一般 - 調定額	470	滞納理由3 - 合計不納欠損処分額	530	業務日
411	退職 - 全世帯数	471	滞納理由4 - 合計世帯数	531	顛末内容コード
412	退職 - 全納期数	472	滞納理由4 - 合計納期数	532	顛末詳細コード
413	退職 - 調定額	473	滞納理由4 - 合計不納欠損処分額	533	対応者ID
414	全体 - 全世帯数	474	滞納理由5 - 合計世帯数	534	見解記入者課長ID
415	全体 - 全納期数	475	滞納理由5 - 合計納期数	535	見解記入者係長ID
416	全体 - 調定額	476	滞納理由5 - 合計不納欠損処分額	536	イベント異動対象区分コード
417	一般 - 世帯数	477	滞納理由1 - 全世帯数	537	イベント異動内容区分コード
418	一般 - 納期数	478	滞納理由1 - 全納期数	538	異動内容1
419	一般 - 不納欠損処分額	479	滞納理由1 - 調定額	539	異動内容2
420	退職 - 世帯数	480	滞納理由2 - 全世帯数	540	異動内容3

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
541	次回予定日	601	介護一般分-居所不明額	661	問合せ先区分
542	集金予定日	602	介護一般分-還付未済額	662	送り元
543	再振替日	603	介護退職分-賦課額	663	発送済フラグ
544	新地区コード	604	介護退職分-収納額	664	証世帯集計区分コード
545	新強制指定区分コード	605	介護退職分-居所不明額	665	世帯賦課額
546	給付支給決定日	606	介護退職分-還付未済額	666	世帯収納額
547	支給決定通知書番号	607	支援金一般分-賦課額	667	生活状況番号
548	処理日	608	支援金一般分-収納額	668	給料月額
549	確認日	609	支援金一般分-居所不明額	669	給料支給日
550	催告文書識別区分コード	610	支援金一般分-還付未済額	670	給料締日
551	催告共通区分	611	支援金退職分-賦課額	671	賞与-夏
552	催告作業グループ連番	612	支援金退職分-収納額	672	賞与-夏支給月
553	催告状態区分	613	支援金退職分-居所不明額	673	賞与-冬
554	更新年月日	614	支援金退職分-還付未済額	674	賞与-冬支給月
555	更新利用者ID	615	年度	675	職業コード
556	催告明細連番	616	対象年月	676	厚生年金受給額
557	催告選択フラグ	617	収納状況区分	677	国民年金受給額
558	催告地区連番	618	月次区分	678	その他年金受給額
559	減免状態区分コード	619	帳票出力単位区分	679	その他年金名称
560	未反映収納分額収年月日	620	帳票タイトル種類	680	持家区分コード
561	承認文件番号	621	タイトル種類	681	持家区分-その他
562	不納欠損年度	622	集計区分	682	削除年月日
563	延滞金請求額	623	分割約束世帯数	683	緊急連絡先住所
564	延滞金収納額	624	普通証世帯数	684	緊急連絡先氏名
565	延滞金残額	625	短期証世帯数	685	緊急連絡先の関係
566	延滞金収入日	626	資格証世帯数	686	緊急連絡先電話番号
567	延滞金領収日	627	軽減区分1世帯数	687	給料支払方法
568	関連保険番号	628	軽減区分2世帯数	688	給料週払い締曜日
569	滞納者との関係	629	軽減区分3世帯数	689	給料週払い支給曜日
570	年月	630	軽減区分4世帯数	690	給与収入-賞与(夏)有無区分
571	納付書区分コード	631	現年度-賦課額	691	給与収入-賞与(冬)有無区分
572	加入区分コード	632	現年度-不現住調定額	692	年金収入-年金計
573	会計処理日	633	現年度-収納額	693	住宅費-住宅ローン有無
574	会計収入日	634	滞繰-賦課額	694	住宅費-借家家賃
575	完納世帯数	635	滞繰-不現住調定額	695	更新日
576	滞納世帯数	636	滞繰-収納額	696	雇用保険金額
577	賦課件数	637	現在証有効期限	697	仕送り金額
578	収納件数	638	証交付業務区分コード	698	仕送り元名
579	収納額	639	証交付業務区分コード-初期値	699	その他収入名称
580	業務年月	640	証交付状態区分コード	700	その他収入金額
581	内容-調査コード	641	次回証区分コード	701	仕送り元続柄
582	詳細-調査コード	642	次回証区分コード-当日変更前	702	雇用保険受給期間-自
583	履歴連番	643	期間	703	雇用保険受給期間-至
584	現在証区分コード	644	期間-当日変更前	704	その他収入計
585	有効期限	645	証発行日-当日変更前	705	住宅ローン金額
586	交付年月日	646	自動変更不可フラグ	706	住宅ローン残額
587	有効証区分コード	647	顛末連番-弃明通知	707	住宅ローン完済予定年月
588	証発行日	648	顛末連番-証返還命令	708	自動車ローン金額
589	窓口交付区分コード	649	顛末連番-窓口交付通知	709	自動車ローン残額
590	窓口交付年月日	650	顛末連番-証交付作業	710	自動車ローン完済予定年月
591	医療一般分-賦課額	651	顛末連番-窓口留保終了	711	クレジット金額
592	医療一般分-収納額	652	証更新日	712	クレジット残額
593	医療一般分-居所不明額	653	起案作業区分コード	713	クレジット完済予定年月
594	医療一般分-還付未済額	654	文件番号印字有無フラグ	714	消費者金融金額
595	医療退職分-賦課額	655	文件番号区	715	消費者金融残額
596	医療退職分-収納額	656	文件番号	716	消費者金融完済予定年月
597	医療退職分-居所不明額	657	起案日	717	その他ローン名称
598	医療退職分-還付未済額	658	発送日	718	その他ローン金額
599	介護一般分-賦課額	659	提出-返還期限	719	その他ローン残額
600	介護一般分-収納額	660	提出-返還先	720	その他ローン完済予定年月

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
721	ローン金額合計	781	滞納地区コード-強制指定区分	841	係長ID
722	クレジット利用目的	782	帳票単位	842	係長見解登録日
723	消費者金融利用目的	783	差押等額 - 件数	843	顛末通知連番
724	ローン残額合計	784	差押等額 - 金額	844	納通番号
725	続柄	785	取立額 - 件数	845	複数期有フラグ
726	収入	786	取立額 - 金額	846	複数納通有フラグ
727	勤務先・学校等	787	滞納年月	847	付箋連番
728	勤務先名称	788	滞納世帯	848	付箋分類コード
729	勤務先郵便番号	789	滞納金額	849	付箋設定年月日
730	勤務先住所	790	収納 - 集金	850	付箋略記
731	勤務先電話番号	791	収納 - 内勤	851	分割納付約束年月日
732	取引先銀行コード1	792	収納 - 自主	852	分割納付区分コード
733	取引先支店コード1	793	収納 - 口座	853	分割回数
734	取引先銀行名称1	794	収納 - 約束	854	納付開始年月日
735	取引先支店名称1	795	その他収入額	855	分割納付約束変更年月日
736	預貯金額1	796	開始住所-区コード	856	分割約束中止年月日
737	預貯種目1	797	開始住所-字コード	857	誓約日変更有無
738	取引先銀行コード2	798	開始住所-条	858	他年度指定有無
739	取引先支店コード2	799	開始住所-丁目	859	次回相談期日
740	取引先銀行名称2	800	適用開始年月日	860	処分番号
741	取引先支店名称2	801	異動区分コード	861	納付誓約区分
742	預貯金額2	802	変更前開始住所-区コード	862	全世帯数
743	預貯種目2	803	変更前開始住所-字コード	863	全世帯賦課額
744	食費	804	変更前開始住所-条	864	分割世帯数
745	水道代	805	変更前開始住所-丁目	865	分割世帯賦課額
746	電気代	806	変更前地区コード	866	分割世帯約束額
747	ガス代	807	退職区分コード	867	今月納期世帯数
748	灯油代	808	居所不明額	868	今月納期金額
749	生活費計	809	滞納額	869	今月收入世帯数
750	通信費	810	目標収納率	870	今月收入金額
751	その他金額	811	目標収納額	871	納期到来世帯数
752	生命保険種類	812	必要金額	872	納期到来金額
753	生命保険名称	813	過年度情報有無	873	収入累計世帯数
754	生命保険金額	814	分割納付有無	874	収入累計金額
755	生命保険入院給付有無区分	815	軽減有無	875	不履行世帯数
756	生保個人年金計	816	顛末連番	876	分割世帯収納額
757	サービス員対象除外フラグ	817	業務時間	877	分割世帯約束対象額
758	除外フラグ設定日	818	対応者	878	分割内容 - 分割金額
759	年金受給時普通徴収継続希望フラグ	819	対応者所属区コード	879	分割約束納付期限
760	集金希望日	820	徴収有無コード	880	分割対象額
761	集金年月日更新日	821	滞納理由コード	881	分割約束時賦課額
762	集金年月日希望曜日	822	後日口座有無	882	時効中断有無
763	集金年月日希望時間	823	顛末	883	他年度 - 調定年度
764	集金先住所	824	減免予定年月	884	他年度 - 賦課年度
765	集金先住所更新日	825	減免取消フラグ	885	他年度 - 分割納付約束連番
766	集金先電話番号	826	減免申請年月日	886	発付停止種別区分
767	集金先電話番号更新日	827	予定対応済フラグ	887	発付停止事由
768	集金先備考	828	予定単位コード	888	テーブル番号
769	集金対象設定日	829	予定年月日	889	テーブルID
770	滞納整理方針	830	予定時間	890	処理フラグ
771	滞納整理方針日	831	予定内容コード	891	処理順
772	滞納整理方針時間	832	編集許可フラグ	892	CSV名称
773	滞納整理方針印字フラグ	833	滞納理由グループコード	893	退避用テーブルID
774	折衝方針	834	登録日時_業務	894	項目番号
775	折衝方針日	835	顛末画像連番	895	データ型
776	折衝方針時間	836	画像ファイル名	896	桁数
777	折衝方針印字フラグ	837	課長見解	897	必須
778	最優先連絡先	838	課長ID	898	上限
779	滞納状態区分	839	課長見解登録日	899	下限
780	滞納地区コード	840	係長見解	900	関連項目

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
901	関連記号	961	申立人住所	1021	無体財産順位
902	関連テーブルID	962	代理店名	1022	帳票用 - 登記・登録嘱託文章
903	コード	963	登録番号	1023	直近の支給額
904	U18サイン	964	受付年月日	1024	支払日等
905	集金	965	処分種別	1025	振込口座
906	自主納付不能	966	財産大分類コード	1026	建物の所在
907	賦課軽減不能	967	財産中分類コード	1027	建物の地番
908	口座不能	968	財産小分類コード	1028	主体構造コード
909	文書催告対象	969	延滞金計算有無	1029	主体構造名称
910	付箋対象	970	延滞金計算基準年月日	1030	屋根構造コード
911	強制指定対象	971	差押年月日	1031	屋根構造名称
912	短期対象	972	差押理由コード	1032	地下階付
913	短期窓口対象	973	差押解除区分	1033	階建
914	資格対象	974	差押解除年月日	1034	建物の名称
915	滞納処分対象	975	差押解除理由コード	1035	家屋番号
916	全員喪失	976	差押解除取消理由詳細	1036	建物種類コード
917	約束	977	同日解除予定フラグ	1037	建物種類名称
918	約束口座	978	みなし交付要求フラグ	1038	土地の符号
919	証保留	979	交付要求同時解除フラグ	1039	所在
920	対象差押財産番号	980	執行官宛先 - 郵便番号	1040	地番
921	決裁区分	981	執行官宛先 - 住所	1041	地目コード
922	印刷済フラグ	982	執行官宛先 - 方書	1042	地目名称
923	求意見・強制執行区分	983	先行差押年月日	1043	地積
924	執行機関 - 滞納宛名コード	984	先行解除・取消年月日	1044	敷地権種類名称
925	事件名 - 年	985	備考印字フラグ	1045	敷地権割合 - 分子
926	事件名 - 記号	986	電子公印印字有無	1046	敷地権割合 - 分母
927	事件名 - 番号	987	解除用 - 備考	1047	階数
928	事件名 - 区分	988	解除用 - 起案年月日	1048	床面積
929	執行官区分	989	解除用 - 発行年月日	1049	保険種類名称
930	執行官等氏名	990	解除用 - 文書番号	1050	保険証番号
931	求意見・続行決定年月日	991	解除理由印字フラグ	1051	解約返戻金
932	文言・備考	992	解除備考印字フラグ	1052	貸付金
933	起案年月日	993	交付解除用 - 備考	1053	介入権有無
934	発行年月日	994	交付解除用 - 起案年月日	1054	専有部分連番
935	文書番号	995	交付解除用 - 発行年月日	1055	附属建物連番
936	権利者 - 滞納宛名コード	996	交付解除用 - 文書番号	1056	銀行口座種別
937	繰上納期限	997	交付解除理由印字フラグ	1057	銀行口座番号
938	時刻指定有無	998	交付解除備考印字フラグ	1058	銀行残高
939	指定時刻	999	破産手続開始年月日	1059	銀行貸付金
940	納付場所	1000	第三決議フラグ	1060	銀行口座住所
941	繰上徴収該当事項コード	1001	第三債務者差押年月日印字フラグ	1061	表示順
942	登録担当者コード	1002	交付解除年月日	1062	財産名称
943	更新担当者コード	1003	交付解除理由コード	1063	嘱託先 - 滞納宛名コード
944	権利者・共同担保番号	1004	交付解除取消理由詳細	1064	第三債務者 - 滞納宛名コード
945	権利者・共同担保区分	1005	登記完了証交付区分	1065	第三債務者 - 名称
946	権利種別	1006	公売予定年月日	1066	第三債務者 - 所属名称
947	権利設定区分	1007	公売通知年月日	1067	回答年月日
948	滞納宛名コード	1008	公売年月日	1068	履行期限
949	担保権設定有無	1009	関連用処分番号	1069	帳票用 - 文言
950	金融公庫フラグ	1010	操作者 - 滞納宛名コード	1070	帳票用 - 目録
951	債権額	1011	売却財産種別	1071	一覧非表示フラグ
952	極度額	1012	請求内訳種別	1072	差押フラグ
953	共同担保目録 - 記号	1013	配当期日	1073	参加差押フラグ
954	共同担保目録 - 番号	1014	延滞金額計算日出力有無	1074	交付要求フラグ
955	取消年月日	1015	債務順位	1075	権利者設定フラグ
956	権利者取消理由区分	1016	口座管理機関 - 滞納宛名コード	1076	持分割合 - 分子
957	権利者共通番号	1017	発行者 - 滞納宛名コード	1077	持分割合 - 分母
958	財産番号	1018	所有者 - 滞納宛名・保険番号	1078	共有者取消理由区分
959	権利順位	1019	所有者参照先区分	1079	決議書出力年月日
960	申立人氏名	1020	財産登録番号	1080	執行停止年月日

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1081	執行停止理由コード	1141	調査年月日	1201	差押同時解除フラグ
1082	通知書出力有無	1142	特記事項 - 好転の見込み有無	1202	通知書番号
1083	同条第5項該当フラグ	1143	特記事項 - 年号コード	1203	期別枝番
1084	事業倒産フラグ	1144	特記事項 - 年	1204	課税年度
1085	執行停止取消理由コード	1145	特記事項 - 備考1コード	1205	事業年度 - 開始年月日
1086	執行停止取消理由詳細	1146	特記事項 - 備考2コード	1206	事業年度 - 終了年月日
1087	指定納付年月日	1147	特記事項 - 備考3コード	1207	科目コード
1088	取消 - 文書番号	1148	特記事項 - 備考4コード	1208	充当金額 - 税額
1089	取消 - 起案年月日	1149	特記事項 - 備考5コード	1209	充当金額 - 延滞金
1090	取消理由印字フラグ	1150	特記事項 - 備考6コード	1210	充当金額 - 滞納処分費
1091	続柄名称	1151	特記事項 - 備考7コード	1211	滞納明細 - 延滞金
1092	職業・勤務先	1152	特記事項 - 備考	1212	搜索実施予定年月日
1093	月収	1153	所在等調査 - 催告書返戻フラグ	1213	搜索状態区分
1094	執行停止処理区分	1154	所在等調査 - 調査先1	1214	搜索実施年月日
1095	財産状況フラグ - 不動産 - 土地	1155	所在等調査 - 調査先1所在不明フラグ	1215	差押財産有無
1096	財産状況フラグ - 不動産 - 家屋	1156	所在等調査 - 調査先1転居不明フラグ	1216	処分発行区分
1097	財産状況フラグ - 不動産 - なし	1157	所在等調査 - 調査先2	1217	確定延滞金利用有無
1098	財産状況フラグ - 不動産 - 財産価値なし	1158	所在等調査 - 調査先2所在不明フラグ	1218	繰上差押有無
1099	財産状況フラグ - 不動産 - 私債権等に劣後	1159	所在等調査 - 調査先2転居不明フラグ	1219	納期未到来有無
1100	財産状況フラグ - 不動産 - その他	1160	所在等調査 - 調査先3	1220	削除フラグ
1101	財産状況フラグ - 債権 - 家賃・地代	1161	所在等調査 - 調査先3所在不明フラグ	1221	発生年月日
1102	財産状況フラグ - 債権 - 預貯金	1162	所在等調査 - 調査先3転居不明フラグ	1222	滞納処分費名称
1103	財産状況フラグ - 債権 - 給与・年金	1163	所在等調査 - 調査先4	1223	内訳等
1104	財産状況フラグ - 債権 - その他	1164	所在等調査 - 調査先4所在不明フラグ	1224	支払先
1105	財産状況フラグ - 債権 - なし	1165	所在等調査 - 調査先4転居不明フラグ	1225	処分概要
1106	財産状況フラグ - 債権 - 優先債権有	1166	所在等調査 - 住基 - 台帳有無	1226	金額欄備考
1107	財産状況フラグ - 債権 - 反対債権有	1167	所在等調査 - 住基 - 職権消除年月日	1227	滞納処分費
1108	財産状況フラグ - 債権 - 差押禁止額以下	1168	所在等調査 - 住基 - 本籍地	1228	税額
1109	財産状況フラグ - 債権 - 生活を著しく窮迫	1169	所在等調査 - 住基 - 筆頭者	1229	充当順位
1110	財産状況フラグ - 債権 - 少額の為	1170	所在等調査 - 住基 - 転出予定地区分	1230	法定納期限等
1111	財産状況フラグ - 債権 - 理由他	1171	所在等調査 - 市外 - 調査不明区分	1231	時効完成・消滅年月日
1112	財産状況フラグ - その他 - なし	1172	所在等調査 - 代表者等住所	1232	通知フラグ
1113	財産状況 - 備考	1173	所在等調査 - 代表者等氏名	1233	即時フラグ
1114	市民税 - 現年 - 番号有無	1174	所在等調査 - 代表者等関係	1234	債権申立フラグ
1115	市民税 - 現年 - 基本カード番号	1175	所在等調査 - 事業再開意志有無	1235	欠損確定フラグ
1116	市民税 - 現年 - 転居先の記録有無	1176	所在等調査 - 代表者等不明フラグ	1236	課税区コード
1117	市民税 - 現年 - 転居先	1177	所在等調査 - 法人備考	1237	滞納繰越額
1118	市民税 - 課税年度 - 通知書郵送有無	1178	市民税関係 - 現年度申告書有無	1238	繰越時取納額
1119	市民税 - 課税年度 - 通知書公示有無	1179	市民税関係 - 休業届有無	1239	不納欠損額
1120	市民税 - 課税年度 - 転居先の記録有無	1180	納期限	1240	減免前確定延滞金
1121	市民税 - 課税年度 - 転居先	1181	補正後 - 宛名氏名	1241	確定延滞金
1122	市民税 - 勤務先 - 記載有無	1182	補正後 - 郵便番号	1242	延滞金不納欠損額
1123	市民税 - 勤務先 - 名称	1183	補正後 - 住所	1243	延滞金確定フラグ
1124	市民税 - 財産調査 - 不動産フラグ	1184	補正後 - 方書	1244	法定納期限
1125	市民税 - 財産調査 - 債権フラグ	1185	承継人フラグ	1245	バーコード出力回数
1126	市民税 - 財産調査 - その他フラグ	1186	充当連番	1246	督促区分
1127	市民税 - 財産調査 - なしフラグ	1187	領収書パンチ年月日	1247	督促発付年月日
1128	市民税 - 財産調査 - 不明フラグ	1188	配当受入金額	1248	催告回数
1129	市民税 - 財産調査 - 備考	1189	滞納明細 - 確定延滞金有無	1249	最終催告書発行年月日
1130	国税徴収法第76条第1項第4号の金額	1190	滞納明細 - 延滞金計算有無	1250	最終催告書文書番号
1131	家族構成等月収合計	1191	滞納明細 - 延滞金計算基準年月日	1251	差押予告指定納期限
1132	事業状況 - 事業の概要	1192	滞納明細 - 自動充当優先区分	1252	更正事由
1133	現況 - 倒産等 - 年月日	1193	充当年月日	1253	更正年月日
1134	現況 - 倒産等 - 倒産状況等コード	1194	通知書備考	1254	最終収納年月日
1135	現況 - 倒産等 - その他	1195	付属書備考	1255	時効完成予定起算日
1136	倒産状況等 - 清算人	1196	充当後 - 納期未到来有無	1256	時効完成予定年月日
1137	倒産状況等 - 事業再開見込み有無	1197	充当後 - 確定延滞金有無	1257	延滞金時効完成予定起算日
1138	倒産状況等 - 備考	1198	充当後 - 延滞金計算基準年月日	1258	延滞金時効完成予定年月日
1139	確認事項 - 第二次納税義務者有無	1199	交付期日	1259	収納連携年月日
1140	確認事項 - 代表者代納意志有無	1200	交付場所	1260	更正フラグ

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1261	免除フラグ	1321	担保用 - 発行年月日	1381	介護・保護区分
1262	分納フラグ	1322	期間延長用 - 文書番号	1382	今回・前回区分
1263	受託フラグ	1323	期間延長用 - 起案年月日	1383	相当年度
1264	徴収猶予フラグ	1324	期間延長用 - 発行年月日	1384	賦課管理番号
1265	換価猶予フラグ	1325	取消用 - 文書番号	1385	期別番号
1266	繰上徴収フラグ	1326	取消用 - 起案年月日	1386	異動年月日
1267	執行停止フラグ	1327	取消用 - 発行年月日	1387	作成日時
1268	猶予処理区分	1328	配当連番	1388	広域用情報区分
1269	申請 - 決裁区分	1329	換価年月日	1389	集計年度
1270	申請 - 印刷済フラグ	1330	滞納処分費 - 法定納期限等	1390	広域用納入方法コード
1271	申請 - 申請年月日	1331	滞納処分費 - 滞納額	1391	広域用還付充当区分
1272	申請 - 申請期間開始年月日	1332	滞納処分費 - 配当順位	1392	収納年月日
1273	申請 - 申請期間終了年月日	1333	滞納処分費 - 配当金額	1393	保険料収納済額
1274	申請 - 承認・却下区分	1334	滞納処分費 - 備考	1394	広域用滞納状態コード
1275	申請 - 決定年月日	1335	滞納明細 - 差押同日フラグ	1395	督促状発行年月日
1276	申請 - 決定期間開始年月日	1336	滞納明細 - 配当順位	1396	催告書発行年月日
1277	申請 - 決定期間終了年月日	1337	滞納明細 - 備考	1397	広域用不納欠損事由コード
1278	申請 - 猶予該当条項区分	1338	残余金 - 交付先	1398	連携年月日
1279	申請 - 延滞金免除区分	1339	換価代金交付 - 納入期日	1399	相殺フラグ
1280	申請 - 却下理由詳細	1340	換価代金交付 - 納入場所	1400	登録区
1281	申請 - 備考	1341	条項	1401	登録係
1282	担保提供処理区分	1342	延滞金計算日印字有無	1402	郵送先グループID
1283	担保提供年月日	1343	税目等コード	1403	施設コード1
1284	猶予原因年月日	1344	配当順位	1404	施設コード2
1285	担保抵当権設定年月日	1345	配当額	1405	施設コード3
1286	担保提供者 - 氏名	1346	通知書対象フラグ	1406	不現住調定額-全体分
1287	担保提供者 - 郵便番号	1347	売却・取立額	1407	不現住調定額-全体分-退職分
1288	担保提供者 - 住所	1348	公売管理番号	1408	不現住医療全体分
1289	担保提供者 - 方書	1349	配当計算書用財産名	1409	不現住医療退職分
1290	担保解除 - 決裁区分	1350	配当金額 - 税額	1410	不現住介護2号全体分
1291	担保解除 - 印刷済フラグ	1351	配当金額 - 延滞金	1411	不現住介護2号退職分
1292	担保解除 - 宛名氏名	1352	名義人印字区分	1412	不現住支援金全体分
1293	担保解除 - 郵便番号	1353	登録名義人区分	1413	不現住支援金退職分
1294	担保解除 - 住所	1354	変更理由1コード	1414	確定日時
1295	担保解除 - 方書	1355	変更理由2コード	1415	未納額
1296	担保解除 - 承継人フラグ	1356	登記の目的	1416	未折衝額
1297	担保解除年月日	1357	住所原因コード	1417	約束済額
1298	担保解除理由詳細	1358	住所原因詳細	1418	普通証数
1299	担保備考	1359	住所原因年月日	1419	短期証数
1300	期間延長 - 決裁区分	1360	氏名原因コード	1420	資格証数
1301	期間延長 - 印刷済フラグ	1361	氏名原因詳細	1421	画面ID
1302	期間延長 - 申請年月日	1362	氏名原因年月日	1422	賦課区コード-現年
1303	期間延長 - 申請期間開始年月日	1363	変更前住所	1423	区・字名コード
1304	期間延長 - 申請期間終了年月日	1364	変更前氏名	1424	地番コード-地番タイプ
1305	期間延長 - 承認・却下区分	1365	被保険者番号	1425	住所 - 漢字
1306	期間延長 - 決定年月日	1366	保護区コード	1426	方書 - 漢字
1307	期間延長 - 決定期間開始年月日	1367	保護種別コード	1427	住所指定サイン
1308	期間延長 - 決定期間終了年月日	1368	受領委任開始年月	1428	世帯主 - 氏名 - 漢字
1309	期間延長 - 猶予該当条項区分	1369	受領委任終了年月	1429	世帯主 - 氏名 - カナ
1310	期間延長 - 延滞金免除区分	1370	受領委任終了事由コード	1430	地区コード-地区/強制指定区分
1311	期間延長 - 却下理由詳細	1371	配信区コード	1431	連絡先1 - 名称
1312	期間延長 - 備考	1372	カナ氏名	1432	連絡先1 - 電話番号
1313	猶予取消該当条項区分	1373	生年月日-元号コード	1433	連絡先2 - 名称
1314	猶予取消理由詳細	1374	生年月日	1434	連絡先2 - 電話番号
1315	弁明年月日	1375	保険料額	1435	連絡先3 - 名称
1316	申請用 - 文書番号	1376	地区名称	1436	連絡先3 - 電話番号
1317	申請用 - 起案年月日	1377	処理除外フラグ	1437	連絡先4 - 名称
1318	申請用 - 発行年月日	1378	期	1438	連絡先4 - 電話番号
1319	担保用 - 文書番号	1379	該当月	1439	連絡先5 - 名称
1320	担保用 - 起案年月日	1380	不一致種類	1440	連絡先5 - 電話番号

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1441	国名コード	1501	現年度【収入額】-収入額合計(特徴)	1561	前年過々年度-収入額-リスト
1442	住登外事由コード	1502	現年度【収入額】-収入額合計	1562	前々年度-賦課額(普徴)-リスト
1443	不現住年月日	1503	現年度収入額該当年度	1563	前々年度-賦課額(特徴)-リスト
1444	被保険者証発付停止種別	1504	納付年月日	1564	前々年度-収入額(普徴)-リスト
1445	被保険者証発付停止事由	1505	滞納有無	1565	前々年度-収入額(特徴)-リスト
1446	納付通知書発付停止種別	1506	滞納繰越有無	1566	前々年過年度-賦課額-リスト
1447	納付通知書発付停止事由	1507	前年度-賦課額合計(普徴)	1567	前々年過年度-収入額-リスト
1448	所得申告書発付停止種別	1508	前年度-賦課額合計(特徴)	1568	前々年過々年度-賦課額-リスト
1449	所得申告書発付停止事由	1509	前年度-賦課額合計	1569	前々年過々年度-収入額-リスト
1450	督促状発付停止種別	1510	前年度-収入額合計(普徴)	1570	窓口交付フラグ
1451	督促状発付停止事由	1511	前年度-収入額合計(特徴)	1571	市民税番号
1452	全帳票発付停止種別	1512	前年度-収入額合計	1572	特別徴収義務者番号
1453	全帳票発付停止事由	1513	現年過年度-賦課額合計	1573	特徴フラグ
1454	世帯区分コード	1514	現年過年度-収入額合計	1574	現年度-不納欠損(即時)額-リスト
1455	構成員数	1515	現年過々年度-賦課額合計	1575	現年度-不納欠損(時効)額-リスト
1456	新年度資格取得事由コード	1516	現年過々年度-収入額合計	1576	現年度-不納欠損区分-リスト
1457	世帯資格喪失事由コード	1517	年間保険料	1577	資格取得年月日
1458	証交付コード	1518	減免金額	1578	資格取得処理日
1459	証有効期限	1519	医療分減免区分コード	1579	資格喪失年月日
1460	資格異動フラグ	1520	医療分減免金額	1580	資格喪失処理日
1461	未申告サイン-現年	1521	支援金分減免区分コード	1581	承継人氏名(カナ)
1462	未申告サイン-現年過年	1522	支援金分減免金額	1582	承継人氏名(漢字)
1463	未申告サイン-現年過々年	1523	介護分減免区分コード	1583	承継人・郵便番号
1464	課税区分	1524	介護分減免金額	1584	承継人・住所
1465	介護課非区分	1525	不現住調定額	1585	賦課変更日
1466	調査区分コード	1526	前年過年度-賦課額合計	1586	賦課変更回数
1467	所得区分コード	1527	前年過年度-収入額合計	1587	督促サイン-リスト
1468	所得額	1528	前年過々年度-賦課額合計	1588	期別口座名義人(カナ)
1469	軽減用所得額	1529	前年過々年度-収入額合計	1589	期別口座名義人(漢字)
1470	市民税所得割額	1530	現年度-未納額合計	1590	還付口座名義人(カナ)
1471	社会保険料控除額	1531	前年度以前-未納額	1591	還付口座名義人(漢字)
1472	公的年金収入額	1532	減額認定証交付サイン	1592	分割口座名義人(カナ)
1473	減免区分コード	1533	医療助成区分コード	1593	分割口座名義人(漢字)
1474	軽減区分コード	1534	公費負担区分	1594	期別振替口座開始年月
1475	軽減保留サイン	1535	給付点数	1595	分割振替口座開始年月
1476	遡及フラグ	1536	レセプト件数	1596	口座振替依頼額-リスト
1477	退職者按分率	1537	出産-葬祭費給付回数	1597	滞納整理普通徴収希望フラグ
1478	口座振替フラグ	1538	療養費給付回数	1598	過誤納額
1479	期別口座金融機関コード	1539	高額療養費給付回数	1599	還付未済額
1480	期別口座種類	1540	介護2号構成員数	1600	還付済額
1481	期別口座番号	1541	医療分賦課額(全体分)	1601	送付先指定郵便番号
1482	還付口座金融機関コード	1542	医療分賦課額(退職者分)	1602	送付先指定住所
1483	還付口座種類	1543	支援金分賦課額(全体分)	1603	送付先指定方書
1484	還付口座番号	1544	支援金分賦課額(退職者分)	1604	送付先指定住所届出日
1485	分割口座金融機関コード	1545	介護分賦課額(全体分)	1605	住所指定住所
1486	分割口座種類	1546	介護分賦課額(退職者分)	1606	住所指定方書
1487	分割口座番号	1547	前期高齢者数	1607	住所指定届出日
1488	分割納付サイン	1548	特定疾病認定証数	1608	収納指定住所
1489	基礎年金番号	1549	住民税額	1609	収納指定住所届出日
1490	徴収区分	1550	現年過年度-賦課額-リスト	1610	住所指定(住所地特例)住所
1491	特別徴収停止区分フラグ	1551	現年過年度-収入額-リスト	1611	住所指定(住所地特例)届出日
1492	現年度【賦課額】-賦課額(普徴)-リスト	1552	現年過々年度-賦課額-リスト	1612	調査日
1493	現年度【賦課額】-賦課額(特徴)-リスト	1553	現年過々年度-収入額-リスト	1613	調査経過
1494	現年度【賦課額】-賦課額合計(普徴)	1554	前年度-賦課額(普徴)-リスト	1614	現年度-滞納処分執行額-リスト
1495	現年度【賦課額】-賦課額合計(特徴)	1555	前年度-賦課額(特徴)-リスト	1615	現年度-処分停止額-リスト
1496	現年度【賦課額】-賦課額合計	1556	前年度-収入額(普徴)-リスト	1616	現年度-徴収猶予額-リスト
1497	現年度賦課額該当年度	1557	前年度-収入額(特徴)-リスト	1617	現年度-延滞金請求額-リスト
1498	現年度【収入額】-収入額(普徴)-リスト	1558	前年過年度-賦課額-リスト	1618	現年度-延滞金収入額-リスト
1499	現年度【収入額】-収入額(特徴)-リスト	1559	前年過年度-収入額-リスト	1619	現年度-還付請求権時効額-リスト
1500	現年度【収入額】-収入額合計(普徴)	1560	前年過々年度-賦課額-リスト	1620	現年過年度-不納欠損(即時)額-リスト

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1621	現年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	1681	前々年過々年度-還付請求権時効額-リスト	1741	医療分実質軽減平等割額
1622	現年過年度-滞納処分執行額-リスト	1682	検索状態ステータスコード	1742	医療分実質軽減合計額
1623	現年過年度-処分停止額-リスト	1683	検索開始日時	1743	医療分前年減免区分コード
1624	現年過年度-徴収猶予額-リスト	1684	検索完了日時	1744	医療分前年減免金額
1625	現年過年度-延滞金請求額-リスト	1685	該当件数	1745	医療分期間賦課額合計
1626	現年過年度-延滞金収入額-リスト	1686	金額区分	1746	医療分賦課取消額
1627	現年過年度-還付請求権時効額-リスト	1687	金額種別コード	1747	医療分端数額
1628	現年過々年度-不納欠損(即時)額-リスト	1688	普徴-按分率-今回振替-全体分	1748	医療分旧年度賦課額
1629	現年過々年度-不納欠損(時効)額-リスト	1689	普徴-按分率-今回振替-退職分	1749	医療分賦課額
1630	現年過々年度-滞納処分執行額-リスト	1690	普徴-医療分按分率-今回医療全体分	1750	医療分算出賦課額
1631	現年過々年度-処分停止額-リスト	1691	普徴-医療分按分率-今回医療退職分	1751	医療分退職者実質軽減均等割額
1632	現年過々年度-徴収猶予額-リスト	1692	普徴-介護分按分率-今回介護全体分	1752	医療分退職者実質軽減平等割額
1633	現年過々年度-延滞金請求額-リスト	1693	普徴-介護分按分率-今回介護退職分	1753	医療分退職者実質軽減金額合計
1634	現年過々年度-延滞金収入額-リスト	1694	普徴-支援金分按分率-今回支援金全体分	1754	医療分退職者減免金額
1635	現年過々年度-還付請求権時効額-リスト	1695	普徴-支援金分按分率-今回支援金退職分	1755	医療分退職者期間賦課額合計
1636	前年度-不納欠損(即時)額-リスト	1696	特徴-按分率-今回振替-全体分	1756	医療分退職者按分率-全体分賦課額
1637	前年度-不納欠損(時効)額-リスト	1697	特徴-按分率-今回振替-退職分	1757	医療分退職者按分率-退職者賦課額
1638	前年度-滞納処分執行額-リスト	1698	特徴-医療分按分率-今回医療全体分	1758	特別徴収方法コード
1639	前年度-処分停止額-リスト	1699	特徴-医療分按分率-今回医療退職分	1759	特別徴収額合計
1640	前年度-徴収猶予額-リスト	1700	特徴-介護分按分率-今回介護全体分	1760	特別徴収仮依頼情報作成年月日
1641	前年度-延滞金請求額-リスト	1701	特徴-介護分按分率-今回介護退職分	1761	特別徴収本依頼情報作成年月日
1642	前年度-延滞金収入額-リスト	1702	特徴-支援金分按分率-今回支援金全体分	1762	特別徴収仮停止事由コード
1643	前年度-還付請求権時効額-リスト	1703	特徴-支援金分按分率-今回支援金退職分	1763	特別徴収本停止依頼情報作成年月日
1644	前年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	1704	新年度取込フラグ	1764	特別徴収仮停止依頼情報作成年月日
1645	前年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	1705	賦課期日	1765	特別徴収仮停止年月
1646	前年過年度-滞納処分執行額-リスト	1706	賦課期日現在の世帯区分コード	1766	特別徴収本停止事由コード
1647	前年過年度-処分停止額-リスト	1707	賦課期日現在の被保険者数	1767	特別徴収本停止通知書作成年月日
1648	前年過年度-徴収猶予額-リスト	1708	被保険者数	1768	特別徴収本停止依頼情報作成年月日
1649	前年過年度-延滞金請求額-リスト	1709	賦課期日現在軽減所得額	1769	特別徴収本停止年月
1650	前年過年度-延滞金収入額-リスト	1710	賦課期日現在総所得額	1770	特別徴収仮不能受取年月日
1651	前年過年度-還付請求権時効額-リスト	1711	被保険者の総所得額	1771	特別徴収仮不能年月
1652	前年過々年度-不納欠損(即時)額-リスト	1712	手計算事由コード	1772	特別徴収本不能受取年月日
1653	前年過々年度-不納欠損(時効)額-リスト	1713	手計算区分コード	1773	特別徴収本不能年月
1654	前年過々年度-滞納処分執行額-リスト	1714	賦課調査リスト発行フラグ	1774	特別徴収変更事由コード
1655	前年過々年度-処分停止額-リスト	1715	実質軽減均等割額	1775	特別徴収変更依頼情報作成年月日
1656	前年過々年度-徴収猶予額-リスト	1716	実質軽減平等割額	1776	特別徴収変更開始年月
1657	前年過々年度-延滞金請求額-リスト	1717	実質軽減金額合計	1777	徴収区分変更年月日
1658	前年過々年度-延滞金収入額-リスト	1718	前年減免区分コード	1778	普通徴収額合計
1659	前年過々年度-還付請求権時効額-リスト	1719	前年減免金額	1779	翌年度仮徴収予定額
1660	前々年度-不納欠損(即時)額-リスト	1720	超過額	1780	仮徴収対象外事由コード
1661	前々年度-不納欠損(時効)額-リスト	1721	期間賦課額合計	1781	本徴収対象外事由コード
1662	前々年度-滞納処分執行額-リスト	1722	賦課取消額	1782	特別徴収停止フラグ
1663	前々年度-処分停止額-リスト	1723	端数額	1783	仮徴収年金連結有無フラグ
1664	前々年度-徴収猶予額-リスト	1724	旧年度賦課額	1784	本徴収年金連結有無フラグ
1665	前々年度-延滞金請求額-リスト	1725	算出賦課額	1785	介護保険料-介護依頼額
1666	前々年度-延滞金収入額-リスト	1726	退職者実質軽減均等割額	1786	年金受給額
1667	前々年度-還付請求権時効額-リスト	1727	退職者実質軽減平等割額	1787	翌年度75歳区分コード
1668	前々年過年度-滞納処分執行額-リスト	1728	退職者実質軽減合計額	1788	7月依頼時翌年度仮徴収予定額
1669	前々年過年度-処分停止額-リスト	1729	退職者減免金額	1789	6月仮徴収額
1670	前々年過年度-徴収猶予額-リスト	1730	退職者超過額	1790	所得激減減免申請理由コード
1671	前々年過年度-延滞金請求額-リスト	1731	退職者期間賦課額合計	1791	支援分-手計算事由コード
1672	前々年過年度-延滞金収入額-リスト	1732	更新回数	1792	支援分-実質軽減均等割額
1673	前々年過年度-還付請求権時効額-リスト	1733	履歴の最新連番	1793	支援分-実質軽減平等割額
1674	前々年過年度-不納欠損(即時)額-リスト	1734	賦課確定フラグ	1794	支援分-実質軽減金額合計
1675	前々年過年度-不納欠損(時効)額-リスト	1735	減免対象フラグ	1795	支援分-減免区分コード
1676	前々年過々年度-滞納処分執行額-リスト	1736	退職者按分率-全体分賦課額	1796	支援分-減免金額
1677	前々年過々年度-処分停止額-リスト	1737	退職者按分率-退職者賦課額	1797	支援分-前年減免区分コード
1678	前々年過々年度-徴収猶予額-リスト	1738	構成員レコードサイン	1798	支援分-前年減免金額
1679	前々年過々年度-延滞金請求額-リスト	1739	納付通知書発付年月日	1799	支援分-超過額
1680	前々年過々年度-延滞金収入額-リスト	1740	医療分実質軽減均等割額	1800	支援分-期間賦課額合計

項番	項目名	項番	項目名	項番	項目名
1801	支援分-賦課取消額	1861	住変指導先-地番タイプ	1921	変更前-電話番号1
1802	支援分-端数額	1862	住変指導先-住所	1922	変更後-電話番号1
1803	支援分-旧年度賦課額	1863	住変指導先-住所-外字フラグ	1923	変更前-電話番号2
1804	支援分-賦課額	1864	住変指導先-方書	1924	変更後-電話番号2
1805	支援分-算出賦課額	1865	住変指導先-方書-外字フラグ	1925	変更前-電話番号3
1806	支援分-退職者実質軽減均等割額	1866	住変指導先-郵便番号	1926	変更後-電話番号3
1807	支援分-退職者実質軽減平等割額	1867	居所不明年月日	1927	変更前-電話番号4
1808	支援分-退職者実質軽減合計額	1868	不現住認定年月日	1928	変更後-電話番号4
1809	支援分-退職者減免金額	1869	解除年月日	1929	変更前-電話番号5
1810	支援分-退職者超過額	1870	判明現住所-区コード	1930	変更後-電話番号5
1811	支援分-退職者期間賦課額合計	1871	判明現住所-字名コード	1931	変更前-構成員数
1812	支援分-確定日時	1872	判明現住所-条	1932	変更後-構成員数
1813	支援分退職者按分率-全体分賦課額	1873	判明現住所-丁目	1933	地区コード変更事由
1814	支援分退職者按分率-退職者賦課額	1874	判明現住所-番地	1934	資格異動情報業務日連番
1815	支援分-被保険者数	1875	判明現住所-子番地	1935	届出年月日
1816	支援分-被保険者の総所得額	1876	判明現住所-室番地	1936	資格喪失事由コード
1817	介護分-賦課期日	1877	判明現住所-地番タイプ	1937	同一人指示-旧保険番号
1818	介護分-賦課期日現在の被保険者数	1878	判明現住所-住所	1938	同一人指示-新保険番号
1819	介護分-被保険者数	1879	判明現住所-住所-外字フラグ	1939	みなし賦課額-全体分
1820	介護分-賦課期日現在総所得額	1880	判明現住所-方書	1940	みなし賦課額-全体分-退職分
1821	介護分-被保険者の総所得額	1881	判明現住所-方書-外字フラグ	1941	みなし賦課額医療全体分
1822	介護分-手計算事由コード	1882	判明現住所-郵便番号	1942	みなし賦課額医療退職分
1823	介護分-実質軽減均等割額	1883	現地調査年月日	1943	みなし賦課額介護2号全体分
1824	介護分-実質軽減平等割額	1884	変更連番	1944	みなし賦課額介護2号退職分
1825	介護分-実質軽減金額合計	1885	賦課変更事由コード	1945	みなし賦課額支援金全体分
1826	介護分-減免区分コード	1886	処理担当者コード	1946	みなし賦課額支援金退職分
1827	介護分-減免金額	1887	対象構成員氏名	1947	支給費名称
1828	介護分-前年減免区分コード	1888	該当日	1948	振替予定日
1829	介護分-前年減免金額	1889	非該当日	1949	最終取込日
1830	介護分-超過額	1890	検索連番	1950	最終取込ファイル名
1831	介護分-期間賦課額合計	1891	回答・受領年月日	1951	バッチ実行ID
1832	介護分-賦課取消額	1892	帳票名	1952	仮別期賦課額
1833	介護分-端数額	1893	重要フラグ	1953	納付通知書発付フラグ
1834	介護分-旧年度賦課額	1894	業務日連番	1954	賦課取消期サイン
1835	介護分-賦課額	1895	変更前-住登内外区分コード	1955	変更後納期限年月日
1836	介護分-算出賦課額	1896	変更前-区コード	1956	期別-公示送達年月日
1837	介護分-退職者実質軽減均等割額	1897	変更前-字名コード	1957	期別-公示送達・納期変更区分コード
1838	介護分-退職者実質軽減平等割額	1898	変更前-条	1958	特徴期別
1839	介護分-退職者実質軽減合計額	1899	変更前-丁目	1959	支払回数割保険料
1840	介護分-退職者減免金額	1900	変更前-番地	1960	特徴期別-公示送達年月日
1841	介護分-退職者超過額	1901	変更前-子番地	1961	特徴期別-公示送達・納期変更区分コード
1842	介護分-退職者期間賦課額合計	1902	変更前-室番地	1962	地区コード-強制指定区分
1843	介護分-処理年月日	1903	変更前-地番タイプ	1963	変更年月日
1844	介護分-更新回数	1904	変更前-方書	1964	還付加算金履歴シーケンス連番
1845	介護分-履歴の最新連番	1905	変更前-氏名-カナ	1965	明細過誤納番号
1846	介護分-賦課確定フラグ	1906	変更前-資格区コード	1966	統合元-保険番号
1847	介護分-確定日時	1907	変更後-住登内外区分コード	1967	統合元-調定年度
1848	介護分退職者按分率-全体分賦課額	1908	変更後-区コード	1968	統合元-賦課年度
1849	介護分退職者按分率-退職者賦課額	1909	変更後-字名コード	1969	統合元-過誤納番号
1850	介護分-構成員レコードサイン	1910	変更後-条	1970	札幌市資格取得日
1851	介護分-納付通知書発付年月日	1911	変更後-丁目	1971	札幌市資格取得事由
1852	調査状況コード	1912	変更後-番地	1972	札幌市資格喪失日
1853	居所不明管理登録年月日	1913	変更後-子番地	1973	札幌市資格喪失事由
1854	住変指導先-区コード	1914	変更後-室番地	1974	北海道資格取得日
1855	住変指導先-字名コード	1915	変更後-地番タイプ	1975	北海道資格取得事由
1856	住変指導先-条	1916	変更後住所	1976	北海道資格喪失日
1857	住変指導先-丁目	1917	変更後-方書	1977	北海道資格喪失事由
1858	住変指導先-番地	1918	変更後-氏名-カナ	1978	速報データ
1859	住変指導先-子番地	1919	変更後氏名	1979	確報データ
1860	住変指導先-室番地	1920	変更後-資格区コード	1980	速報取消データ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険事務情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報（被保険者資格情報、所得情報等）を入手する際は、必要な対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報（データ）は国保連合会において対象者との関連性、妥当性及び整合性のチェックを行うことで対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報（データ定義されている情報）であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム基盤における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。 <国保連合会とのデータ連携における措置> 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、制限された利用者しかアクセスできない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。 他市町村等からは、他市町村等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。なお、国保連合会からデータ連携で入手する情報に個人番号は記録されていない。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。 3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<国保システムにおける措置> 1 紙媒体及び電子媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム> システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 <システム基盤における措置> システム基盤における接続は専用回線を用いているため外部に漏れることはない。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 <国保連合会とのデータ連携における措置> データ連携用PCと情報集約システムの接続及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 国民健康保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される仕組みになっている。
その他の措置の内容	<p><国保連合会とのデータ連携></p> <p>情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入手することはない、かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕組みとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法></p> <p>システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。</p> <p><国保連合会とのデータ連携></p> <p>1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。</p> <p>2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザIDとパスワードによる認証を実施する。</p> <p>3 なりすましによる不正を防止する観点から、共用のIDは利用しない。</p> <p>4 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</p> <p>5 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</p> <p>6 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける管理方法></p> <p>1 発効管理</p> <p>① 認証サーバーにおいて、職員の所属及び業務によりアクセス権限をパターン化することによって、必要最小限の権限が付与されるよう管理している。</p> <p>② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行うこととしている。</p> <p>2 失効管理</p> <p>人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行うこととしている。</p> <p><国保連合会とのデータ連携></p> <p>1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。</p> <p>2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。</p>
アクセス権限の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。</p> <p>2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。</p>

特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。 2 情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	
その他の措置の内容	<国保システム及び国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置> 1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外はログオフを行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのデータのコピーを原則禁じている。例外については実施手順により定められている。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。 3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認
 札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
 [制限している] <選択肢>
1) 制限している 2) 制限していない

具体的な制限方法

【全事務共通】
 ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。
 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。

【新基幹系システムの場合】
 サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。

【情報集約システムの場合】
 アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。

【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】
 ①取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している。
 ②運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
 ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】
 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。
 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。
 (再委託及び再々委託する場合も同様とする。)

特定個人情報ファイルの取扱いの記録
 [記録を残している] <選択肢>
1) 記録を残している 2) 記録を残していない

具体的な方法

システム操作の記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ、誰が、どのデータベースに、どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。

情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。
 医療保険者等向け中間サーバー等については、操作ログを中間サーバーで記録している。
 操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。

【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】
 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。
 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<p>[定めている]</p> <p><選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
規定の内容	<p>【全事務共通】 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
具体的な方法	<p>【全事務共通】 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に委託先から報告させている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 <p>【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 医療保険者等向け中間サーバー等に係るデータセンター、ハードウェア、OS及びミドルウェア（以下「開発・運用環境」という。）は、取りまとめ機関等が自ら用意・設置するのではなく、開発・運用環境を賃貸する事業者（以下「クラウド事業者」という。）から借り受ける。クラウド事業者は以下の要件を満たしており、最先端のセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 <p>クラウド事業者から借り受けた開発・運用環境内に、取りまとめ機関から委託された開発・運用保守業者が、医療保険者等向け中間サーバー等を構築する。 開発・運用保守業者は、①クラウド事業者が提示する責任共有モデル（クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境についてのそれぞれの責任の範囲を示したものを）を理解し、②OS、ミドルウェア及びシステムに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にてクラウド事業者と取り交わし、③書面の内容についてさらに取りまとめ機関から許諾を得る。 なお、クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境を利用できる者は、取りまとめ機関及び開発・運用保守業者のみである。利用に当たっては、事前提きからのみ利用可能となる仕様としており、担当者</p>

		<p>利用し、業者のみに限定する。利用に当たっては、専用端末が原則での利用可能な仕様としており、第三者ごとに必要最小限度の利用範囲を定め、ID・パスワード・生体認証によりログインを行い、さらにアクセスログの管理を徹底する。また、取りまとめ機関とクラウド事業者との契約は、個人情報の電子データを取り扱わない契約とする。</p> <p>【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
- ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
- ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。
- ・許可された電子記録媒体又は機器等以外については、使用又は接続を制限する。
- ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

<取りまとめ機関における措置>

支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	
その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって、入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバールームは、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をする。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。 データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報は、システムにて自動判別し、消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破碎等を行う。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。</p>
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に行う。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><札幌市における措置> 国民健康保険事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。</p>
3. その他のリスク対策	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	国民健康保険事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年11月4日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市公報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和2年6月15日～7月14日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・マイナンバーカードの提示による本人確認はできないことにならないか。 ・情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。 ・データの消去・廃棄はどのように行うのか。 ・特定個人情報全体を、委託・再委託するとなっているが、そのリスク管理はどのように行うのか。 ・オンラインで行うことのリスク管理はどうなっているのか。 ・セキュリティを高めても、不正アクセス・人為的エラーは防げず、個人情報の漏えい・流出が危ぶまれる。
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年10月7日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	記載中にある「システム部門」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	Ⅳ-1 ② 具体的な内容 (1ページ) 表紙 公表日	記載中にある「情報化推進部」	「情報システム部門」	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年4月12日	I-2 システム1 ②	(項番5の追記)	5 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)とのデータ連携機能 ① 国保情報集約システムに提供するデータの作成 ② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込 ※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム1 ③	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム	国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、国保情報集約システム	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム11 ①	(システム11の追記)	国保情報集約システム(以下、「情報集約システム」という。)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム11 ②	(システム11の追記)	国民健康保険被保険者の資格や高額療養費の該当回数を都道府県単位で管理するシステムであり、国保連合会に設置されるサーバーと市区町村に設置されるクライアント端末(以下、「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務にかかる機能 配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務にかかる機能 (1) 配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2) 世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引き継ぎ業務 配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-2 システム11 ③	(システム11の追記)	〔O〕その他(国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	I-5	平成27年10月6日条例第42号。以下、「条例」という。	平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	I-6 ②	第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、106の項)	第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	事前	「重要な変更」
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容 図	(図に追記)	○情報元にある国保連合会に「情報集約システム」を追記。 ○情報元に新たに「コンビニ収納代行業者」を追記。 ○札幌市の枠の中に「データ連携用PC」と「国保総合PC」を追記 ○「①データ連携」、「②帳票の配信」、「③世帯の継続性判定」、「④速報確定情報」の追記および矢印の追記	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	(別添1)事務の内容(備考)	(①～④まで追記)	①資格継続情報・高額該当回数情報のデータ連携。 ②情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報にかかる処理帳票の配信。 ③情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。 ④コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① 地方公共団体・地方独立行政法人	「各市町村、北海道国民健康保険団体連合会」	「各市町村」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-3 ① その他	(追記)	国保連合会	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	II-3 ③	(⑩の追記)	⑩ 国保連合会とのデータ連携情報・日次(資格継続情報等)、月次(高額該当回数情報等) ※平成30年4月以降	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-3 ④	(3行目から追記)	平成30年4月以降は、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、その管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-3 ⑤	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-4 委託の有無	「7件」	「8件」	事前	重要な変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項6 ⑤	国民健康保険法第45条第5項において、療養の給付に関する費用の審査・支払事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる旨を確認できる。	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第45条第5項に基づく委託)	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-4 委託事項8	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ①	(委託事項8の追記)	国民健康保険の資格管理(都道府県単位)および高額療養費の該当回数の管理業務	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(委託事項8の追記)	特定個人情報ファイルの一部	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② 対象となる本人の数	(委託事項8の追記)	10万人以上100万人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② 対象となる本人の範囲	(委託事項8の追記)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ② その妥当性	(委託事項8の追記)	国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託契約である。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ③	(委託事項8の追記)	10万以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ④	(委託事項8の追記)	[O]専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑤	(委託事項8の追記)	業務担当課への問い合わせ(国民健康保険法第113条の3に基づく共同委託)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑥	(委託事項8の追記)	北海道国民健康保険団体連合会	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑦	(委託事項8の追記)	再委託する	事前	重要な変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑧	(委託事項8の追記)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-4 委託事項8 ⑨	(委託事項8の追記)	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている(21)件	提供を行っている(27)件	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	II-5 提供先6～提供先27	(提供先6～提供先21)	(提供先6～提供先27) ※提供先を6つ増やし、「①法令上の根拠」に記載のある「別表第二」の項番に従い並び変えた。 なお、新規に追加(追記)した提供先は次の通り。 ○提供先6 別表第二(第9項) ○提供先7 別表第二(第12項) ○提供先8 別表第二(第15項) ○提供先24 別表第二(第97項) ○提供先26 別表第二(第109項) ○提供先27 別表第二(第120項)	事前	「重要な変更」に併せて変更(提供先の追加)
平成29年4月12日	II-5 移転先1 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-5 移転先2 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-5 移転先3 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	II-5 移転先4 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先5 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先6 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先7 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先8 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先9 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先10 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先11 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先12 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-5 移転先13 ①	記載中にある「条例」	「利用条例」	事前	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
平成29年4月12日	Ⅱ-6 ①	(＜札幌市における措置＞)の記載に項番3を追記)	3 データ連携用PCは、業務主管部門の執務室内の施錠可能なラックで保管する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	(別添2)＜国保＞	(項番3152から3203の追記)	((別添2)＜国保＞)の項番3152から3203のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	(別添2)＜収納＞	(項番1970から1980の追記)	((別添2)＜収納＞)の項番1970から1980のとおり)	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性や妥当性および整合性のチェックを行い対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	(項番2の追記)	2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、アクセスも制限された利用者のみとしている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(6行目から追記)	国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものであり、本人確認実施済の情報と言える。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	(2行目の「なお、」以下を追記)	なお、国保連合会からデータ連携で入手する情報に個人番号は記録されていない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	(項番3の追記)	3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村および異動後の市町村で確認を行うことにより正確性を確保している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携における措置＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携における措置＞ データ連携用PCと情報集約システムの接続、及びデータ連携用PCと国保システムの接続は専用線を用いているため外部に漏れることはない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク1 その他の措置の内容	(追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 情報集約システムからデータ連携用PCを通して受信する情報は、データ定義されており不要な情報を入力することはなく、かつ、国保システムで確認の上、情報を取り込む仕様となっている。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証を実施する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCのアクセス権限は、実施手順に基づき、業務主管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、国保連合会の指示に基づき、業務主管部門が管理を行う。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は必ずログオフを行うよう周知徹底している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。 2 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに對する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更及び文言整理であり、重要な変更当たらない。
平成29年4月12日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	(＜国保連合会とのデータ連携＞以下の記載を追記)	＜国保連合会とのデータ連携＞ 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正できない仕組みである。 2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであり、複製されるリスクはない。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な管理方法	(5行目から追記)	情報集約システムについては、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取り扱いの記録 具体的な管理方法	(3行目を追記)	情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供のルール 委託先から他社への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムについては、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供のルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(3行目から追記)	情報集約システムとの情報連携については、専用線を利用し、本市が設置するデータ連携用PCにて自動でやり取りすることとし、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	＜国保連合会における措置＞ ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報情報が、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月12日	(上記つづき)	(上記つづき)	・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報集約システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 ・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。	事前	(上記つづき)
平成29年4月12日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	(項番3の追記)	3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	リスクを明らかに軽減させる変更であり、重要な変更にあたらぬ。
平成29年4月12日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤ 具体的な対策の内容	(〈札幌市における措置〉の記載に項番4を追記)	4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	(3行目を追記)	データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。	事前	重要な変更
平成29年4月12日	Ⅵ-1 ①	平成27年12月24日	平成28年10月31日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-2 ②	平成27年6月15日～7月14日	平成28年12月21日～平成29年1月19日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-2 ④	・マイナンバーを導入することによってどのようなメリットがあるのかわからない。 ・リスクへの対策をとっていても、悪意のある人間による情報漏えいは起こるのではないかと。 ・情報漏えいしたときに市はどのような対応を取るのか。	(※前回評価の記載から再評価における意見に変更) ・委託先である国保連合会において、マイナンバーをどのように利用し、どのように管理を行うのか。また、情報漏えいがあった場合の責任はどうなるのか。 ・セキュリティ対策を強化しても情報漏えいのリスクがあることから、マイナンバーによる管理や情報提供には危惧がある。 ・前回の評価から今回の再評価までの間に情報漏えいやハッキングなどはあったのか。システム導入の効果はどうなのか。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-2 ⑤	住民意見による評価書の修正はない。	評価書本体への反映ではないが、住民からの意見を受けて「(別添3)変更箇所」にある項目のところに該当ページを追記した。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-3 ①	平成27年9月14日	平成29年3月24日	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成29年4月12日	Ⅵ-3 ③	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報保護評価書の再評価に関する特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年3月7日	I-2 システム12 ①	(システム12の追記)	特定健診・特定保健指導システム	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ②	(システム12の追記)	1 特定健診・特定保健指導にかかる機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-2 システム12 ③	(システム12の追記)	【○】住民基本台帳ネットワークシステム 【○】その他(国保システム(データ連携用PCを介した連携))	事後	国保システムからの移転
平成31年3月7日	I-6 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	I-7 ②所属長の役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月7日	II-5 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、国民健康保険法及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついで、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関し以下の事務を行う。 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理を行う業務 ② 国民健康保険資格の管理を行う業務 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理、更新を行う(再発行も含む)業務 ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理を行う業務	札幌市では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、国民健康保険の資格管理、給付、保険料の賦課徴収等の事務を行っている。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の30項により個人番号を利用することができるのは、「国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっている。 ついで、特定個人情報ファイルを主務省令で定める以下の事務で取り扱うこととする。 1 資格に関する事務 ① 国民健康保険資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、修学、病院・施設入所等)の受理、審査及び処理 ② 国民健康保険資格の管理 ③ 被保険者に対する被保険者証及び高齢受給者証の交付、返還受理又は更新(再発行も含む) ④ 被保険者からの基準収入額適用申請の受理、審査及び処理	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	2 保険給付に関し以下の事務を行う。 ① 医療機関等からのレセプトの審査および支払いに関する業務 ② 各種給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給、管理に関する業務 ③ 被保険者の所得区分、自己負担限度額の判定に関する業務 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の交付、管理に関する業務 ⑤ 保険給付費の返還、管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関し以下の事務を行う。 ① 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 国民健康保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理を行う業務 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理を行う業務	2 保険給付に関する事務 ① 医療機関等からのレセプトの審査及び支払い ② 各種保険給付(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等)の支給又は管理 ③ 被保険者の所得区分及び自己負担限度額の判定 ④ 各種認定証(限度額適用認定証等)及び特定疾病療養受療証の交付又は管理 ⑤ 保険給付費の返還又は管理に関する業務 ⑥ 医療費適正化に関する業務 3 保健事業に関する事務 特定健診、特定保健指導等に関する業務 4 国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務 ① 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を把握し、管理する業務 ② 被保険者、擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の所得情報を元に保険料を計算し、納付すべき保険料や納期限を納付義務者に通知する業務 ③ 他市町村への賦課状況・課税状況等の照会を行う業務 ④ 保険料の減免申請の受理、審査及び減免処理 ⑤ 非自発的失業者に係る保険料軽減の届出の受理、審査及び処理	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p>5 保険料の収納・滞納整理に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 納付義務者からの納付の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務</p> <p>② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》》</p> <p>特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>	<p>5 保険料の収納・滞納整理に関する事務</p> <p>① 納付義務者の納付状況の管理、納付義務者への還付・充当を行う業務</p> <p>② 納期限内に納付がない納付義務者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差押えなどの滞納整理を行う業務</p> <p>6 オンライン資格確認に関する事務</p> <p>オンライン資格確認とは、マイナンバーカードを被保険者証等として利用できるようにすることで、被保険者が医療機関等を受診した際に、医療機関等が被保険者の最新の正しい資格情報をオンライン資格確認システムで効率的に確認できるようにする仕組みである。以下の処理を行う。</p> <p>①本市の保有する被保険者の資格情報を国保情報集約システムを経由して医療保険者等向け中間サーバーへ提供する処理</p> <p>②提供した被保険者の資格情報とオンライン資格確認システムで管理している情報とを紐付けする処理</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》》</p> <p>特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日号外特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。</p> <p>※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	I-2 システム1 ②システムの機能	<p>国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 資格にかかる機能</p> <p>① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理</p> <p>② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理</p> <p>③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成</p> <p>2 賦課にかかる機能</p> <p>① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成</p> <p>② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定</p> <p>③ 保険料の特別徴収に関する管理</p> <p>3 給付にかかる機能</p> <p>① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定</p> <p>② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行</p> <p>4 北海道国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)とのデータ連携機能</p> <p>① 国保情報集約システムに提供するデータの作成</p> <p>② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込</p> <p>※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。</p>	<p>国民健康保険法及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 資格に係る機能</p> <p>① 資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理</p> <p>② 被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理</p> <p>③ 70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成</p> <p>2 賦課に係る機能</p> <p>① 保険料の決定及び保険料決定通知書の作成</p> <p>② 保険料の減免申請情報の登録及び変更決定</p> <p>③ 保険料の特別徴収に関する管理</p> <p>3 給付に係る機能</p> <p>① 被保険者からの療養費等の申請情報の登録及び支給決定</p> <p>② 各種認定証(限度額適用認定証等)、特定疾病療養受療証の発行</p> <p>4 北海道国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)とのデータ連携機能</p> <p>① 国保情報集約システムに提供するデータの作成</p> <p>② 国保情報集約システムから提供されるデータの取込</p> <p>※データ連携は、データ連携用PC(データ連携のみを行う専用端末)を介して行う。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム2 ②システムの機能	<p>国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>〈収納管理〉</p> <p>1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携</p> <p>2 社会保障宛名から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携</p> <p>3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携</p> <p>〈滞納整理〉</p> <p>1 滞納者情報の管理</p> <p>2 各滞納処分書類の作成</p> <p>3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成</p> <p>4 統計・決算情報の作成</p> <p>5 延滞金の計算</p>	<p>国民健康保険法、介護保険法(平成9年法律第123号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及びこれらの法律に基づく条例により賦課された保険料の収納管理及び滞納整理を行うシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>〈収納管理〉</p> <p>1 国保・介護・後期高齢システムからの賦課情報連携</p> <p>2 システム基盤(社会保障宛名)から国保・介護・後期高齢システムの送付先情報を連携</p> <p>3 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携</p> <p>〈滞納整理〉</p> <p>1 滞納者情報の管理</p> <p>2 各滞納処分書類の作成</p> <p>3 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成</p> <p>4 統計・決算情報の作成</p> <p>5 延滞金の計算</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム3 ②システムの機能	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を受信するシステムであり、国保システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の保険料の収納情報を国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ連携する。	札幌市のシステムであり、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収納情報を受信するシステムで、国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムとの連携においては、以下の機能を活用する。 1 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムから金融機関・財務連携代行システムへ、口座振替依頼の情報を提供する。 2 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムへ、口座振替結果及び日々の介護保険料の収納情報を提供する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム4 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用するとともに、個人(および法人)を管理し、宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名からの課税情報連携 税宛名から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。また、個人(及び法人)の宛名情報、対応記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報連携 システム基盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障宛名管理 社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務として把握した対象者について、社会保障業務として管理している番号を連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム5 ②システムの機能	システム基盤(個人基本)より住民基本台帳の情報を受領し税務で活用するとともに、個人および法人を管理し、納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する機能群である。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税務共通で利用する個人および法人の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 社会保障宛名への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報を社会保障宛名へ情報連携する。	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税務で活用する。また、個人(及び法人)の納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名管理 税務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。 また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。 4 システム基盤(社会保障宛名)への課税情報連携 課税額、所得額、収入額などの課税情報をシステム基盤(社会保障宛名)へ情報連携する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム6 ②システムの機能	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</p> <p>2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム7 ②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各自自治体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの自治体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム8 ②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>	<p>札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。</p> <p>1 サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることもできるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	(上記つづき)	<p>※中間サーバー・プラットフォーム…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーの拠点。 (参考) 中間サーバー・ソフトウェア…自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバー」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)</p>	事後	(上記つづき)

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム8 ③他のシステムとの接続	[] その他 ()	[○] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム9 ②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p>	<p>国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 符号と団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。(※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム<参考>コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p>8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	<p>8 セキュリティ管理 ① 特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ② 送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③ 送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④ データの暗号化や複合に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤ 情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>	事後	(上記つづき)
令和2年11月27日	I-2 システム10 ②システムの機能	<p>居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバーにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	<p>国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-2 システム11 ①システムの名称	国保情報集約システム(以下、「情報集約システム」という。)	国保情報集約システム(以下「情報集約システム」という。)	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	I-2 システム11 ②システムの機能	国民健康保険被保険者の資格や高額療養費の該当回数を都道府県単位で管理するシステムであり、国保連合会に設置されるサーバーと市区町村に設置されるクライアント端末(以下、「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務にかかる機能 2 世帯継続判定業務にかかる機能 (1) 配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2) 世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引き継ぎ業務 4 配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。	国保連合会のシステムで、被保険者の資格や高額療養費の該当回数(以下「高額該当回数」という。)を都道府県単位で管理するシステムである。国保連合会に設置するサーバーと市区町村に設置するクライアント端末(以下「国保総合PC」という。)で構成され、札幌市では国保総合PCの以下の機能を活用する。(国保総合PCは個人番号を利用せず、データも保持しない) 1 資格継続業務に係る機能 国保連合会から配信された帳票(資格継続情報)を出力する。 2 世帯継続判定業務に係る機能 (1) 国保連合会から配信された帳票(世帯継続性判定)を出力する。 (2) 世帯継続性の判定における確定処理を行う。 3 高額該当回数の引継ぎ業務 国保連合会から配信された帳票(高額該当回数情報)を出力する。 4 オンライン資格確認に係る医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の提供(詳細は別添1を参照) (1) 被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 被保険者資格異動に関するデータを市区町村からデータ連携用PCを介して国保連合会へ送信する。 (2) 医療保険者等向け中間サーバー等システムへの被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村から受領した被保険者異動情報を医療保険者等向け中間サーバー等システムへ送信する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-2 システム12 ②システムの機能	1 特定健診・特定保健指導にかかる機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行	特定健診・特定保健指導に係る機能 ① 特定健診対象者情報の登録、受診券の発行 ② 健診結果情報の登録 ③ 保健指導対象者情報の登録、利用券の発行	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
	I-2 システム13 ①システムの名称	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-2 システム13 ②システムの機能	(新設)	医療保険者等全体又は医療保険制度横断でマイナンバーカードを用いた資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。 1 資格履歴管理業務に係る機能 (1) 資格履歴管理 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 (2) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を含まない。) 2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(国民健康保険に関する事務においてはこの機能は用いない。) 3 本人確認事務に係る機能(同上)	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-4 ①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、公平・公正な給付・賦課に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、給付や保険料決定の際の所得確認などの事務の効率化が図れる。	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な賦課及び給付に資することとなる。また、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被保険者の給付や保険料決定時の手続に添付書類を省略できるなど、住民の負担軽減及び事務の効率化が図れる。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	I-4 ②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な国民健康保険事務に資することが期待される。 2 紙媒体での照会により確認している、市外転入者の所得等の確認等において事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担軽減(証明書等を入力する金銭的、時間的コストの節約)につながる。	1 番号制度の導入により、税情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に被保険者等の情報を把握することが可能となり、より公平な国民健康保険事務に資することが期待される。 2 市外転入者の所得等の確認について、紙媒体による確認よりも事務負担の削減が可能となる。 3 市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書等を入力する金銭的、時間的コストの節約)につながる。 4 オンライン資格確認等システムを用いることで、①資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、②高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、③被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、④後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	重要な変更
令和2年11月27日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「医療保険者」、「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」及び「他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第4欄(特定個人情報)において関係する給付等の情報が記載された項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「国民健康保険法」が含まれる項(42、43、44、45の項)	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(別添1)事務の内容 図	(追記)	・取りまとめ機関として、「医療保険者等向け中間サーバー等システム」及び「オンライン資格確認等システム」を追記。 ・矢印⑩被保険者異動情報を追記	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	(別添1)事務の内容 備考	②資格情報より被保険者証を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課を決定し、あるいは減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦特別徴収の依頼を行う。 ⑧特別徴収の結果を受け取る。医療機関情報、レセプト情報を受け取る。 ⑨特定健診・特定保健指導の実績報告を受け取る。 ⑩特定健診・特定保健指導の実績報告を行う。 ⑪資格継続情報・高額該当回数情報のデータ連携。 ⑫情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報にかかる処理帳票の配信。 ⑬情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。 ⑭コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。 ⑮資格情報のデータ連携	②資格情報より被保険者証を交付する。資格情報・所得情報に基づき賦課を決定し、又は減免申請により審査し減免を行い保険料を通知する。被保険者からの申請により各種給付を行う。対象者を抽出し受診券を発行する。 ④過誤納が発生した場合は保険料の還付・充当を行い、被保険者に通知する。被保険者からの請求により納付確認書を発行する。納付の遅延により延滞金が発生した場合は、対象の被保険者に対し延滞金の請求を行う。保険料未納者に対し督促状及び催告書を送付する。 ⑥金融機関から領収済通知書、口座振替結果を受け取る。 ⑦特別徴収(年金からの天引きをいう。以下同じ。)の依頼を行う。 ⑧特別徴収の結果を受け取る。医療機関情報、レセプト情報を受け取る。 ⑨特定健診・特定保健指導の実績報告を受け取る。 ⑩特定健診・特定保健指導の実績報告を行う。 ⑪資格継続情報・高額該当回数情報のデータを連携する。 ⑫情報集約システムで処理された資格継続情報や高額該当回数情報に係る処理帳票を配信する。 ⑬情報集約システムから示された世帯の継続性の判定について、確定処理を行う。 ⑭コンビニエンスストアで納付した情報を受け取る。 ⑮資格情報をデータ連携する。 ⑯オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、情報集約システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	II-2 ③対象となる本人の範囲	札幌市が行う国民健康保険の被保険者(資格喪失者も含む)、擬制世帯主(国保未加入の世帯主)、特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に存在している者)	札幌市が行う国民健康保険の被保険者(資格喪失者も含む)、擬制世帯主(国保未加入の世帯主)及び特定同一世帯所属者(後期高齢者医療の資格取得により国民健康保険を資格喪失した者のうち、その資格喪失時点から継続して国民健康保険に加入している被保険者が同一世帯内に存在している者)	事前	重要な変更
令和2年11月27日	II-2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な給付・賦課を行うに当たり、被保険者の特定等に必要範囲の特定個人情報情報を保有するもの。	正確かつ公平・公正な給付・賦課を行うに当たり、上記の範囲の特定個人情報情報を保有する必要がある。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-2 ④記録される項目 その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、国民健康保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の交付等)、特定健診、医療費適正化業務のために保有 ③ 医療保険関係情報…国民健康保険の資格管理や各種給付、賦課、徴収等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため及び受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため及び受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報…市民税申告における所得情報に基づき、保険料や医療費の自己負担割合、被保険者の所得区分、自己負担限度額を把握するために保有 ② 健康・医療関係情報…保険給付(特定疾病療養受療証の交付等)、特定健診、医療費適正化業務のために保有 ③ 医療保険関係情報…国民健康保険の資格管理や各種給付、賦課、徴収等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報…医療助成受給者について、資格証交付対象から除外するため。また、受給者の医療費を把握し、各種保険給付を行うために保有	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	(上記つづき)	⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理を行い、国民健康保険料の減免を行うため及び各種認定証等の交付のために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…介護2号分保険料の計算を行うため及び高額介護合算療養費等の適正な支給を行うために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する国民健康保険料の軽減措置を行うため及び被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑨ 年金関係情報…特別徴収(年金天引き)による国民健康保険料の徴収及び退職者医療制度該当者の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	⑥ 生活保護・社会福祉関係情報…生活保護に関する情報に基づき、国民健康保険の資格喪失処理、保険料の減免及び各種認定証等の交付のために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報…介護保険の第2号被保険者の保険料の計算及び高額介護合算療養費等の適正な支給のために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報…非自発的失業者に対する保険料の軽減措置を行うため。また、被保険者の所得区分、自己負担限度額、労働災害情報を把握し、各種保険給付を行うために保有 ⑨ 年金関係情報…特別徴収による保険料の徴収及び退職者医療制度該当者の医療費を把握し各種補助金の交付申請のために保有	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-3 ④入手に係る妥当性	国民健康保険の資格管理、賦課徴収、保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 平成30年4月以降は、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、その管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	国民健康保険の資格管理、賦課徴収及び保健事業事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。 都道府県単位での被保険者資格等の管理を国保連合会に委託することから、国保連合会からの情報の入手は妥当である。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-3 ⑤本人への明示	国民健康保険法第9条並びに番号法別表第二の42、43、44、45項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	国民健康保険法第9条及び番号法別表第二の42、43、44、45項の規定による。庁内連携による入手は利用条例において明示されている。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	II-3 ⑥使用目的	行政運営の効率化と公平・公正な国民健康保険に関する事務を行うため。	行政運営の効率化と公平・公正な国民健康保険に関する事務のため。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-3 ⑥使用方法	<p>1 資格事務</p> <p>① 個人番号により本人確認を行なう。</p> <p>② 申請・届出や登録された被保険者情報等から、資格の管理を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるように被保険者資格関係情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>④ 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、申請の審査や資格管理等を行うための基礎資料として使用する。</p> <p>2 給付事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を基に適正な給付を行うために使用する。</p> <p>② 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、各種給付の基礎情報として使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるように被保険者医療保険情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>3 賦課事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を把握し、管理するための基礎情報として使用する。</p> <p>② 被保険者の所得情報等を元に保険料の賦課を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村へ照会を行い、保険料計算等の基礎情報として使用する。</p>	<p>1 資格事務</p> <p>① 個人番号により本人確認を行う。</p> <p>② 申請・届出や登録された被保険者情報等から、資格の管理を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるように被保険者資格関係情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>④ 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、申請の審査や資格管理等を行うための基礎資料として使用する。</p> <p>2 給付事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を基に適正な保険給付を行うために使用する。</p> <p>② 情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、各種給付の基礎情報として使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるように被保険者医療保険情報を中間サーバーに記録する。</p> <p>3 賦課事務</p> <p>① 被保険者の所得情報を把握し、管理するための基礎情報として使用する。</p> <p>② 被保険者の所得情報等を元に保険料の賦課を行うために使用する。</p> <p>③ 情報提供ネットワークシステムを通じて他市町村へ照会を行い、保険料計算等の基礎情報として使用する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p>4 収納事務</p> <p>① 賦課情報や納付情報等から収納事務に使用する。</p> <p>5 滞納整理事務</p> <p>① 保険料の滞納情報等から滞納整理を行うために使用する。</p> <p>6 保健事業事務</p> <p>① 健康・医療関係情報から特定健診や特定保健指導を行うために使用する。</p>	<p>4 収納事務</p> <p>賦課情報や納付情報等から収納事務に使用する。</p> <p>5 滞納整理事務</p> <p>滞納情報等から滞納整理を行うために使用する。</p> <p>6 保健事業事務</p> <p>健康・医療関係情報から特定健診や特定保健指導を行うために使用する。</p>	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	Ⅱ-3 ⑧使用方法 情報の突合	<p>1 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。</p> <p>2 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</p>	<p>1 個人番号カード等により、正確に本人確認をして個人番号の真正性を確認する。</p> <p>2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-3 ⑥使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	<p>1 資格事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格取得や資格喪失の資格認定等 被保険者証等の交付等 <p>2 給付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種保険給付の支給決定等 各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 <p>3 賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料額決定等 	<p>1 資格事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格取得や資格喪失の認定等 被保険者証等の交付等 <p>2 給付事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種保険給付の支給決定等 各種保険給付を行うための所得計算、自己負担限度額の判定等 <p>3 賦課事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険料額決定等 	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項3 ①委託内容	柔道整復、鍼灸及びあんま・マッサージの施術にかかる療養費申請に関する被保険者への照会、適正な受診の啓発並びに問い合わせ対応に関する業務	柔道整復、鍼灸及びあんま・マッサージの施術に係る療養費申請に関する被保険者への照会、適正な受診の啓発及び問い合わせ対応に関する業務	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項6 ①委託内容	療養給付費の審査支払業務	療養の給付に関する費用の審査支払業務	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	医療機関が紙及び電子データで国民健康保険団体連合会へ送付している	医療機関が紙及び電子データで国保連合会へ送付している	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項6 ⑥委託先名	北海道国民健康保険団体連合会	国保連合会	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	国保システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	国保システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	札幌市ホームページ「総務局情報システム部入札・契約等情報」にて公表する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項7 ⑥委託先名	札幌総合情報センター株式会社(予定)	競争入札により決定する。	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項8	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項8 ①委託内容	国民健康保険の資格管理(都道府県単位)および高額療養費の該当回数の管理を行う。	・国民健康保険の資格管理(都道府県単位)及び高額該当回数の管理を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等システム」へ送信、登録を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑥委託先名	北海道国民健康保険団体連合会	国保連合会	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項8 ⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	資格継続業務及び高額該当回数の引継業務で使用する情報集約システムに関する運用業務の一部(バッチ処理/パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ①委託内容	(新設)	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等システムにおいて、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:「2・③対象となる本人の範囲」と同じ。 その妥当性:オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、特定個人情報ファイルの全体について、加入者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ③委託先における取扱者数	(新設)	10人以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新設)	専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項9 ⑤委託先名の確認方法	(新設)	業務担当課への問い合わせ	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項⑥委託先名	(新設)	国保連合会 (国保連合会は、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)に再委託する)	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項⑦再委託の有無	(新設)	再委託する	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項⑧再委託の許諾方法	(新設)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項⑨再委託事項	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務」を含む)	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムにおける機関別符号取得等事務	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10①委託内容	(新設)	オンライン資格確認のための準備として行う初回紐付け作業(※)のため、機関別符号を取得する。 ※被保険者自身が情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を利用し、機関別符号(≒マイナンバーカードの電子証明書)とオンライン資格確認等システムで管理している資格情報を紐づける作業。これを1回行えば、今後医療機関等においてマイナンバーカードでの受診が可能となる。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体 対象となる本人の数:10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲:「2.③対象となる本人の範囲」と同じ。 その妥当性:オンライン資格確認等システムで管理している被保険者の資格情報と紐づけるために、支払基金が機関別符号を一元的に取得する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10③委託先における取扱者数	(新設)	10人以上50人未満	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(新設)	専用線	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10⑤委託先名の確認方法	(新設)	業務担当課への問い合わせ	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10⑥委託先名	(新設)	社会保険診療報酬支払基金	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10⑦再委託の有無	(新設)	再委託する	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10⑧再委託の許諾方法	(新設)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅱ-4 委託事項10⑨再委託事項	(新設)	医療保険者等向け中間サーバー等システムの運用・保守業務	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先1 ②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先1 ③提供する情報	医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「医療保険給付関係情報」という。)	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先4 ②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	船員保険法(昭和14年法律第73号)第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先6 ②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先6 ③提供する情報	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第19条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先7 ③提供する情報	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の五の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先8 ③提供する情報	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先9 ②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先10 ②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先11 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先12 ②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先13 ②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先14 ②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先15 ②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先18 ②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先19 ②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先20 ②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先22 ②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先24 ②提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先25 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先26 ②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 提供先27 ②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 移転先1 ②移転先における用途	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	予防接種法による給付(同法15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 移転先9 ②移転先における用途	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 移転先11 ②移転先における用途	札幌市介護保険条例による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	札幌市介護保険条例(平成12年札幌市条例第25号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-5 移転先13 ②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	Ⅱ-6 ①保管場所	<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 データ連携用PCは、業務主管部門の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><札幌市における措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 データ連携用PCは、業務主管部門(「Ⅱ.2.⑥事務担当部署」の所属長)の執務室内の施錠可能なラックで保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅱ-6 ③消去方法	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 特定個人情報は地方公共団体からの操作によって消去されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>	事後	「重要な変更」に併せて変更(文言整理)
令和2年11月27日	(別添2)ファイル記録項目 別紙	(追加)	<p>3204 被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)</p> <p>3205 券面記載の被保険者証記号</p> <p>3206 券面記載の被保険者証番号</p> <p>3207 券面記載の氏名(漢字)</p> <p>3208 券面記載の氏名(漢字)の読み仮名</p> <p>3209 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)</p> <p>3210 券面記載氏名が通称名の場合の本名等(漢字)の読み仮名</p> <p>3211 被保険者証裏面への性別記載の有無</p> <p>3212 DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無</p> <p>3213 自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日</p>	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>1 個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の行政機関等より特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p>3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性や妥当性および整合性のチェックを行い対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際は、必要な対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。</p> <p>3 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報(データ)は国保連合会において対象者との関連性、妥当性及び整合性のチェックを行うことで対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>1 必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。</p>	<p>1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。</p> <p>2 国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、配信される情報は国保連合会においてあらかじめ指定された情報(データ定義されている情報)であり、必要な情報以外は入手できない仕組みとなっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><国保システムにおける措置></p> <p>1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。</p> <p>2 紙媒体や電子記録媒体により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。</p> <p>3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p><国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置></p> <p>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p><システム基盤における措置></p> <p>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置></p> <p>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p>	<p><国保システムにおける措置></p> <p>1 手続きに当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。</p> <p>2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。</p> <p>3 システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><国保・介護・後期 収納管理／滞納整理システムにおける措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><システム基盤における措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置></p> <p>システムへアクセスできる職員と端末を限定している。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p><システム外の措置></p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p> <p><国保連合会とのデータ連携における措置></p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、アクセスも制限された利用者のみとしている。</p>	<p><システム外の措置></p> <p>窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p> <p><国保連合会とのデータ連携における措置></p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は情報集約システムの情報に限定されており、情報のやり取りには専用線を用いるとともに、指定された情報しか入手できないよう制御されている。また、データ連携に使用するデータ連携用PCは、自動で処理される仕組みとなっており、端末は、施錠可能なラックで保管し、制限された利用者しかアクセスできない。</p>	事前	(上記つづき)
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	<p>個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示や署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。</p> <p>他市町村等から入手する情報については、各入手元において番号法16条に基づく本人確認が行われている。</p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものであり、本人確認実施済の情報と言える。</p>	<p>個人番号カード又は通知カード及び身分証明書の提示や署名用電子証明書等により、必ず本人確認を行う。</p> <p>他市町村等からは、他市町村等が番号法16条に基づく本人確認を行った情報が提供される。</p> <p>国保連合会からデータ連携で入手する情報は、本市において事前に本人確認を行った情報が情報集約システムから送信されるものである。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。</p> <p>2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。</p> <p>3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村および異動後の市町村で確認を行うことにより正確性を確保している。</p>	<p>1 入手の各段階で本人確認を行う。</p> <p>2 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。</p> <p>3 国保連合会からのデータ連携で入手する情報は、被保険者の異動前の市町村及び異動後の市町村で確認を行う。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク1 宛名システム等における措置の内容	<p>1 国民健康保険業務に関する宛名情報の保存は、システム基盤(社会保障宛名)において実施しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 国民健康保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。</p>	<p>1 国民健康保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 国民健康保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みとなっている。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される仕組みとなっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク1 事務で使用 するその他のシステムにおける 措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、 番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な 範囲に限定される。	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、 番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な 範囲に限定される仕組みになっている。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク1 その他の措置 の内容	<国保連合会とのデータ連携> 情報集約システムからデータ連携用PCを通して 受信する情報は、データ定義されており不要 な情報を入手することはなく、かつ、国保シス テムで確認の上、情報を取り込む仕様となっ ている。	<国保連合会とのデータ連携> 情報集約システムからデータ連携用PCを通 して受信する情報は、データ定義されており 不要な情報を入手することはなく、かつ、 国保システムで確認の上、情報を取り込む 仕組みとなっている。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 ユーザ認証の 管理 具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザID による識別と認証用トークンに表示されたパ スワード(約30秒ごとに変化する)、PINコ ードによる認証を実施する。また、業務に 応じて各ユーザの操作権限を制限する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで 保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定 し、ユーザーIDとパスワードによる認証を 実施する。	<国保システム及び国保・介護・後期 収 納管理/滞納整理システムにおける管理方 法> システムを利用できる職員を限定し、ユー ザIDによる識別と認証用トークンに表示さ れたパスワード(約30秒ごとに変化する)、 PINコードによる認証を実施する。また、 業務に応じて各ユーザの操作権限を制限 する。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能なラックで 保管し、アクセスできる職員を限定する。 2 国保総合PCは、利用できる職員を限定 し、ユーザーIDとパスワードによる認証を 実施する。 3 なりすましによる不正を防止する観点 から、共用のIDは利用しない。 4 国保総合PCにおいて対象者の検索や 検索結果を表示する画面には、個人番号 を表示しないことにより、特定個人情報 が不正に使用されることリスクを軽減し ている。 5 ログインしたまま端末を放置せず、 離席時にはログアウトすることやログ インID、パスワードの使いまわしを しないことを徹底している。 6 パスワードは、規則性のある文字列 や単語は使わず、推測されにくいもの を使用する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限 の発効・失効の管理 具体的 な管理方法	1 発効管理 ① 認証サーバーにおいて、職員の所属 及び業務によりアクセス権限をパター ン化することによって、必要最小限 の権限が付与されるよう管理してい る。 ② アクセス権限の付与を行う際、 実施手順に基づき、業務主管部門(「 Ⅱ.2.6 事務担当部署」の所属長)か ら情報システム部門に対して申請を 行うこととしている。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更 が生じた場合は、実施手順に基づき 業務主管部門は情報システム部門に 対して、速やかに失効の申請を行う こととしている。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限は、 実施手順に基づき、業務主管部門が 管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限は、 国保連合会の指示に基づき、業務 主管部門が管理を行う。	<国保システム及び国保・介護・後 期 収納管理/滞納整理システムにお ける管理方法> 1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限 が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、 実施手順に基づき、業務主管部門 から情報システム部門に対して申 請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に 変更が生じた場合は、実施手順に 基づき業務主管部門は情報シス テム部門に対して、速やかに失 効の申請を行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCのアクセス権限 は、実施手順に基づき、業務主 管部門が管理を行う。 2 国保総合PCのアクセス権限 は、国保連合会の指示に基づ き、業務主管部門が管理を行う。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 特定個人情報 の使用の記録 具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユー ザーが、誰の情報を、参照・更新した か、アクセスログを記録している。	1 システム操作記録として、いつ、ど のユーザーが、誰の情報を、参照・ 更新したか、アクセスログを記録し ている。 2 情報システム管理者は定期的又は セキュリティ上の問題が発生した際 に、記録の内容と関連する書面の記 録を照合して確認し、不正な運 用が行われていないかを監査する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク2 その他の措置 の内容	1 システムが利用できる端末については、 勝手に設定を変更できないよう情報 システム部門にて管理している。 2 指定された端末以外からアクセス できないよう、情報システム部門に て制御している。 3 システム使用中以外は必ずログ オフを行う旨、実施手順に記載し 周知するとともに、一定時間端 末を操作しなかった場合は再度 パスワード認証を要求する設定と している。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能な ラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は 必ずログオフを行うよう周知徹 底している。	<国保システム及び国保・介護・後 期 収納管理/滞納整理システムにお ける措置> 1 システムが利用できる端末につ いては、勝手に設定を変更できな いよう情報システム部門にて管 理している。 2 指定された端末以外からアクセ スできないよう、情報システム部 門にて制御している。 3 システム使用中以外はログ オフを行う。 <国保連合会とのデータ連携> 1 データ連携用PCは、施錠可能な ラックで保管する。 2 国保総合PCは、使用中以外は 必ずログオフを行うよう周知徹 底している。	事前	重要な変更

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>1 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに對する注意喚起を行っている。</p> <p>3 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。</p>	<p>1 外部記憶媒体へのデータのコピーを原則禁じている。例外については実施手順により定められている。</p> <p>2 システムにより操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することに對する注意喚起を行っている。</p> <p>3 会計年度任用職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用禁止に関する条項を含む承諾書に署名する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p> <p><国保連合会とのデータ連携></p> <p>1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正できない仕組みである。</p> <p>2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであり、複製されるリスクはない。</p>	<p>1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。</p> <p>2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。</p> <p><国保連合会とのデータ連携></p> <p>1 データ連携用PCは、施錠可能なラックに保管されているため、不正に複製されにくい。</p> <p>2 国保総合PCは、個人番号を利用しない仕組みであるため、不正に複製されにくい。</p> <p>3 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>4 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。</p>	<p>4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を締結している。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 情報集約システムについては、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。	【全事務共通】 ①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 【新基幹系システムの場合】 サーバー室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。 【情報集約システムの場合】 アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託業者に遵守させる。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ①取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している。 ②運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、申請のない接続を把握できるようになっている。 情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。	システム操作の記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ、誰が、どのデータベースに、どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 情報集約システムについては、アクセスログを記録し、定期的な点検を徹底させる。 医療保険者等向け中間サーバー等については、操作ログを中間サーバーで記録している。操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。 情報集約システムについては、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール順守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。 情報集約システムとの情報連携については、専用線を利用し、本市が設置するデータ連携用PCにて自動でやり取りすることとし、情報の目的外利用、第三者へ提供、情報の複写、複製ができない旨、委託契約書に明記し、必要に応じて調査や報告を求める。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報の消去 ルール ルール内容及び ルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止している。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規程の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	【全事務共通】 当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させている。	<p>【全事務共通】 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に委託先から報告させている。</p> <p>【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 医療保険者等向け中間サーバー等に係るデータセンター、ハードウェア、OS及びミドルウェア（以下「開発・運用環境」という。）は、取りまとめ機関等が自ら用意・設置するのではなく、開発・運用環境を賃貸する事業者（以下「クラウド事業者」という。）から借り受ける。クラウド事業者は以下の要件を満たしており、最先端のセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記つづき)	-	<p>クラウド事業者から借り受けた開発・運用環境内に、取りまとめ機関から委託された開発・運用保守業者が、医療保険者等向け中間サーバー等を構築する。</p> <p>開発・運用保守業者は、①クラウド事業者が提示する責任共有モデル(クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境についてのそれぞれの責任の範囲を示したものを)理解し、②OS、ミドルウェア及びシステムに対して、システム構築上及び運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にてクラウド事業者と取り交わし、③書面の内容についてさらに取りまとめ機関から許諾を得る。</p> <p>なお、クラウド事業者が保有・管理する開発・運用環境を利用できる者は、取りまとめ機関及び開発・運用保守業者のみである。利用に当たっては、専用端末からのみ利用可能となる仕様としており、担当者ごとに必要最小限度の利用範囲を定め、ID・パスワード・生体認証によりログインを行い、さらにアクセスログの管理を徹底する。また、取りまとめ機関とクラウド事業者との契約は、個人情報の電子データを取り扱わない契約とする。</p>	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体または機器等以外のもについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報集約システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。 	<p><国保連合会における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報集約システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、情報集約システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。 ・情報集約システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・情報集約システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。 ・情報集約システムを国保連合会に設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。 ・特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。 ・情報集約システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。 ・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に個人情報保護管理者の承認を得る。 ・許可された電子記録媒体又は機器等以外については、使用又は接続を制限する。 	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記につき)	(追記)	<p><取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	(上記につき)
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルールルールの内容及びルール遵守の確認方法	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	<p>(内容) 特定個人情報の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク1 その他の措置の内容	<p>1 「サーバー室等への入室権限」および「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会いを行う。</p> <p>3 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。</p>	<p>1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。</p> <p>2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う作業等においては、情報システム部門の職員が立会う。</p> <p>3 外部記憶媒体へのコピーを原則禁止している。例外については実施手順により定められている。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>1 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p> <p>2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>	<p>1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p> <p>2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続きに基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-5 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</p> <p>② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p>	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</p> <p>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。</p> <p>③ システムによって、入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。</p> <p>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照会リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。</p> <p>2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク3 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	<p>情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、正確な照会対象者の特定個人情報を入手することが担保されている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク4 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記につき)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報へアクセスすることはできない。</p>	事前	(上記につき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク5 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムが照会内容を照会許可照合リストと照合し、情報提供許可証を発行した後で、情報照会を行う仕組みになっている。この仕組みにより、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否している。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク6 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。</p> <p>2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 リスク7 リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p>	<p><札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</p> <p>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	(上記につき)	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。</p> <p>2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	事前	(上記につき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	(削除)	事前	重要な変更
令和2年11月27日	(上記つづき)	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	(削除)	事前	(上記つづき)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバールームは、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 サーバールームは、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。</p> <p>2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。</p> <p>3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。</p> <p>4 データ連携用PCは施錠可能なラックに設置している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p><札幌市における措置></p> <p>1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。</p> <p>2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。</p> <p>データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。</p>	<p>保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能にして複数人で確認できる体制をとっている。</p> <p>データ連携用PCにある情報は、処理後、速やかに削除する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	Ⅲ-7 リスク3 消去手順 手順の内容	<p>1 データについては法律等で保管期間の定めがないため、一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。</p> <p>3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。</p>	<p>1 一定の保管期間を経過するなど札幌市が事務処理上不要と判断した情報は、システムにて自動判別し、消去する。</p> <p>2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。</p> <p>3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<p><取りまとめ機関における措置> 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	IV-1 ②監査 具体的な方法	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査は全ての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。</p>	事前	重要な変更
令和2年11月27日	IV-2 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><札幌市における措置> 国民健康保険事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><札幌市における措置> 国民健康保険事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバープラットフォームの運用に携わる職員及び事業者、セキュリティや運用規則等についての研修を実施する。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	IV-3	<p><札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバー室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	(削除)	事前	重要な変更
令和2年11月27日	VI-1 ①実施日	平成27年12月24日	令和2年11月4日	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-2 ②実施日・期間	平成27年6月15日～7月14日	令和2年6月15日～7月14日	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-2 ④主な意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先である国保連合会において、マイナンバーをどのように利用し、どのように管理を行うのか。また、情報漏えいがあった場合の責任はどうなるのか。 ・セキュリティ対策を強化しても情報漏えいのリスクがあることから、マイナンバーによる管理や情報提供には危惧がある。 ・前回の評価から今回の再評価までの間に情報漏えいやハッキングなどはあったのか。システム導入の効果はどうなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの提示による本人確認はできないことにならないか。 ・情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。 ・データの消去・廃棄はどのように行うのか。 ・特定個人情報全体を、委託・再委託するとなっているが、そのリスク管理はどのように行うのか。 ・オンラインで行うことのリスク管理はどうなっているのか。 ・セキュリティを高めても、不正アクセス・人為的エラーは防げず、個人情報の漏えい・流出が危ぶまれる。 	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月27日	VI-2 ⑤評価書への反映	評価書本体への反映ではないが、住民からの意見を受けて「(別添3)変更箇所」にある項目のところに該当ページを追記した。	—	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-3 ①実施日	平成27年9月14日	令和2年10月7日	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和2年11月27日	VI-3 ③結果	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるとの答申を得た。	事前	「重要な変更」に伴う変更
令和3年12月24日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)	番号法第19条第8号 別表第二(第1項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第2項)	番号法第19条第8号 別表第二(第2項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)	番号法第19条第8号 別表第二(第3項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)	番号法第19条第8号 別表第二(第4項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和3年12月24日	II-5 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第5項)	番号法第19条第8号 別表第二(第5項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第12項)	番号法第19条第8号 別表第二(第12項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第15項)	番号法第19条第8号 別表第二(第15項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第17項)	番号法第19条第8号 別表第二(第17項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第22項)	番号法第19条第8号 別表第二(第22項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先12 ②提供先における用途	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第33項)	番号法第19条第8号 別表第二(第33項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)	番号法第19条第8号 別表第二(第39項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第42項)	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第46項)	番号法第19条第8号 別表第二(第46項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第58項)	番号法第19条第8号 別表第二(第58項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第62項)	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第80項)	番号法第19条第8号 別表第二(第80項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第87項)	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第88項)	番号法第19条第8号 別表第二(第88項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第93項)	番号法第19条第8号 別表第二(第93項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第97項)	番号法第19条第8号 別表第二(第97項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先25 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第106項)	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先26 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第109項)	番号法第19条第8号 別表第二(第109項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	Ⅱ-5(別紙)-5 提供先27 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第119項)	番号法第19条第8号 別表第二(第119項)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和6年1月25日	(別添1)事務の内容	図に追加	図中 ⑮被保険者情報 (※個人番号除く)	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (行政事務センターの追記に伴う修正)
令和6年1月25日	(別添1)事務の内容 図	図に追加	①~⑬省略 ⑭国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システムに記載されている速報・確報情報を提供する「コンビニ収納代行業者」の名称を「コンビニ収納代行会社」へ修正する。 ⑮口座振替処理業務及び早期納付勧奨業務を行う「行政事務センター」を追加する。	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (コンビニ収納代行会社への名称変更及び行政事務センターの追記に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託の有無※	8件	11件	事前	重要な変更にあたらぬ変更 (委託件数の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	点検には専門的な知識を要するため民間事業者に委託する。	点検には専門的な知識を要するため北海道国民健康保険団体連合会に委託する。	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	専用線	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	業務担当課への問い合わせ	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項4⑥委託先名	競争入札により決定する。	北海道国民健康保険団体連合会	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	専門的な知識を要するため民間事業者に委託する。	専門的な知識を要するため北海道国民健康保険団体連合会に委託する。	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	専用線	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	業務担当課への問い合わせ	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (委託先の変更に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項5⑥委託先名	競争入札により決定する。	北海道国民健康保険団体連合会	事後	重要な変更にあたらぬ変更(委託先の変更に伴う修正)
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11	記載なし	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11①委託内容	記載なし	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲※ 対象となる本人の範囲※	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 ・医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 ・療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主(擬制世帯主)に関する所得等の情報を管理する必要がある。 ・「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(情報集約システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	専用線	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者を求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲⑤委託先名の確認方法	記載なし	業務担当課への問い合わせ	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲⑥委託先名	記載なし	北海道国民健康保険団体連合会 (北海道国民健康保険団体連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 再委託 ⑦再委託の有無※	記載なし	再委託する	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 再委託 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	契約書に基づき、委託内容(業務の範囲)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。 (再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。
令和6年1月25日	Ⅱ-4 委託事項11 2取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 再委託 ⑨再委託事項	記載なし	情報集約システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	情報集約システムがクラウドサービス事業者に求めるセキュリティ要求について、他のシステムのセキュリティ要求を参考に決定した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	クラウド移行作業に関する記載なし	<p>【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 <p>(再委託及び再々委託する場合も同様とする。)</p>	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月25日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	クラウド移行作業に関する記載なし	<p>【情報集約システムのクラウド移行作業時に関する措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業にあたって、作業員以外を対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 <p>(再委託及び再々委託する場合も同様とする。)</p>	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	クラウド移行作業に関する記載なし	<p><クラウド移行作業時の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月25日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウドに関する記載なし	<ul style="list-style-type: none"> ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・情報集約システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。
令和6年1月25日	Ⅲ-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	クラウドに関する記載なし	<p>上記の続き</p> <p>【情報集約システムのクラウド移行作業時の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。 ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。 ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。 	事前	オンプレ環境からクラウド環境への特定個人情報の移行の際のリスク対策が必要となることから記載した。